

鹿兒島県史料集
(62)

通 昭 録 (十二)

鹿兒島県立図書館

刊行のことば

鹿児島県史料集第六十二集としてここに「通昭録（十二）」を刊行いたします。

「通昭録」は、江戸時代後期 得能通昭（享保十四年生 寛政元年没）が郡奉行や勸農使として務める傍ら収集したものを江戸在勤中にまとめたものです。

内容は、薩摩藩主の編年記・薩摩藩及び公儀の法令・故実・室鳩巢などの漢学の説、番町皿屋敷の由来などの話、和歌・和文・随筆等を含みます。

今回は、巻之七十三から巻之八十までを「通昭録」の最後として刊行することといたしました。

本史料集は、鹿児島県立図書館所蔵本を底本とし、都城島津邸所蔵本、東京大学史料編纂所蔵本を参考に、元指宿高等学校長の中野翠氏（七十三・七十四巻）、九州大学名誉教授の安藤保氏（七十五〜八十巻）によって、編集・校閲・校訂が進められ、刊行の運びとなりました。

長期間にわたる二方の御苦労に対し、心からお礼を申し上げます。

また、この史料集が本来の目的であります郷土資料の保存と地方史の研究や県民の文化向上に大いに役立てられるよう期待いたします。

令和五年三月

鹿児島県立図書館長

古川 伸 二

目次

解題	i
例言	x
通昭録卷七十三・卷七十四	1
通昭録卷七十五・卷七十六	35
通昭録卷七十九・卷八十	63

解題

本書『通昭録(十一)』は、鹿児島県立図書館蔵『通昭録』巻之七十三(巻之八十の翻刻を収録する。巻之七十三・七十四を中野翠委員が、巻之七十五・七六及び巻之七九・八十を安藤保委員が担当した。

両委員とも県立図書館本を底本として、都城島津邸本(都城本)を対比の参考本として活用した。その他の対比本等の活用は、各委員の判断に任せた。なお、著者・得能通昭の履歴やその家系及び伝本の経緯等に関しては、『通昭録(三)』などの既刊本を参照していただきたい。

巻之七十三 遠遊録

まず、目次として七十四の項目を羅列し、得能通昭が各地の巡見先で見聞した神社・仏閣や史的名所及び古老からの聞き書きなどを記述し、一部は神社や高隈山系及び志布志湾沿いのスケッチ図入り等の紀行文で構成されている。それらの中で特徴的事柄や貴重な内容を取り上げてみたい。一部は担当委員で補足説明を加味した。

一 得能通昭が一七八〇年(安永九年)に眺めた鹿児島城御楼門

御楼門については、鹿児島大学教授の五味克夫氏(当時)によれば、一六〇六年(慶長十一年)六月六日に渡り始めがあった『鹿児島城本丸跡』(県教委昭和五八年三月三〇日発行)収録の「鹿児島城の沿革」。しかし、一六九六年(元禄九年)四月の鹿児島大火により、城内に延焼して本丸や御楼門が焼失した。

一七〇四年(宝永元年)二月、鹿児島城本丸・御楼門などの普

請が完成し、三代藩主島津綱貴が本丸に帰っている。従って、得能通昭が「大始良濱田村の湊」(現・鹿屋市浜田町)や「小根占」(現・南大隅町)から眺めた御楼門(御隅櫓を含む)は二回目の御楼門である。

その後、一八七三年(明治六年)五月、騎乗された天皇(のち明治天皇)の鹿児島御臨幸(騎乗した近衛兵が警護)が有り、石橋と御楼門を渡られ(西郷隆盛が徒歩で供奉)、本丸の行在所に入られ宿泊された。この様子を描いた都城出身の日本画家山内多門の絵が残されている。此の時、鹿児島城本丸にはすでに鎮西(熊本)探題第二分営が設置されて兵士が駐屯していたが、同年十二月に火災で本丸・御楼門などが焼失した。

近年、民間人や経済団体による御楼門復元の募金活動が開始され、県や鹿児島市も復元予算を組み、友好県・岐阜県からの貴重な材木(ケヤキ)の提供もあって、立派な復元御楼門が二〇二〇年(令和二年)三月竣工し、四月十一日から一般に開放された。

二 ウガヤフキアエズ尊の霊廟は、「神代三陵の一也」と紹介し、周囲を山に囲まれた霊廟や社殿の配置をスケッチ図で示している。他の二山陵は、現・霧島市溝辺町の「高屋山上陵」と現・薩摩川内市の「可愛山陵」で、共に宮内庁が管理している。

三 「四十九所大明神」(現・四十九所神社、現・肝付町高山)は、神社の敷地が広く建物も大きい。「鐘楼」もあって、その鐘は江戸初期に藩の重臣を勤めた伊集院幸侃(忠棟)の寄進によるものと記述している。

その後、この神社では毎年十月十九日の大祭日に、参道で流鏝馬行事が、国家安泰・悪疫退散・五穀豊穡を祈願する神事とし

て開催され、多くの人々が見物に訪れる。一九八一年（昭和五十六年）三月に県が文化財に指定した。

四 内之浦に「昼狼出て」、女を追いかけている場に出合った山田新助某の家士が、山刀を抜いて切りかかり狼を仕留めたと記述している。『三國名勝圖會』にも各地の馬の「藩営牧」（馬の放牧場）等に狼出没の記録が見られ、江戸時代に鹿児島藩の領地内各地に狼が生息していたことが証明される。

五 「佐多・内之浦」間は、陸路も険しく海上も常に波が高く、「宿次の飛脚」も、「佐多・内之浦を次渡す事ならず」と交通路の大変な困難地域であることを強調している。

六 内之浦の「大浦」（現・肝付町内之浦の南端の地）には、「七、八軒耕作を業とし、高は五十石である。「此の所の人ハ皆唐人の子孫なり、近年まで唐の衣服あり」と記述している。

室町時代、三代將軍足利義満が勘合貿易を明王朝との間で開始し、この前後には倭寇の交易も活発化した。そのため薩摩・大隅両半島の湊の名称が中国側の史料にかなり記述されている。その際、この地に住みついた中国人交易商人の子孫と考えられ、大変貴重な記述である。

七 大崎の野方村（現・大崎町野方）には、八十年前に摂津国大坂や四国・長門国（現・山口県西北地域）等から「材木稼」のため、男女数十人が移住してきた。彼らは開墾に精を出して「畠となり、今ハ御高百二十石に及ぶ」。「粟・大豆の貢税」も納め、植林にも励んで立派な林を作り上げたことと記述している。鹿児島藩が他国からの移民政策を重視していたことが窺える。

八 「手取城」は、中世期に岩川地方（現・曾於市末吉町岩川の

地）を統治した岩川氏の山城である。島津氏六代当主島津氏久（奥州家）が手取城の攻略にかかった際、岩川氏側の住民らが、夜中に必死になって両手で城の堀を掘ったので、住民らはこの城を「手堀城」と呼んだと云う伝承も興味深い。

九 「下財部溝の口の隣に岩屋の谷あり、谷中岩穴有り、……往々穴に入る者多し、……松明を燈し遠く入る、……」と当時の様子を詳しく紹介している。

この「溝ノ口洞穴」について、文部科学省は二〇二〇年十一月に国の文化財審議会が学術上の価値が高いとの答申を受けて、二〇二一年（令和三年）三月二十六日付で、国の「天然記念物」に指定した。その価値の内容については次の通りである。

三万年前に始良カルデラがつくった巨大噴火による堆積物の中にできた大規模洞穴で、長さが約二〇九メートルあり、堆積物のうち、熱と圧力で溶結凝灰岩に変成した部分が天井として残り、その下の非溶結部分が地下水に浸食されて洞穴となった。

天井には「吹き抜けパイプ」と呼ばれるガスや水蒸気が上方に抜けていった穴が見られる。日本の地形発達を示す貴重な例とされる。（国指定の経緯や価値の内容等については、二〇二一年四月二七日の南日本新聞の記事に依拠した。）

十 「下財部溝の口……洞穴」の水は「霧島につくといふ、華林寺の近邊小穴あり」と記述されている。この「華林寺」は、霧島山錫杖院華林寺の事で、現・霧島神宮への登り口南側一帯の田口村に位置し、真言宗大乘院の末寺であった。

幕末から明治初期に鹿児島藩の家老職を勤めた桂久武は、藩の廃仏政策で廃寺となり、藩領となっていた田口村の旧・華林寺領

地の払い下げを受けた。一八六七年（慶応三年）から私財を投じて山林・原野等の開拓に家臣のみでなく自らも従事し、用水路（桂用水路）も開削して、新農地に家臣らを入植させた。

新政府樹立による士族の特権消失を見据えた桂の士族授産事業であった。西郷隆盛の吉野開墾社や大久保利通の猪苗代湖の疏水を安積原野に張り巡らす事業の決定（直後に暗殺された）も桂の士族授産事業と同様の視点からであったと考えられる。

十一 廻城を巡る島津方と肝付方の攻防戦について

現・霧島市福山町の山手に位置する廻城は、地域豪族の廻氏が代々領有した山城であった。一五六一年（永祿四年）、肝属地方の有力豪族の肝付兼續が廻城を奪い取ったため、島津方の十五代当主貴久とその嫡子義久らの軍勢が廻城を攻める為に、大塚と云う高岡に陣を敷いた（その陣は、今は惣陣と呼ばれる）。

肝付方には伊地知重興や祢寝重長の軍勢も馳せ参じて肝付方に加勢した。同年七月十二日、肝付方が急に竹原山を襲撃してきた。

そこで、島津方は貴久の弟・忠将が率いる軍勢が竹原山の島津方を救援に向う途中、肝付方の多数の軍勢に囲まれ、忠将及び従者七十余人が戦死した。忠将の墓は廻城跡約一キロ南の地に在る。この攻防戦は、島津氏貴久・義久父子が三州統一を目指す重要な第一歩とも位置付けられる。

十二 卷之七十三を締めくくる際の記述について

当時、得能通昭は、鹿児島藩の郡奉行家老のもとで、各郷単位に置かれた地頭とその配下の所三役（嚙、組頭、横目）を統括し、農業行政等を担当する管理職等を勤めていた。

それ故、一七八〇年（安永九年）は、鹿児島藩の公務として、

大隅国や日向国諸県郡を巡見した。その際、行く先々で名所・旧跡、神社・仏寺等を訪ねて、現地の住民にその由来を聞き、その後の経緯を老人に尋ねた。帰宅するとすぐその内容等を書き留めた。

その上で、これらの記述を総括したテーマ名を「遠遊録」とした。その理由は後日、昔の出来事を懐かしく思いだすためであると記述して「卷之七十三」を締めくくった。

スケッチ等を一部加えた各地の現況や、以前の歴史上の事象まで加味した端的な記述と、その博識ぶりに驚かされる。

卷之七十四 薩隅日三州郡村志

「薩隅日三州郡村志」によると、薩州は十三郡、隅州は六郡、馭謨（現・屋久島）郡、熊毛郡及び日州諸縣郡が設置されていた。一七四四年（延享元年）以降、鹿児島藩は藩領地として、鹿児島城下以外の地を百十三の外城単位に分けて統治した。そのうち九十四の外城は藩の直轄地として、各地に派遣された地頭が統治した。

加治木家などの島津家一門や一所持の有力家臣が領有する十九の外城統治は私領主が担った。

一つの外城は数カ村から十数カ村前後の村で構成され、中心となる村には外城士集落の「麓」ができた。藩直轄地の麓に地頭仮屋が、私領地の麓には領主仮屋が設置されて統治の中核となり、その周囲に石垣に囲まれ、武家屋敷門を構えた屋敷が形成された。現在も出水麓、蒲生麓、知覧麓などが歴史的景観を留めている。

ところで、各外城の統治者は地頭であったが、実質上は嚙（あつかい）・組頭・横目の「所三役」が行った。また、一七八三年（天明三年）に外城が郷、一七八〇年（安永九年）に外城衆中が郷士

と改称された。薩州日置郡を例にとると、郷は伊集院、郡山、市来、日置など七郷で構成された。伊集院郷は二十九の村、郡山郷は五つの村、市来郷は八つの村、日置郷は一つの村で島津又七郎私領、・・・と云うように、薩州(薩摩)、隅州(大隅)、日州(日向)諸縣郡の鹿児島藩領全体の行政区域別の構成を、藩直轄地と私領地の区別も行い詳細に記述したことで、藩統治の全体像(行政、軍事・警察)の理解に大きく貢献している。

踊郷(現・霧島市牧園町)の地名は、宿窪田の台地に築かれた山城(踊城)が堅固なため、敵の攻撃を受けても踊つていられることに由来すると『三國名勝圖會 中』が伝えているのは興味深い。

この「卷之七十四」の構成や記述内容は、その後、鹿児島県の行政区域策定等に寄与したと考えられる。

卷之七十五には、次の三点を含む。

村雨夕 「都城本」の扉には「村時雨」と記される。

谷山郷に生まれ、肥後の藪弧山に学び、記録奉行・造士館教授を務めた赤崎貞幹・尚友軒の著作である。

隣の翁の問に答える形式で、古の学校の持つ意味・朱子学の日本への導入、異学の持つ禍などについて、わかりやすく説明する

初学問対 肥前佐賀藩の儒者古賀弥助の著述である。赤崎貞幹が肥後遊学中に古賀を訪ね、この書を得て帰国し、得能通昭に示したものを採録したものである。

「学問はせずして叶わぬと云訳ありや」を初問として十の設問に答えることにより、①日本における儒学の変遷を説き。②多忙な者の学問の仕方、③学問にとって必要な知・行・養の工夫などについて

て説明を加えた上で、諸書の説く知・行・養を一覧表にして付け加えている。

龍 「都城本」の扉には「龍の記」とある。各地における昇竜についての目撃談である。肥後の学士伊形庄助の収集したものが赤崎貞幹を経て得能通昭に渡った。

卷之七十六には、次の二点を含む。

返魂丹 熊本藩儒官藪久左衛門弘篤が「日本魂」の書を読み、元文五(一七四〇)年に記したそれに対する意見書である。「日本魂」は、日本皇統の絶えないのは世界において比類なきこと等を挙げて、日本および神道を賛美する。しかし、神道は日本一国の政・礼・風俗・誠敬の道であり、学問ではないとして、万国万世の師である孔子の教え、すなわち儒学の立場から種々の例を挙げて批判を加える。

翁物語 東郊、悠齊翁の著書である。江戸より帰郷した者から示された得能通昭が、宝暦十二(一七六二)年十月、書写した。

富裕であった江戸の士が、不幸により富・地位を失いながらも清貧に生きる心情を記したものである。得能は「貧富得喪の境、心術義理の弁明明らかなる事、時雨の後の月影にたくへつへし、身に反り、心に求めは、食欲の念おのつから消て安らかに分を守るにもいたる」と、書写の理由を記している。

卷之七十九には、次の三点を含む。

秋夜談話 作者については不明である。顔子の楽しみ、「過不及なき武辺」、高明者・聖賢が山水を好む事、などについての問答である。理由は不明であるが、後部は欠如している。

喪礼儀略・居礼儀略・祭礼儀略 葬式儀礼の仕方、喪主の順序や

服装、葬式以後の祭礼等について記述する。

斯文源流抄略 元禄十六（一七〇三）年に生まれ、宝暦四（一七五四）没した河口子探・静斎による寛延三（一七八〇）の著であり、河口没後の宝暦八（一七五八）に上梓された。儒学における異説横行の状況に鑑み、その源流を末学の指南のために記した。藤原惺窩以後の日本における儒学の変遷について抄記し、儒者十八名について略記する。

卷之八十には、次の三点を含む。

倭歌詞解・和歌縁詞 倭歌詞解は、和歌に使用される詞をいろは順にあげて、その意味を説明する。和歌縁詞では二十一の詞に関連して使われる詞を列挙する。

通昭家訓 安永八年正月付の得能通昭による得能家の家訓である。忠孝を初めとして、家内の種々の用事に関する事・遊興など無駄の禁止・人と接する場合の心得・支出の心得などに至るまで網羅する。学問と武芸については別冊にある通り守るよう指示している。

台湾降参之記 康熙二十二（和暦天和三）年に行われた清朝による台湾攻略についての具体的記述である。最後の部分に鄭成功伝を添える。

参考文献

- 『ふるさと鹿児島万能地図』（南日本新聞社、昭和六四年十月二〇日発行）
- 『薩陽武鑑』（尚古集成館、平成八年一月十二日発行）
- 県内各市町村刊行の市・町・村の史誌

○『鹿児島県史料集（第四十二集）薩藩名勝志（その一）』（鹿児島

県立図書館、平成十五年三月発行）、『鹿児島県史料集（第四十三集）薩藩名勝志（その二）』（鹿児島県史料刊行会、平成十六年三月発行）、『鹿児島県史料集（第四十四集）薩藩名勝志（その三）』（鹿児島県史料刊行会、五日発行）

○『島津一族無敵を誇った南九州の雄』（川口素生 著、（株）新紀元社二〇一一年四月一日発行）

県立図書館資料課には、得能通昭の「卷之七十三・七十四」及びスケッチ図や花押の複写等で大変お世話になりました。厚くお礼申し上げます。

例言

『通昭録』卷之七十三（遠遊録）・卷之七十四（薩隅日三州郡村志）及び卷之七五・七六（村雨夕ほか）、卷之七九・八〇（秋夜談話、倭歌詞解）は、底本の県立図書館本を翻刻するが、都城島津邸本（以下「都城本」と略称）を参考本として対比した。都城本の本文と違いが生じている箇所については、各本文中の最後に傍注を付（安藤担当分は、その箇所毎に注記）して、その違いを明記した。

その外、本文作成に当たっては、次のような方針に依った。

- 1 漢字は常用漢字を原則としたが、國・對・邊・舊・傳・寶・圖・讀など一部の漢字は底本のままとした。
- 2 仮名は原則として原文の通りとしたが、者・茂・爾・越・

- 与・江・須・登・希・免などの助詞は平仮名に直した。
- 3 漢字にふられたルビは底本に従った。
- 4 異体字・略体字・俗字は、現在の字体に直した。
- 5 変体仮名及び合わせ仮名は、通常 of 仮名に直した。
- 6 蕨字や平出がある場合は、これを反映させた。
- 7 同文字の重ね書き(踊り字)は、底本のままとした。
- 8 脱字・誤字は、本文の最後に(注○)で示し、脱漏文は都城本で補充して、本文中に「……」の如く追加して正した。
- 9 漢字・語句の判読や人物の特定が出来ない時は、「……カ」と類推して示した。また、欠損字及び不明文字は□で示した。
- 10 本文を読みやすいように、句点(。)と読点(、)を加えた。

通昭錄卷之七十三・七十四

通昭録卷之七十三

國分正八幡宮

空順入定

伊集院抱節墓

國分御屋地

高隈嶽

大始良濱田

伊集院三河守

伊集院竹友

安樂寺

山本村

佐多刀坂

尾波瀬浦

極楽寺

含粒寺

始良八幡

瑞光寺

高屋大明神

山田氏家士代様(注1)

内之浦大浦人

串良堂社寺

大崎荒佐民

飯隈山

大慈寺

宝満寺

龍翔寺

大始良城

古月和尚

川上大明神

幡山大明神

大根占石碑

鬼丸大明神

諏方大明神

古高札

國見岳

佐多孝子

岬権現

田代花瀬

鶴戸権現

高山本城

四十九所大明神

高屋堂上

串良郷(注1)

串良古文書

大塚山

松尾釣橋

山口大明神

志布志郷

夏井関所

景清墓

渡邊氏土民(注2)

憶ヶ原(注2)

見龍升

手取城

松山城

山童

投谷八幡

小少将墓

平田三五郎墓

財部岩屋

日荒神

大安寺

桜谷

末吉山口早馬神

住吉大明神

中之内五十丁村

八幡宮大人弥五郎

加瀬田城

市成郷

荘内蓑原

教經墓

安永城

興禪寺

宮浦大明神

忠将墓

(注1) 都城本「伐様」、誤記カ (注2) 読み方「あおき」

通昭録卷之七十三

遠遊録

一 國分正八幡宮、應神天皇・神功皇后・玉依姫を祭る、

一 宮ハ鹿兒島神社といふ、彦火々出見尊・豊玉姫を祭るといふ、

神武天皇の建立といひ傳ふ、石清水社務方にハ、欽明天五年、^(注2)鹿

兒島神社の寶殿に正八幡宮御頭座と記せると楚、今ハ兩宮社を合

て正八幡宮と称すともいへり、庚子秋、^(注3)通昭詣て、里人に問へと

も、詳に知る事なし、

此社隼風宮ト額アリ、早風社ハ

日本武命也、神體ハ隼ヲ討ち玉

フ銚ナリト云、

此社武内社「ト額アリ、武内大臣ヲ祭ナラン」、



此社一宮歟、然ラハ、^(注5)「彦火火出見尊と玉依ヲ祭ナラン」

此社本社歟、然ラハ応神天皇・神功皇后・玉依姫ナルヘシ、

右參詣して見る所大概を記す、

(注1) 都城本「に者」 (注2) 五三五年カ (注3) 安永九年

(二七八〇)カ (注4) 「・」ハ脱漏に付都城本で補充 (注5)

「・」ハ虫食いに付、都城本で補充

一 獅子尾山正福寺ハ八幡宮の西南に在り、真言宗の寺なり、本堂馬頭觀音を祭る故に、遠近馬を牽て參詣す、堂左に僧空順入石室あ

り、空順ハ隅州羽月の人にて、坂本氏の子なりといふ、太守綱貴^(注1)

公、二階堂十左衛門定行の女を最求し給ひ孕めるに及んで、宣行

霧島に詣、男子の生れ給はん事を祈り、且華林寺の住持法印に祈

誓を請ふ、終に男子誕生し給ふ、吉貴公是なり、公の治世にあたり

公より功あるを聞ず、空順ハ法印より法孫なり、^(注4)正徳中、空順

六十餘歳入定して國家安泰を祈らん事を請ふ、免されて入定の地

を桜島に賜ふ、更に獅子尾に賜ふ、側室於須磨の御方、石工に命

し、石室を作らしめて空順に賜ふ、於是、石室に入て命を賜ふ、

碑銘及び辞世の和哥あり、

(注1) 島津家二十代当主兼三代藩主 (注2) 「宣行」カ、都城本

も「宣行」 (注3) 島津家二十一代当主兼四代藩主 (注4) 本

文ハ一字の合字 (注5) 一七二一年〜一七二五年

一 氣宮森 國分 の内田邊の林なり、古き樹木ハなくて若木のミ

也、草ふきの小社なり、額に天神宮とあり、菅家にハあらず、天

神七代「の神を」祭るといふ、古跡とも見えざる所なり、

(注1) 「・」ハ虫食いの為、都城本で補充

一 同所野口村の田間に伊集院下野守久晴「入道抱」^(注1)節齋の墓あり、

抱節ハ義久公・義弘公の時に當て武名高し、

(注1) 「・」ハ脱漏に付、都城本で補充

一 同所麓御屋地と称するハ、古御屋形の跡なり、今に二重の石垣そ

のま〜残り、

一 高隈嶽ハ高隈・垂水・鹿屋・串良・花岡・新城・牛根・百引八ヶ

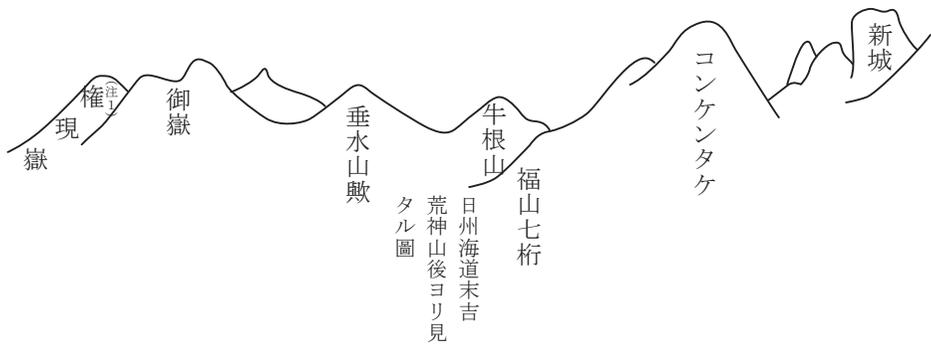
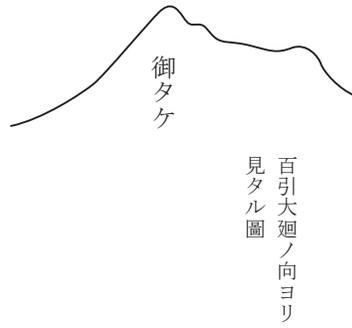
所にかゝる七嶽あり、峯の尾筋道あり、いつれの嶽よりも鹿兒島

目下に見ゆる、御嶽ハ垂水の内なり、八分目より高隈な権現嶽の

絶頂ハ鹿屋なり、西平ハ垂水なり、須磨嶽ハ新城なり、御嶽八分

目より上ハ木なし、すえの竹なり、西平ハ五葉の松多し、大木あり、樅木もあり、御嶽・権現嶽尤高く見ゆる、権現嶽ハ新城・垂水の境也、絶頂に小社あり、額に高隈山三所権現と記す、後に山の字を去る、今ハ額なし、鹿屋人の同権現誕生地ハ鹿屋に在り、座主も鹿屋の内にあり、毎年三月四日参^(注2)、

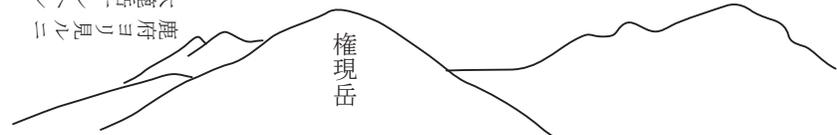
(注1) 都城本「かゝりて」 (注2) 都城本「参詣多し」





串良岡崎村^(注2)城タ崎ヨリ見ル圖

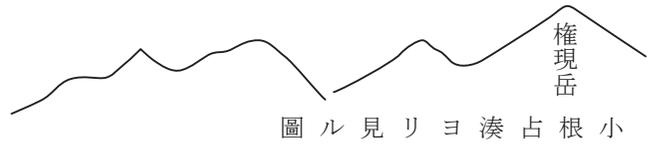
水
川
池
田
山
谷
川
池
田
山
谷
川



内之浦高崎ヨリ見ル圖



志布志伊崎田村ヨリ見ル圖



(注1) 都城本「コンケンタケ」
(注3) 都城本には無し、脱漏カ

(注2) 都城本「城ヶ崎」

一 大始良濱田村の湊より鹿兒島の間海上十一里、須崎松原見ゆる、晴天にハ楼門角矢倉よく見ゆるといふ、垂水の輕佐の岬の上に桜島を見、揖宿の上に開門嶽を見ル、串木野冠嶽、入来波次山、佐多・根占一面に見へて景尤よし、揖宿知林嶋真向に在り、海上三里、

一同所麓に伊集院三河守異、文祿元年壬申七月と書たる石塔あり、里人に問へは、朝鮮入の時、此所より出陣餞別の地故、渡人石を立て其の驗とすといふ、墓にハあらずと見えたり、

(注1) 一五九二年

一末吉南之郷村の内、松山より都城へ通る上使海道松井木右傍に、高さ一丈五尺斗、二重の塔あり、正面竹友といふ文字有り、竹字は分明ならず、右脇に空仙坊といふ字に似たる小字あり、二亥といふ字もあり、其外文字あれども詳ならず、里人に問へは、伊集院三河守入道竹友の墓也、肝付讚岐守の家老也、北郷氏と南之郷に對陣す、住吉山の東に陣す、今に陣の山といふ、堀切多し、不知案内の人、爰に入れば数奇ならされハ出る事あたはずといふ、今ハ松山なり、正月元日、北郷氏襲来て竹友討つ、此所に葬り墓を立つ、墓の邊、馬に乗りて過れば落て死したる者多し、昔時此邊轡の音を聞き、鎧武者を見たるなど怪氣多けりしとて、今に毎年七月十六日、墓前にて太鼓踊りをすといふ、通昭按するに、舊記に天文之比、北郷氏、肝付氏、末吉國合原に合戦すとあり、肝付河内守兼統と北郷讚岐守忠相なり、里人の肝付讚岐守といへるハ二人を誤る也、塔に二巳己亥と彫刻せるも不審、己亥ハ天文八年也、二年ハ癸巳なり、此塔を見るに紋所を刻ミ、石も長く大にして彫刻も精し、古物とハ見へし、其後、万治二年己亥にあたる、恐くハ此年あたに塔を立たるなるへし、空仙坊と彫たるも、此時供養の山伏ならん力、天文より四百年前、元永二年、外に二年に己亥にあたるハなし、天文後、万治二年の外、更に見えず、此石塔邊廣野なり、國合原・都城・財部の内に續き、三所の原、都て國合原といふ也、

(注1) 一五三二〜一五五四年 (注2) 一五三九年 (注3) 一

六五九年 (注4) 日置郡阿多 (注5) 一一一九年

一 大始良龍翔寺、臨濟宗志布志大慈寺の末寺なり、氏久公開山、剛中和尚に御帰依にて、大始良より志布志に移り給ふの時、剛中を大慈寺二世の住持とし給ふ、後に即心院に隱居し、又京都東福寺住持となり、寺内即宗院に隱居す、龍翔寺の庭、氏久公同夫人御院御女子溪月宗江大姉御墓有り、公の御墓中地上二重目靈骨あり、当住の先住代、明和年中開きて是を見る、尊骸を納たるにハあらず、火葬して御骨を納るなるへし、郷役々を召て拝せしむ、石つきの方灰すし中有、御骨鮮に見たくと楚、宗大姉ハ伊十院忠國の孫彈正少弼頼久の宝也、中頃 太守公に逆をなし、國家に冠す、後、久豊公に降る、大姉さとなり、龍翔寺の住持となり給ふ、惣門の額ハ大慈寺萬安和当の筆なり、

(注1) 瑞雲山龍翔寺 (注2) 島津氏六代当主(奥州家)

(注3) 一七六四〜一七七一 (注4) 都城本「伊集院」

(注5) 島津氏八代当主 (注6) 欄上に「額名瑞雲山」と記す

一 大始良城、初肝付氏カ領内也、楡井頼仲攻取り康安年、氏久公御攻取御居城となり、城内、元久公御誕生地の跡とて松の古木有り、城の前、繁昌門といふ有り、氏久公より拝領せしとて代々孫字を名とす、城の後、福山有り、元久公の産湯をあげたりとて、名付け給ふといひ傳ふ、城の東に当て八幡宮有り、崇て産神とし給ふといふ、正神ハ惣金の神也、近世、本田出羽守親宣開て是を納す、裏に氏久の二字あり、繁昌門の百姓代々此神社を預り、城傍に胞衣を埋られたる一山あり、山上自然石を立たり、獅子目村の方より城の大手門を入り、城外麓へ出る道あり、城ハ麓内に在り、

〔注1〕 現・鹿屋市大始良町の地域

〔注2〕 一三六一年

〔注3〕 島津氏六代当主(奥州家)

〔注4〕 島津氏七代当主

〔注5〕 欄外の上に「鏡」と有り

〔注6〕 都城本「此の神」

一龍翔寺境内樹木茂り、こけむして殊勝也、寺領纔に一石なりといふ、住持千溪曰、十七八歳の時、佐土原古月和尚に附居たり、和尚薩州より佐土原に帰り、筑後久留米候より請待せられ至りて、明年八十四歳にして、彼地の迂化説法、和明日昼過死すへし、衆僧敬て法を学へ倡あり、今是を忘る、其後に至りて迂化す、國主寺を立、高三百石を寄附し古月を開山とす、

〔注1〕 「我」の誤記カ、都城本「我」

一大根占麓近邊、川上大明神有り、所の惣社なり、井を掘る事かなきを食ふ事を禁す、大根占中井なし、

〔注1〕 都城本「在り」

一同所池田村、高山、内之浦に續く山の方に在り、家數二百餘もあらん歟、幡山大明神社有り、十一月初神祭あり、御蔵より祭り米を出たる、社の向ふ幡山竹林あり、琉球征伐の時、樺山久高、山川滞留の間、幡竿を切らんと欲す、適鳩有て飛ふ、久高人をして是を見せしむ、海を越へ此山に留まる、於是、此竹を伐て幡竿とす、是より恒例として世しの幡竿を伐せらる伐る時ハ、野村兵部来る、伐終て完狩をなす、一目事丁に用ゆ、神社境内、大楠一本有り、木の俣廬の富木あり、多実る、大風に折れたり、慈徳院殿の時改るに、周り十尋あり、社前道向ふに一本有り、周り十一尋は百年を経たるを知らずといふ、

〔注1〕 都城本「在り」

〔注2〕 都城本「在て」

〔注3〕 都城本

「世々の」

〔注4〕 島津氏二十三代当主・六代藩主島津宗信

一大根占城元村、小根占國見嶽の間三千石の新田あり、石碑あり、

寛文乙巳、菱刈孫兵衛重敦命を奉し郡縣を巡り新田を作る、後に

溝奉行伊東了右兵衛門、古後七郎右衛門溝を掘り、小根占の水を

引て今の新田となる也、銘は前永平寺高雲記すると有り、此の時

までハ、我國父方に乏しく、近く父を求と見へたり、新溝記を讀

むに、寛文五年乙巳、菱刈氏命を受け諸所を巡り此の地を見て水

を引きて少し計の田地となる、其後、伊東・古後二氏同十年、小

根占より水貫、千百六十間、溝三千四百四十四間を掘り、同十二

年壬子成然、延寶四年庚辰九月二日記成る、古後氏の求によつて

記すと有り、今年安永九年庚子に至る百九年なり、

〔注1〕 寛文七の誤記カ、都城本「寛文七」、一六六五年、但し兩本と

も、寛文七年を「乙巳」と記すが「丁未」の誤記? 〔注2〕 都城本

「古海」、どちらが正しい? 〔注3〕 都城本「前平寺」

〔注4〕 一六六五年 〔注5〕 一六七〇年 〔注6〕 一六七二年

〔注7〕 一六七六年 〔注8〕 「丙辰」カ 〔注9〕 一七八〇年

一小根占川北村に鬼丸大明神あり、祢寝 重武を祭る、荒き神にて

おとこめ多しとて、郷人古より恐怖すといふ、

一同所川南村に諏方大明神社有り、此所の惣社也、麓ハ川北の地な

り、川を隔て南北の名あり、長き橋あり、川南にとて郷士屋敷多

く麓の地と見ゆる也、

〔注1〕 都城本「在り」 〔注2〕 「川南にも」カ、都城本「川南にも」

一同所、安楽寺高牧願成院といふ、天台宗弥勒院の末寺也、淨國

廟、帰依僧憲英カ開基なり、本堂本尊如意輪湛慶作也、不動木

像、元三大師の繪像立ツ、木馬の飼を食ふ有り、吉貴公の御寄附

也、本尊初ハ川内に在り、後大磯の御館に安置せられ、此寺に移

さる、^(注2)暖坂田某曰、和田源太兵衛某日開く、湛慶作の観音三昧我
國に在る事を、一ハ志布志宝満寺の観音一有、坂田氏はを忘る、

一ハ何れにある事を知らず、爰に來りて見るに、此本尊其一なり
と楚、通昭も寶満寺の観音を見る、共に如意輪にて、面形座像の
尊さ定なる事なし、其藝に疎也といへとも同作と見るへし、寺は
大地ならされとも、寺家鐘樓甚佳なり、寺領ハ三十石也といふ、
今ハ荒廢に近しと見えたり、

(注1) 島津氏二十一代当主・四代藩主

(注2) 読み方「あつかい」、藩の各外城を統治する最高役人

^(注1)一 小根占山本村功才喜平次カ家床のおとしかきに、古き高札をかけ
たる文字文明ならず、傍に写を張り置たり、何の故を以、此所に
在る事を知らず、

(注1) 「一」脱漏ニ付、都城本で補充

一 御蔵入之百姓は万事を差置^(注1)地に精を可入事、

(注1) 「地」から行間の下に線を引き、「作敷」と記す

一 自然緩々といいたし、取乱・取納方大形に致ものあらは、其科稠可
被相遂之事、

一 若百姓共にいたり、代官衆より無理非道之儀申懸候は、則其旨直
に可申上事、

一 自今以後代官衆其外、誰々えも、百姓より為礼儀・音信共仕儀可
為停止事、

一 公儀ニ不相知儀に或人夫を出し、或米錢を出儀、曾以有ましき事、
右條々堅御法度之儀候間、若百姓共此旨を大形に存、猥なる事

候ハ、可被遂嚴科之旨、所被仰出也、仍下知如件、

^(注1)寛永九年十月廿八日、

兵部少輔

左近將監 

撰津守 

上野守

(注1) 一六三二年

一 喜平次代々功才を勤むといふ、語りて曰、山本村ハ少根占第一の
労村なり、或ハ物詣、或ハ魚獵、或齋非時に隙を費し、作業を事
とせず、唐芋を買て食物とす、近年、庄屋某、麓より來たり、唐
芋過分馬に負せ來りて植ゆ、人皆尽を笑ふ、秋に至りて唐芋數百
表を得たり、村中行て買ふ、於是、庄屋大に村中下知して是を植
しむ、百姓始めて農業の利ある事を知り、万事を捨て耕作を專に
し、我身を經ずして第一の富村となれり、今に至て其賜を受くと
いふ、

^(注1)一 小根占國見嶽ハ、近郷無双の高岡也、或ハつしといひ、或ハま

へめとうといふ、琉球より登るに洋中より見れハ、開闢嶽、野間
嶽、國見嶽の三ツ海中の島のこたく見ゆるなり、邊田村ハ山川の
向ふ也、海上二里斗とみゆる、佐多へ通る海道なり、海道の村な
り、右ハ海、左ハ断巖絶壁、山水の畫に似たり、安永八年己亥七
月潮出て邊田の内、廿一ヶ所岡より大木大石を洗ひ出して海へ入
る、民家四五軒忽に海に入る、男三人・女三人海中に流れ入りて
死す、通昭見る所、鹿府祇園社邊の所謂鳶石のこつき幾らともな
く、路傍に流れ止るを見る、^(注1)小根占晴天鹿兒島を望めは、鹿兒城
の樓門、南林寺の松林見ゆるといふ、

(注1) 現・南大隅町根占 (注2) 一七七九年

(注3) 都城本「松原」

一邊田村を通、刀坂といふ勝れたる坂を登れハ佐多なり、大難所なるカゆへに、^(注2)重年公御巡見の時も小根占まで到り給ひ、佐多への御通りなかりしとす、

(注1) 現・南大隅町根占辺田 (注2) 都城本「故に」

(注3) 島津氏二四代当主・七代藩主

一佐多伊座敷にて麓なり、此村へ清右衛門といふ者、母へ孝あり、御褒美米賜ひ路傍石焼炉に佐多郷士の記あり、

(注1) 現・南大隅町佐多伊座敷

一尾波瀬浦人家式拾四、風俗ハさまで野ならず、男ハ魚獵、女ハ野稼し渡世す、よろしく見ゆる、開聞嶽遙かに跡に跡に見ゆる、黒島・硫黄島・竹島の三島、横に見る黒島敷遠し、竹島是に次く、硫黄島ハ近し、

(注1) 現・南大隅町佐多大泊 (注2) 現・三島村

一御崎権現伊佐敷より南へ凡三里山坂登り下り難所なり、佐多中惣て山坂岡谷にて平地なし、伊座敷より尾波瀬へ二り、尾波瀬竹石へ半り斗四五町至れハ田尻浦なり、纒斗の人居なり、日本西南の隅にて、是より岬まで人家なし、風俗大概尾波瀬に異ならず、是より南、海涯少し通り松山へ入る、急なる坂六七丁登る、すこし下り、又少し登り、大に下り、石橋式ツ、板橋一ツ渡る、左右蘇鉄山なり、松も有り、鳥居に御崎宮と額有り、安永七年造替ゆへ宮居奇麗に見ゆる、彩色ハ無し、宮ハ山中海涯より三分目に見ゆ、宮の右脇高さ一丈御尺の蘇鉄有り、宮の四面樹木茂りて四方見へす、宮を出、石階を下り、鳥居のものに御供所あり、又本地堂あり、六観音を安置す、堂の傍に籠所あり、佐多郷土老人一人爰に居て札守を出す、別当寺極楽寺の頼なりといふ、寺ハ郡村に在

り、社人も同村に在り、是より式里餘を隔たりといふ、参詣絶へず、賽銭ハ別当寺取る、賽米ハ籠所の番人取ると也、宮殿三十六歌仙の繪馬なり、繪ハ上方繪也、哥ハ名越恒の筆なり、近年過る其先の哥ハ河野八郎左衛門通奥入道静心の筆也と古き板に書个り、籠所の板に縁記を書个り、其略憶原に出現の海童の神、和銅元年神託にて佐多岬に葬られ給ふとなり、南の山に石の祠あり、不のみやといふ、此所を不のたけといふ、又海邊東の巖に板ふきして祭る小社を(空白)といふ、山間より屋久島・種子嶋能く見ゆる、屋久ハ高く、種子ハ卑き平島也、間泊より竹の浦へ越ゆる山坂大難所なり、海際一筋の道あり、右ハ海、左ハ巖石屏風のことし、其高さいふへからず、其間に三四間、路なき所あり、左の巖直に海底へつゞく、上ハ巖岩にて壁のことし、取つくへき岩々ともなし、下ハ踏留むへき足たまりなし、爰を通るに刀を右にさし、両手を堅岩にひたとあて、草履をはきて堅岩を踏ミそろく踏すへれハ、自然と足さハりの所あり、両足を運ふ事なくして爰を過る、通昭、此日、船にて通折節、二人此道を通る見るも、中く思ひさる程也、蜘蛛の壁に付くことし、海上常に波高し大洋也とて、大泊より船に乗る、波ハなしといへとも大衲り岡のことくなり々来りて茅屋より猶高き巖を没す、去る時ハ巖石の上より巖を傳ひ、流れ下る瀑布にことならず瀬多くして甚すまじ、

(注1) 現・南大隅町佐多伊座敷 (注2) 都城本は「尾波妹」、「尾

波瀬」の誤記カ (注3) 現・南大隅町佐多松山 (注4) 現、御

崎神社 (注5) 都城本「在り」 (注6) 一七七八年 (注7)

都城本「在り」 (注8) 「もとに」の誤記カ、都城本「もとに」

(注9) 七〇八年 (注10) 間泊・竹の浦とも大隅海峡に面し、現・

南大隅町の地 (注11) 大泊は現・南大隅町大泊の地

一極楽寺郡村に在り、真言宗御崎権現の別当寺也、祢寝家高祖より四世、并三夫人の小石塔寺内に在り、法名二字ツゞを記す傍に石牌有り、小松重盛の嫡孫高清の嫡子、建仁之比、將軍頼家の下文を給て祢寝院南侯の地頭に補す、佐多・田代・大根占・小根占を領す、清重以下三夫人の墓を佐多極楽寺に立つ、小松帶刀清香、住僧記之となん、略見えたり、御崎権現の祭の時、神を奉し爰に至る、行列甚厳にして先に刀を振りて通る、神の帰る時は行列もなしといふ、

(注1) 平清盛の嫡男

(注2) 一一〇一〜一一〇二年 (注3) 鎌倉幕府二代將軍源頼家

一花瀬、田代川原村に在り、川流れ十町、横一町といへとも、約するに流七八町、横三四十間なるへし、一面に見へたる切り石の石段のことし、土砂少しもなく高低なし、深さ二三寸の水流る、川上は内之浦境鹿倉山に出つ、南北の岸樹木茂り、擲獨藤桜紅葉の類あり、花の時、水に移る其詠免語るに詞なるへし、川南の岸に権現社あり、川北に鶴戸社有り、中ふとより下流れ急にして、白波立たるさま殊に面白し、惣して絶景日本無双なるへし、南北の両社三月三日祭有り、近郷の男女参詣多し、川南ハ小根占伊鹿倉に近し、

(注1) 都城本「在り」

一含粒寺、洞家福昌寺末寺寶院山といふ、仲翁和尚の開基、御母の御牌有り、海道より二十餘間、徑路苔むしてふるめかし、寺境内

もひろし、和尚歟 (注3) 元久公の嫡男にして、石屋門下に入り僧となり、後に福昌寺三世住持となり、此寺に迂化、又伊十院徳重村に迂化ともいふ、寺ハ始良上名村の内なり、

(注1) 現・鹿児島市の曹洞宗玉龍山福昌寺跡の地で、鹿児島市立鹿児島

島玉龍中・高校の地に位置し、後は島津家墓地、 (注2) 中翁守邦

(注3) 島津氏(奥州家) 七代当主、 (注4) 石屋真梁

(注5) 都城本「伊集院」

一鶴戸権現、始良上名村の内也、洞有り、谷合なり、地神五代鷗鷺芭不合尊の灵廟也、神代三陵の一也、神代遺に吾平山上陵に葬といふ、是なり、日州の鶴戸窟ハ尊誕生の地なり、井上氏力神社考に窟の廣さ百廿坪といへとも十年前崩れ落て、今ハ五十も有らんカ、崩れたる時、巖石の落る音麓に聞得て、夥しかりしといふ、窪内中央井戸のことき穴あり、繩を下れハ三十尋に及ふといふ、其上を石にて塞ぎ、高六尺の社を立つ、故に今ハ穴見得ず、窟之内、左の方水滴落る、乳の病を治すといふ、惣して穴の内所々滴る、明和中公命有り、川を隔て心巖石を伐除き白木作り宮を立らる、窟の口崩塞りしも、正面を伐り開く、窟の傍断巖絶壁の間に墓二ツあり、苔むして幾百年の物なるを知らず、児の塚と名つくとなん、巖の半六尺廻不との丸き穴あり、裏表通りて窓に似たり、又井戸のことく圓に徑り、一丈斗なる、深さ二三丈、水ハ藍のゆうなる有り、是を望めは目くるめく斗なるあり、近邊皆石壁にして、樹木茂る深山に似たり、山高からず、其上は野岡なり、其後ハ高山鹿倉なり、宮社の邊ハ都而せはき谷合なり、社後瀧落るといへとも見えす、社傍の岩の上に橋子をかけ登り見れと苔滑にして危し、社邊の流水も深淵にして底を見ず、社ハ舞殿・

拜殿^(注7)有り、柱にかけたる面へ、左鼻高く色白し、右ハ若き女なり、鳥井の右脇人家四五あり、古来よりの百姓にて大宮司なり、神主も始良麓に在り、鵜戸ハ日州の地名なり、尊降誕の地名によつて、彼所お神を鵜戸権現と称するかゆへにも同じ唱えあり、筒男命は撰州住吉に鎮座し給ふ住吉大明神と称するゆへ、出現の地に始て祭る所の神名をも住吉大明神と称するかとし、

(注1) 都城本「窟漚」 (注2) 神話に登場する神武天皇の父・ウガヤフキアエズ尊 (注3) 読み方「れいびよう」 (注4) 読み方「おびただ」し (注5) 都城本「心」なし (注6) 都城本「其後高山鹿倉」と「ハ」なし (注7) 都城本「在り」 (注8) 現・大阪市住吉区の住吉神社に該当



一始良麓八幡宮、所の惣社なり、十月十五日祭礼毎年流鏝馬一騎

あり、適^(注1)其日此地に至れとも事多して見ることなし、

(注1) 「適」の読み方「たまたま」

一高山本城、後田村に在り、肝付氏カ本城なり、四方切岸高し、岸より十間斗にして前後に小川有り、川下を塞げは還りて皆深堀となるといふ、北の方ハ野岡につく、爰にハ堀切^(注1)有り、惣て七丸あり、其間ハ皆瀬戸なり、近世までハ大手口を登る事三四十間に門の跡あり、城内枿形の跡有り、鍋焚しけるくつしの跡有り、水も流れ出る城内甚廣し、麓城ハ弓張城といふ、本城にハあらず、後に伊十院^(注2)忠棟入道領す、大手の向の岡、陣の岡といふ、御陣の跡也と楚、^(注3)永正三年、忠昌公此城を攻給ひ、新納氏カ志布志よりの後攻に敗軍し給ひ、鹿兒島清水城^(注5)に帰り、憤に堪えず自殺し給ふといふ時は、御陣の跡ハ此時の跡なるへし、

(注1) 都城本「在り」 (注2) 伊集院幸侃とも云う (注3)

一五〇六年 (注4) 島津氏十一代当主 (注5) 現・鹿兒島市立

清水学校地に造営されていた館と裏手の山城

一高山瑞光寺、曹溪山と云、^(注1)曹洞宗福昌寺の末寺なり、忠昌公御菩提として高二十石、^(注2)家久公御寄附の御判物^(注3)有り、

(注1) 都城本「いふ」 (注2) 初代藩主島津家久 (注3) 都城本「在り」

一四十九所大明神、社廣く大なり、鐘楼あり、鐘ハ伊十院幸侃奇進也、近年破損しけるを、地頭義岡相馬久中新に^(注1)寄附なり、社ハ高山麓弓張城下に在り、

(注1) 都城本「寄附」

一高屋大明神、内之浦北方村に鎮座し給ふ、白木作り、鵜戸権現に同じ、鳥居ハ赤塗にして直なり、額ハ正一位高屋大明神ト部花押

有り、景師^(注1)吉田氏の筆なり、此社地四代彦火々出見尊を祭る、陵ハ山上國見嶽に在り、神代三陵の一なり、陵ハ嶮岨の地にして、參詣になやめるを以、社を爰に立たりといふ、社の左邊、三四十間の地に林有り、てんしと名つく人王十二代景行天皇の行在所の跡なりといふ、六年此所在りし給ふと云、本田出羽守カ上書にも見へたり、林中大甕あり、石の蓋あり、あくる事なし、近年大工某蓋を少しあげ、竹にて甕中をかきませ惣言しける、幾くならずして乱心し、終に死すといふ、國見嶽ハ社邊より少し見ゆる、高山より北より何方よりも能く見ゆる、八分目より高山鹿倉也、尊を葬し穴あり、大石にて蓋したり、其上に小き社有り、其近邊石を積ミたる所あり、社造替の時、仮に移し奉る地なりと云、傳にも景行天皇なし給ふと云、社邊京都馬場かひよりはあまり、馬場は廣く長し、馬乗場のことし、續ハ作り、庭續の景を移すに似たり、二所甚奇麗なり、神代より傳りしといふ、樹木もなき故、塵介もなし、皆山の尾筋すこし斗の平地なり、國見ならんときくを、山不聞し山あり、皆高山なり、高山に境ふ高山よりハ近く、内浦麓ハ遠し、さくお山ハ笹母山、とかく不聞し山ハ母養子山、とかく楚、玉姫、尊より姿を見られたるを恥じて、龍宮へ帰り給ひて後、妹の玉依姫、火々出見尊を養育し給ふを以て、二山の名ありといふ、近き頃、本田出羽守内之浦にて神書講釈の時、物語に加世田の竹屋大明神は尊誕生地、内浦ハ尊崩御の地ならんといひしを、神主雅樂争て、誕生地も内浦也、笹世山・母養子山・京都馬場等の神跡、其語據也といひけると云、

(注1)「京師」の誤記カ、都城本も「京師」 (注2) 都城本「在り」 (注3) 都城本「高山ニなり」 (注4) 都城本「高山ハ」

一内浦暖相良治左衛門物語に明和年中、高屋社炎上す、其時、枡方拾丈木落、伊兵衛某、社遠からぬ所に宿せり、治左衛門咄に至り居けるに、戌比斗^(注3)に失火といふ也、出て見れハ社也、走續けるに、御殿・納殿・舞殿・御供所・本地堂、別社一同に燃上る、御殿の上ハ火なれとも、下ハ未焼す、神主カ家に人を走しめて何とて早く来らぬ楚、御殿の綸を遣わセといひ越しけるに、神主ハ俄に悶絶して人事を顧ミず、家内騒動して綸の所在をしらず、於是、長木五六本持来て、御殿の後を突破る内、火突出して人の鬚に燃かゝる、故に神躰・寶物一ツも残らず頑、更に舊有となる、火出るの時、神主カ家の上に鶏七八あハせたる不との大鳥在て羽をひろけ、又ハ身つくりいせるを、其妻^(注4)ハ見たるといふ、神躰七ツあり、中ハ火々出見尊・玉依姫是を陰陽とす、別殿ハ豊玉姫也、わたつみに帰り給ひて、夫婦の道断たるを以、同殿に祭らす、毎年服を作るに麻を以し、火を燃さず、闇中にはせ替奉る、炎上後の神躰ハ山下小平次是を作る、御殿中細き桶一ツ有り、何物の納まる事知らず、毎年底ふたを紙にてはり、取役封印をなす、又小壺あり、共に焼損す、焼跡に一部五六十小玉銀五六十有り、銀ハやけて色黒くなり、金ハ色鮮なり、又小桶を作り紙にて張り封して殿に納む、炎上の時、松明二百斗焼し、國見の山に登る、相良氏是を見る、如何なる火なるを知らずといふ、

(注1)「暖」は薩摩藩の外城(郷)を統治する最高の役人、横目・組頭と共に「所三役」と呼ばれる (注2) 一七六四年〜一七七年 (注3) 一七七六年 (注4) 都城本「妻の見たる」

一内之浦に山田新助某の家士在り、昼狼出て女を追を見て、山刀を抜て横筋違に聲をかけて狼にかゝる、狼女を捨て家士に趣^(注1)ひ懸る

を、頭を切り忽死す、以聞して、米二十五表を賜ふ、

(注1) 「飛び懸る」の誤記カ、都城本「飛び懸る」

一内之浦麓より南岸良村へ三里、二筋の道あり、岸良より邊塚へ三り、邊塚より大浦へ三里、此間大難所にて牛馬も通る事あたわす、御分國第一の嶮難なりといふ、木を渡し其上を通る所あり、大浦より佐多の打詰まで二り、打詰より佐多の邊塚へ一里、海邊より高山の絶頂に上り、又海邊へ下る大難所なり、惣して此道筋大嶮岨にして、海上も常に波高く、舟行も尤難しと也、此故に宿次の飛脚、佐多・内之浦を次渡す事ならず、佐多より田代に次ぎ、内之浦に達し、内之浦よりも田代に次て佐多に達す、其間十六里の山坂難所を経る、田代其間に在りて、八里ツゝ両所に達して大に辛苦すといふ、大浦人家七八軒、耕作を業とす、高五十五あり、此所の人ハ皆唐人の子孫なり、近年まで唐の衣服有り、火災に遭ふて今ハなし、明季の乱を避けて来れるならん、男女共に長ケ高し、以前ハ刻も不通なりし、近年能通してかわることなし、人の名にハ都て門の字を付て呼ふ、噯門殿様などいふ、餅をつくに手ませ、又楚水うつといふ事を知らず故に、こはくしてふたもちのことし、甑を以て飯を炊く事を知らず、近世科に依て此所に移るもの有りて、事々を教て始て世の業をも知りたる事多しとなり、此瘡瘡を病す、世上はやる時は出て受らす、廻状などの来れば、竹にはさミ高く呼て逃去る、他村の人其を聞て状を取るといふ、馬も他所へ引出す事かなハす、使ふ事も少きゆへ、四十五歳五十歳の馬あり、年貢ハ順風を得て船にて岸良に納む、

(注1) 「一」脱漏、都城本「二」 (注2) 都城本「在り」

(注3) 都城本「内之浦」 (注4) 都城本「其間を聞て」

(注5) 都城本「他所江」

(注6) 都城本「故」



一串良郷、万治七年始て外城立つ、城ハ岡崎村に在り、初幸侃領知也、島津圖書忠長、此城に誕生といひ傳ふ、麓に一之宮大明神在り、郷の惣社なり、月讀尊を祭る、近年重豪公御光越の時、修甫仰付られ、石燈炬一對を奇附し給ふ、唐仁町に大塚大明神在り、島山重忠を祭るといふ、社邊大塚門百姓才右衛門といふ、代々重

忠の甲冑といふを納む、今の才右衛門か祖父人に欺かれ、甲ハ賣拂、鎧ハちぎれて形全からされとも、至て結構に見えたえり、重忠か昔時、^(注5) 忠久公に先立下國し、^(注6) 柏原の濱に着岸せるといひ傳ふ、旧記を案するに、本田次郎親常、公に先立て下國見る事なし、暫く所傳を記す、才右衛門か家の具足箱の内に古き書付あり、字形分明ならず、郡奉行上原源助、此地檢地の時水に漬し、模写して箱に納るといふ、

(注1) 一六五八年 (注2) 島津氏重臣伊集院忠棟 (注3) 島

津氏二十五代当主・八代藩主 (注4) 鎌倉幕府を開設した源頼朝の

家臣 (注5) 島津氏初代当主、系図では源頼朝の庶子 (注6)

志布志湾南部の現・東串良町柏原

一 串良郷士江藤某、頼朝公御判筆役梶原景時にて、江藤某富士野御狩遅参付、所領没収の文書を家蔵しける、祖父の代、故有て今ハ他家に在りといふ、

(注1) 都城本、頼朝公の「頼」にルビ有り

一 串良中、寺二十三ヶ寺、堂社四百餘宇有り、寺は無住にして敗壞に近きも有りと楚、

一 大塚原の上に大塚山あり、^(注1) 小高き野岡なり、串良郷士某岡上に秋葉権現の祠を立つ、山伏密藏院草ふきの社と籠所を作る、内浦人銀式貫目を寄附し、串良中へ借し利息を以修甫料とす、本尊天狗の像も内ノ浦より寄附す、参詣も串良よりハ少く内浦より多し、肝付中一面に見えて景甚よし、串良城も目下に見ゆ、

(注1) 都城本「在り」

一 大崎の野方村ハ加治木候の持切名なり、其内、荒佐ハ公領にて加治木候の地にあらず、八十年前、泉州境摂州大坂・四國・長門^(注2)^(注3)^(注4)

等之者、材木稼として入来、此地、茅の高く立たるを見て、焼蒔して耕作によるしきを見て、官に告し免を蒙り、國に帰り男女數十人を到来り、漸々野を開て畠となり、今ハ御高百二十石に及ふ、今ハ周廻四里餘り、戸数ハ七十に餘る、近年地力衰ふといへとも、男女力を尽すこと大に、他に異なる故に年貢を欠く事なく、又緘寒の害に至らず、今に力役ともろくの出物をゆるされ、栗・大豆の貢税のミ納む、伊勢大神宮を勧請す、宮居も見苦しからず、樹木を移し植て、林大に茂る、他郷より望めハ山林鬱々たり、相呼て御伊勢殿山といふ、又濟家宗の寺を立、觀音寺といふ、鹿府千田氏の僧開山たり、此僧、宮城曇秀寺に移り、志布志大慈寺に移りて迂化す、始ハ村中樹木なりしに、今ハ薪の用足りて他に求めず、水ハ半道を谷に降りて汲む、他村と互の婚姻をなさす、故に女の詞ハ我國の詞にあらず、近村なく交もなけれども、風俗ハ地下人に異ならず、男ハ浦濱の人に似たり、他郷の人に語れハ、我國の詞をいふ、相語る時ハ然らず、初下りし者ハ皆帰國し、後下る者も今ハ一人も生残らず、十年前迄ハ本國の親戚の状通有り、今ハ絶てなしといふ、近年一分銀を出し、又梶を植る事を命せらる、

(注1) 「加治木候」とは、初代薩摩藩主島津家久の三男島津忠明を初

代とする御一門四家の一つの加治木家 (注2) 現・大坂南部の海岸

沿いの地 (注3) 現・大阪府北部と西側兵庫県西部の地 (注

4) 現・山口県西部の地 (注5) 宗派は臨濟宗

一 野方村の内、松の尾といふ所に釣はし有り、^(注1) 長八、九間、横一尺七、八寸なり、六、七寸に廻る唐竹をならへ、かつらにてあミ、竹縁のことし、左右の岸よりさし覆ひたる杉木有り、枝と枝

に長木を渡し、木の枝を伐かきを作り、かつらの緒をつけて、しかして長木につり、竹はしをかきにかくる、水面よりはし込十尋斗、谷川水巖石の間流、色藍のこくして、其深さ知らず、橋を渡る人、半に出れハ木の枝動き、橋横に震ふて恐し、さいわんかたかなし、人毎に渡ることあたわす、大崎郷土延時休左衛門といふ人^(注2)有り、牛を牽を業とす、天性大膽不適にして、世に憚ることなく人に對して假にも弱き事をいわす、又博芳に三十といふ者あり、休左衛門に向ひて大剛の人なれとも、松尾の釣橋にハ恐れ給ふへしと云、休左衛門笑ひて我世に憚りし者なし、何楚釣はしを恐んや、三十聞きしは御供申さんとて橋に至り、休左衛門先に立て渡る、なかはに到り橋震ひ、休左衛門猶豫する、此三十橋に両手をかけて、ゆする、休左衛門ひたとはらて橋にいたきつき、大に怒りて、己三十ゆすらは一刀に切殺さんと云、三十笑て益ゆする、休左衛門せんかたなし、三十様おかむしといふ、三十大々聲をあけ、かきの緒方切れたと叫ふ、休左衛門顔色変し、あしといふと、ひとしく小便を乗る、是より後、休左衛門大剛咄をする時、釣橋をいへは、休左衛門咄を止むると也、

(注1) 現・大崎町野方 (注2) 都城本「在り」 (注3) 都城

本「深さを」及び「深」にルビ有り

一飯隈山昭信院飯福寺、大崎益丸村に在り、廣馬場二、三丁石階を登り二王立、又三十間斗にて鳥居あり、熊野権現社也、開山覺進上人、弘安年中、獻山より来て建立す、社内廣し、社を離れ中段有り、勤行の場と見えたり、左右廊有りて、舞殿・納殿なし、社左傍横向行者堂あり、臥木の内に像有り、鐘楼あり、鐘ハ今世の形にあらず、天人又ハ佛像あり、文字なし、高砂尾上鐘に似た

り、然共、尾上鐘ハ地はた滑にして、



油を塗たるカことし、此鐘ハ地甚危にして大に異なり、社の左に本地堂、客殿、蓮光院、居宅あり、遊行上人巡國の時ハ必此宮に參詣する恒例也と楚、社前六坊、社後六坊、都合十二坊あり、

(注1) 『薩藩名勝志(その三)』ハ「照倍院」(県史料刊行会)

(注2) 一二七八年〜一二八七年 (注3) 都城本「在り」

(注4) 鎌倉期、時宗の開祖法然

一山口大明「神は」^(注1)、志布志^(注2)村に在り天智天皇を祭ると云、正一位山口大明神と額あり、社廣し、社地左右大楠有り、鐘楼もあり、鐘銘云、

讚岐國石志尾八幡宮梟鐘^(注5)

金輪聖王天地久^(注6)

口庇豊尔聞民安^(注7) 文字不分明

社家繁昌興佛事

結縁上下願円満

文永六年己巳十一月日^(注8)

大工 丹治 是助

右 鑄 字

高 秀 坊

忠 武 画

宋 治 画

右 彫 刻

通昭按するに、讚州香川郡高松に石清尾といふ所に八幡宮有り、社領三百石大社なり、石志尾ハ石清尾成るへし、何の故有りて、

此覺鐘の爰に在る事土人も知る事なし、忠武ハ新納近江守忠武なるへし、新納氏の六代時に志布志の領主なり、石清尾の鐘、忠武の手に入る事故あるへし、

(注1) 「神者」は脱漏に付、都城本で補充 (注2) 都城本は「志布志」が脱漏 (注3) 都城本「在り」 (注4) 都城本「鐘銘に」

(注5) 現・香川県 (注6) 中国の古伝説に覺氏が作ったという鐘

(注7) 「両庄豊示史民安」カ (注8) 一二六九年 (注9) 現・

香川県 (注10) 都城本「何故在りて」

一大慈寺、麓に在り、龍興山といふ臨濟宗京都妙心寺の末寺なり、歴応三年の開基にて、開山ハ勅諭仏智大通禪師也といふ、大地也、本堂廣し、本堂の後に玄関、客殿、御座の間等あり、近日、什物の拂物、表具を條覆せりとて、数十幅懸置たり、光久公御筆僧鉾持根引、松を見る圖也、雪舟の筆もあり、隠元禪師大慈寺紫衣に授る、一軸あり、其外古画多し、鐘樓に登るに雲板の衾ちたるあり、新納家二代越後守実久の子悪四郎久頭(注1)の衾ちたるといひ傳ふ、久頭ハ勝れたる強力也とそ、寺の左脇ハ即心院なり、氏久公の帰依僧剛中和尚の隠居所也、寺家廣し、本堂楡井頼仲の位牌あり、裏に辞世の和哥ありとそ、本堂の西高ミに頼仲自殺の寶池庵の跡あり、寺ハ廢壊してなし、脇寺六、七ヶ寺有り、多ハ無住なり、寺山松尾城につゞく、

(注1) 一三三〇年 (注2) 開基は志布志城主楡井頼仲

(注3) 島津氏十九代当主・二代藩主 (注4) 室町中期の水墨画家

(注5) 一六五四年に來日して黄檗宗を伝えた中国人僧、一六六二年、

山城の宇治に万福寺を開く

一大慈寺、門前町有り、續て溝を邊たて、本町なり、十丁有りと

いふ、三筋の堅通り有り、土蔵作も見ゆる、土蔵も多し、人数ハ千人に餘るといふ、町を過東方御藏あり、宿場所あり、左ハ城の大門口とて櫛形(注1)のとき有り、北東を廻り搦め門口あり、大なる格子門あり、此内麓にて郷士宅地也、後の山ハ内城也、松尾城も程近し、

(注1) 都城本「在り」 (注2) 都城本「如き在り」

一宝満寺、秘山察教院といふ、律宗、南都西大寺の末寺也、花園院の勅願所なり、正和五年建立、麓の東川を隔つ、寺家寺地廣大なり、寺高三十石にて貧地なり、禁裏仙洞の御法事にハ、上京すへきの由、京都泉涌寺より申來り、此州御分國中になしといふ、住持の迂化にハ当地の真言宗より引導す、宝満寺ハ眞言律にて、以前より如此といふ、本堂如意輪觀音ハ運慶カ作なり、運慶此像を作り甚心に叶ふ、故に慕ひ來て志布志に來り爰に死す、墓近邊に在といひ傳ふ、本堂の左池あり、池の東面巖石聳ゆ、下に穴あり、匍匐して入る、内ハ立て歩す、其奥遠しと也、本堂六、七間四面なり、石の下馬は堂上方の筆也、二王ハ勇士熊田原兄弟戦死せし像なりといふ、

(注1) 唐僧鑑真が伝えた大乘仏教の一派 (注2) 西大寺は南都七

大寺の一つで、眞言律宗の總本山 (注3) 九十五代花園天皇退位後

の別称 (注4) 一三二六年 (注5) 都城本「穴在り」

(注6) 読み方「ほふく」、意味「はらばこ」

一町より東一里を経て夏井関所なり、此間海邊の野路なり、二谷を越ゆ、関所少し高き所に在り、石階を登る、海涯ハ嶮岨にして通かたし、後ハ野岡なり、邊路番所あり、関を越て夏井村田島、人家あり、程なく福島の境なり、陸より三、四丁海中に平瀬あり、

匏^(注1)多し、匏取三人、赤米老石八斗ツゝを給ふ、見習^(注2)二人有り、海に入る時は、大なる瓢箪に長き絹を付て、下帯にゆいつけて入る、時々浮て瓢箪を腹にあてゝ息を次てやすむといふ、枇榔島ハ三里沖に在り、匏かき多しと云、

(注1) 読み「あわび」 (注2) 都城本「在り」 (注3) 都城本

「ゆひ付て」

一末吉中之内村に、悪七兵衛景清の墓といひ傳ふ古墓あり、小高き小山の内なり、高さ五尺斗の五輪也、梵字一字ツゝこゝらに在り、外に文字なし、圓形ハ近年地震にわれたりとてなし、合てあり、中に加年ありしといふ、墓の後、右に五ツ、左に九ツ同じ形の古墓相并ふ、少しハ大小有り、陪従の士なりといふ、是も間々梵字^(注2)ハリ、字の知れざるもあり、丸形の内に貝かくの細にわたることき入たるあり、骨なりといふ、一ツハ鍋のわれ歟と見ゆる、鉄六、七寸廻りなるあり、鏽つかず、具足の道具也といひ傳ふ、末吉岩崎、中之内、五十町三ヶ村を岩川といふ、祭礼同日なり、此墓支配百姓一門のミ、古より八月廿八日也、景清の忘日歟といふ、目の疾ある人祈てしるし有といふ、日州宮崎に景清の墓あり、目の疾を祈て念ゆとなん、又虐病^(注3)の参也とて、墓石をこすけて取帰るゆへ、今ハ圍垣して取る事あたハすといふ、いつれカ正の墓ならん分明ならず、

(注1) 都城本「在り」 (注2) 都城本「あり」 (注3) マラリ

アのことカ

一末吉南方村の内桜谷あり、中臣稜にいへる伊口諾尊^(注1)はらひし給ふ所なり、野岡の谷合なり、是に下るの道甚急なり、谷底苔むしたる巖石数をしらす、巖の中に鉄の小さき矛あり、以前巖の間をくり

て通る、近年巖崩て間々木を渡して通る、むかしハ水勢急に流れたるカ、巖石波ふけ多し、今ハ夏のミ水流る、東の方にハ山少し有り、此所巖穴のやう見えたる故、天の岩戸の跡と覺たるひと多し、誤れり、天の岩戸ハ神道の口傳にて、直の穴に天照大神の蔵^(注3)れ給ふにハあらず、習ある事なりと楚、

(注1) 伊口冉尊(いざなみのみこと)カ (注2) 「くゝりて」カ、

都城本「くゝりて」 (注3) 読み方「かくれ給う」

一南ノ鄉村、鶴門の百姓源兵衛門ハ、渡邊綱カ子孫也とて、代々源字を名つく系圖有り、鳥の子紙に書く、嵯峨天皇より源兵衛カ四五代前までを記す、競カ傳、又ハ忠久公に供奉して下國し、天文年間軍功などを記す、又具足のきれも持つ、

(注1) 五十二代天皇(平安初期) (注2) 都城本は天皇の「皇」

に「ラウ」のルビ付 (注3) 島津氏初代当主 (注4) 一五三二

年〜一五五一年

一同村の内、山口大明神を祭る、又早馬大明神^(注1)有り、竹木の林なり、山ハ天智天皇、早馬ハ天皇の乗馬を祭る、林の竹を伐れハ、牛馬に崇り有といふて伐る事なし、毎年四月朔日早馬の祭也、近郷の人馬を引きて参詣す、馬市也、其外、賣物を持来りて三日市立、百引・市成・恒吉・松山・鹿屋、諸所より群集すといふ、

(注1) 都城本「在り」 (注2) 三十八代天皇、

一憶ヶ原ハ、末吉郷の内、日州諸縣郡南ノ鄉村の内なり、末吉七ヶ村の内、外の六ヶ村ハ隅州贈嶺郡なり、伊口諾尊祓除し給ふ所也と楚、神代遺に從へは、古此所ハ海なり、尊を崇て憶大明神といふ、初竹尾の小社也しを、寛保三年造替有て、宮殿奇麗なり、宮居鶴戸権現と同じ、然とも彼ハ白木、此所ハ彩色なり、小戸の池

の跡は傍に在れども、古代の跡とも見えず、東の岡橋の嶽也といふ、上津・中津・下津の社、都て十七、八丁の間に在り、憶大明神の額ハ吉田兼連の筆なり、

(注1) 読み方は「あおきがはら」カ (注2) 「伊口再尊」(イザナミノミコト) のことカ (注3) 一七四三年

一住吉大明神ハ末吉二之方村に在り、憶ヶ原出現、日本最初の住吉明神也、後、摂州住吉に鎮座し給ふ地名によつて、爰も住吉明神と唱ふ、一山茂り古木森にたり、小高山にて一里周りといふ山の絶頂、日隅二州の境也と楚、神主小野伊膳、神殿を開き一函を出してにす、末吉嚙切封也、龍伯公、家久公の御詠哥、又ハ陪臣の輩詩哥を納む、

龍伯公御短冊

木の間よりあらはれ出て時鳥かすのはつねをけふしなるなむ、

家久公右同

秋の色にうつる木すへも住吉の神代の松ハあらはれにける、

懐紙

詠松間時鳥和哥

法印龍伯

一知らハイヤ、それともわきかみ葉こしの山ほととぎす、

少将忠恒

常盤なる松にちきりて時鳥、いく久しさの初音ならまし、島津忠長・喜入久正・阿蘇玄与・伊集院抱節等の歌、伊勢貞昌理心等の詩も有り、

(注1) 摂津とも云う、現・大阪市街地域 (注2) 島津氏十六代当

主島津義久 (注3) 島津氏十八代当主・初代藩主 (注4) 読み

方「ほととぎす」 (注5) 読み方「はじめ知らはいや」 (注6)

都城本「イ」に「い」のルビ有り (注7) 「家久」を名乗る前の

名前 (注8) 都城本「在り」

一末吉諏訪村方村の内、海道に末吉の惣社諏方大明神の宮有り、石の鳥居道端に在り、谷を隔て宮有り、宮廣く大なり、五、六町隔海道涯、五位山あり、御分國三ヶ所の杉山也と楚、山中五位大明神の山あり、社敷、小社なり、額に御五位添者大明神と有り、いかなる神を祭りしを知らず、宮の後五位の原といふ、壬寅三月十九日、此所にて三里斗隔り、都城の方に当り、龍の雲に升るを見たり、

此日朝雨辰刻より止ミ、巳下刻まで曇天、午より未刻まで晴天、間々雲あり、未刻を過ぎ、又曇ル、周天日光なし、東方より黒雲起り南に渡る、未五刻斗圓のすき一帯の雲下り、形獣の尾のことに、大さ十五夜の月の出の形二ツあわせたるほととなり、そろ／＼垂下り、幾十丈なるをいひかたし、又辰己にあたり、牛尾といふへき形の黒雲の一、二丈斗下る、是ハほとなくちむやうに雲中に入る、初の黒雲の先、北の方へゆかみむかふ、其先きにあたる地より、黒煙のとき氣立つ、徐々に立あかりて下りたる雲の先とむきあふ、上より下り、下りより上りて一ツになり、漸くと登る、あとかすき通り、煙の消るに似たり、下るわたる雲の色



しらけて

雲中に

入てもし

はらくハ

弁別有り

惣躰微

風有て

雷鳴甚

雨の類

なり、近地より見は龍の形と見へなんと皆人いふほどなり、衆人のいへる彼地の方角数回龍の外るを見たる事ありと楚、

(注1) 都城本「諏訪大明神」 (注2) 都城本「あり」 (注3) 都城本「在り」

(注4) 一七八二年カ (注5) 午前八時

(注6) 午前十時 (注7) 午前十二時 (注8) 午後二時

(注9) 都城本「すきく」一帯 (注10) 南東 (注11) 都城本「立ッ」

(注12) 都城本「下たる雲の色」 (注13) 都城本「在りて」

一末吉中之内村五十丁、村ハ伊勢氏の領知也、五十町惣廻十里餘、

高千七百八拾石餘、男女三百五十四人、以前より領知なり、中之

内惣廻十一里餘、高千五百九拾石餘、男女七百四十一人、吉貴

公の季女於民の方、伊勢家縁邊定まりて納領の地なり、二村共百

姓芳れたる村なり、

(注1) 都城本「五十町」 (注2) 島津氏二十一代当主・四代藩主

(注3) 伊勢家は岩川などを領する一所持格の領主

一手取城ハ中之内村に在り、志布志海道の北二丁斗に谷の内なり、

三方深谷めぐりて登りかたし、南の方斗地續き也、然とも海道の

地面と等して、海道の方よりハ目下見るほど也、樹下もなし、谷

も廣からす水もなし、岩川氏籠しを氏久公攻落し給うといふ、土

人ハ此城夜の間に手を以て堀をほるゆへ、手堀城といひ傳ふと也、

(注1) 現・曾於市末吉町に在る、中世岩川氏の山城 (注2) 都城

本「二丁斗の」 (注3) 島津氏六代当主(奥州家)

一八幡宮、末吉岩川に在り十月五日祭あり、八幡の神輿を出す、此

日、大人弥五郎といふ大はりぬき人形に衣服をきせたはこ道具の大

なるをさげさせ、神にさき立て持出るといふ、其故を問ふに知る人

なし、八幡ハ岩川海道涯にあり、岩川ハ五十町・中之内・岩崎三ヶ

村の惣名也と楚、人馬宿次も一ヶ月上旬・中旬・下旬三村より聞前

あり、庄屋役所都て近方見えわたりたる所に在り、

(注1) 現在の「弥五郎どん祭り」は十一月三日開催(県指定)

(注2) 読み方「ほとり」

一松山城、新橋村麓近邊なり、地頭飯屋利頼所、弓場等城の涯に在

り、四方切立たるやうなる岩の上なり、福山より流れ来る岩川城

をめぐり、要害甚よし、城ハ樹木茂りて深山のことし、水も多く

城中分明廣く、田地も有りといふ、古、島津豊後守忠朝領にて自

飪肥に在り、城代平山越後忠智あり、永祿年間、忠智志布志に赴

くの途中、肝付省釣カ軍に逢ふて、忠智二子、右馬介久茂、次郎

四郎久次戦死、忠智狼狽し城陥るといふ、是より先、天文八年七

月廿五日、忠朝の臣平田新左衛門、松山城を受取と旧記に見えたり、

〔注1〕別称「松尾城」 〔注2〕都城本「分内」 〔注3〕都城本

「在り」 〔注4〕島津氏八代当主久豊の三男季久を祖とする豊州家三

代当主 〔注5〕都城本「在り」 〔注6〕一五五八年〜一五六九

年 〔注7〕本名は「兼統」、島津氏十五代当主貴久と義兄弟

〔注8〕一五三九年

一百引城、瀬田城、平房村に在り、前ハ田也、切岸高く嶮岨登りかたし、樹木茂盛す、後野岡の野首につゞく、其上城切あり、城内水なし、四丁斗めくる小城なり、建武の乱、宮方肝付兼重籠る、貞久公発向し給ひ、五月より六月にて攻給ふといふ、

〔注1〕「加」脱漏、「加瀬田城」 〔注2〕一三三四年〜一三三六年

〔注3〕島津氏五代当主、一三三四年大隅国守護職に補任

一百引嶮平山氏曰、嘗て高隈山に登る、新城嶽に小社有り、脇差一腰奇進あり、七嶽ともに峯つゞき道有り、五葉松苗取、登して同行の人峠に在り、己一人八分目に在り、人の来る旨あり、形見えす、人かと問ふに即逃る、樹木にあたると見えす、木梢に大に動く、腰を圓て見れハ、四、五歳程の裸児也、髪毛少し有り、惣身混紙色の物なり、世に所謂山童なるへし、

〔注1〕都城本「在り」 〔注2〕都城本「ハタカ子」とルビあり

〔注3〕読み方「いわゆる」

一市成ハ慶長十九年、初て敷根家納領也、中程六、七年の間高隈を領する事有り、筑前久頼の時、京都御使者被仰付、島津氏と久字をゆるさる、其子主水久輔、其養子仁十郎久福、其子右膳久寛も養子、今の右膳某也、市成麓狭し、町なし、麓の北城山あり、城

山の脇に良足寺あり、南に瑞慶廣あり、良足寺の末寺也、敷根家より建立、廿五石寄附、西南太玉大明神社有り、寺社方修甫所なり、

〔注1〕一六一四年 〔注2〕都城本「在り」

一恒吉大谷村の内、宮ヶ原に投谷八幡宮在り、鳥居太也、馬場廣し、神主吉岡喜右衛門、高石垣家風宜し、馬場左右社人、郷士宅地なり、麓よりハ見る所却つてよろし、宮ハ三町奥の谷に在り、祭る神を問へは、社人答て国分正八幡の御子也といふ、年中二月、六月、八月、十一月、四度の祭あり、八月十五日、所の祭礼なり、此日、斜に面をかけ、王子と名つけ、社人馬に乗て是を持ち、座主・神主・社家・内役二人、皆馬に乗り、駄て志布志月野村、大崎野方村に至る、古より落馬せず、遠近群衆し、市を立るといふ、

〔注1〕「鉾」の誤記カ、都城本は「鉾」、右に「ホコ」とルビ

〔注2〕旧・大隅町月野、現・曾於市大隅町月野

一財部南俣村東の原ハ養原也、都城、末吉にかゝる也、應安二年、求麻相良氏、山東伊東氏、菱刈牛屎、渋谷等大兵を引て都城北郷氏を攻む、氏久公、志布志より後詰して、養原にて大合戦有りし所なり、養原・財部ハ畑多し、都城ハ野多し、

〔注1〕一三六九年 〔注2〕島津氏六代当主（奥州家）

〔注3〕都城本「在り」

一同村の内、神の峯路傍桑山塚に小少将の松といふ古木有り、古都城の土・桑山刑部主人の侍女を盗ミ都城を逃出て財部に來り、此隣の民家に隠れ居けるを、家の主竊に都城へ訴へければ、大勢來りて二人を殺し、此所に埋之ける、墓そなし、松に花筒を手向

けたり、傍に宝永年中寄進の石燈炉も有り、都城より間し参詣有り、賽銭あけたるも有り、又訴人しける家ハ怪異多くして、今猶村中盛ふることなし、惣して此邊を桑山塚といふも、刑部カ塚といふ意なるへし、

(注1) 都城本「神之峯」の「神」に「コウ」のルビ有り

(注2) 都城本「在り」 (注3) 高貴な人に仕える女性

(注4) 都城本「逃出財部」 (注5) 一七〇四年〜一七二〇年

(注6) 都城本「あり」

一下財部村の内に、能登守教經の墓といひ傳へたる古墓有り、此傍を葛原門といふ、阿弥陀堂有り、本尊ハ古佛なり、教經の守本尊なるへしといふ、平氏ハ桓武天皇の御子葛原親王に出るゆへに葛原門の名あるかと也、伊十院藏人久矩、財部地頭の時阿弥陀を取て、我家の本堂にせられるに、程なく嘸米良氏の二男五六歳、俄に喪心して人事を顧みず、時々発言して葛原親王を称す、平日親王の名も知らぬ者也、社人を頼み加持す、是阿弥陀の崇也、今鹿府に在て尊崇せらるれとも、船中にて辱しめられ旨故に如此といふ、然ハ本に帰し奉るへきやと問ふ、帰るにハ及はずといふ、米良氏も其邊に在し仏像に似たる石を取帰りしを、本のことく還す、通昭か附役、嘸弥平太咄にて、其時の嘸米良氏ハ己か父にて喪心の児ハ己の弟なり、今與頭役たるとす、是神靈の妄言にて取るに足らぬ事なれとも、児の親王を称したるハ、偶然ながら以たる所あり、故に其聞し所を概略す、

(注1) 都城本「在り」 (注2) 平清盛の甥 (注3) 都城本

「伊集院」 (注4) 薩摩藩の外城(郷)における最高の役人、読み方

「あつかい」 (注5) 都城本「所なり、故に」

一財部北俣村の内、古井の原、又小八ヶ代の原と云、老松の下に平田三五郎墓有り、平田ハ庄内の乱に十五歳にして戦死、新納武藏守忠元入道拙齋、歌よみて追悼せし、世の周く知る処なり、近世、國分の土平田某、新に墓を立つと楚、吉田大藏ハ平田と交を深くし、同時に討死すといふ、近年、鹿府の吉田氏、此所に官遊し墓を尋て得ず、平田氏か墓の邊、文字も知れぬ古墓をさして其しるしかといひけるとなん、

(注1) 都城本「あり」 (注2) 慶長四年(一五九九年)

(注3) 大口地頭、島津義弘付武將で、文化人としても著名

一下財部より岡を隔て都城の内、安永古城近く見ゆる、安永八十餘里廻り有りしといふ、都城より安永に通る並木海道、財部より見ゆる安永ハ西北曾於郡の内、霧島の方に境ふといふ、

(注1) 安永(やすなが) 古城は、応仁二年(一四六八年)、都城島津

氏六代当主北郷敏久が築城

一下財部溝の口の隣に岩屋の谷あり、谷中岩穴有り、高サ壹丈餘、徑り十二間、穴の上に十一面觀音を刻む、穴中より水流れ出て、末ハ餘多の田に懸る、俗に此穴、霧島につくとといふ、華林寺の近邊小穴あり、時々穴中より風出るゆへ風穴といふ、此穴いつれにか通すると見えたり、もしくはハ此穴か、凡五里ほともあらんと云、往々穴に入る者多し、數百間入れハ穴狭く、其奥ハ廣して立て歩む、近年大勢列立、松明を燈し遠く入る、甚なまへさき所に至る、是より壞れて還るといふ、

(注1) 「數百人」の誤記カ、都城本「數百人」、「人」に「にん」とル

ビ有り

一興全寺ハ國分正興寺の末寺にて、臨濟宗也、財部の菩提所也、北

俣の内、麓の北にあたる、寺領纒一石餘なれども渡世甚よろし、今ハ正興寺兼帯にて、住持多ハ此寺に在り、寺地高く景よし、寺家ハ狭く見ゆる、

一 財部の物社（注1）日光神、麓の西に在り、宮山廣く然も高岡の上にて、樹木繁茂し參詣道松並木あり、如何なる神を祭るを知らず、

（注1）現・曾於市財部町南部の日光神社カ

一 福山宮浦大明神、市中馬立、坂下り口に在り、延喜式に噲噺郡三座といへる一也、又大隅五社の一なり、福山惣社なり、是より先正月元日より廿五日迄に女のはた織る事、福山中麻を植える事を明神の忌給ふといひ傳へて、堅き禁とす、於是京師吉田に告げ、勅書を以、此二件を禁する事をやめ給ふべきを神に告給ひ正一位に任せらる、往年神の位階ハ吉田氏の定むる事にして、崇深宣旨といへり、是より勅任に定らる、寛永年中也、我國正一位の神多といへとも、皆崇深宣旨也と本田出羽守親宣の物語也、

（注1）現・霧島市福山町の宮浦神社カ

（注2）九二七年完成した

（注3）「一座」カ、都城本「二座」（注4）一七四八年〜五十年

一 福山大安寺、永泰山といふ、福山市町の上野岡の半に在り、曹洞宗（注1）上野國長源寺の末寺なり、天真流といふ、右馬頭忠將の位牌立つ、法名を心翁大安居士と云、寺領垂水候より式拾石、佐土原候より福山士付高にて拾石御蔵入より式拾石付られ地也と楚、町より石階を登る事四、五十間、寺地高ふして海に臨ミ、内海一面に見え、町家ハ見る事なく絶景なり、

（注1）現・群馬県（注2）島津氏十五代当主貴久の弟

一 右馬頭忠將墓、馬立坂中に在り、福山廻城ハ坂より戌亥に在り、廻氏世々是を領す、永祿四年、肝付兼續是を繰取る、貴久公、義

久公、是を攻んか為に大塚に陳し給ふ、大塚を今ハ惣陣といふ、城の辰第一の高岡なり、竹原山ハ諸軍是を守る、是ハ城の野頸の跡にて、市成、恒吉（注6）の方へ通る所也ハ馬立陣に在り、是ハ城南、大廻の上にて馬立坂の南、二町斗に当る、伊地知重興、祢寝重長来て肝付に加勢す、七月十二、敵急に竹原山を襲ふ、忠將竹原山を救ふ途中、大勢是を困ミ攻て忠將及從者七十餘人戦死す、石塔の東一町廿間にあたる畠地戦死の場也、大塚御陣の勢馳来て會戦、敵敗北して恒吉に退くといふ、天正三年立たる石塔銘あり、後大風に木倒れ石塔を授す、於是、七世の孫美作久治、延寶五年、今の石塔を立らる、公の使として、日隅の二州二十三郷を巡りける事あり、路すから名所・舊跡、神社・佛閣を見聞て来歴を里人に問ひ、始末を故老に求め、家に帰り筆記して遠遊録といふ、異日、懷舊（注11）に便せんか為にすと楚、

（注1）島津氏十五代当主貴久の弟

（注2）北西

（注3）一五

六一年（注4）島津氏十五代当主

（注5）島津貴久の嫡子、十

六代当主義久

（注6）現・鹿屋市輝北町市成

（注7）現・曾於

市大隅町恒吉

（注8）島津貴久・義久方の陣地

（注9）一五七

五年（注10）一六七七年

（注11）「懷舊」の意味↓昔の出来事

を懐かしく思い出す

通昭録卷之七十四
薩隅日三州郡村志

鹿兒島郡

薩州

鹿兒島

坂元村 武村 荒田村 中村

郡元村 田上村 西別府村 西田村

原良村 永吉村 犬迫村 小野村

草牟田村 上伊敷村 下伊敷村 岡之原村

華野村 川上村 皆房村 下田村

吉野村 花棚村 外二ヶ村日置郡

吉田^(注1) 本城村 宮之浦村 本名村 西佐多浦村

東佐多浦村 重富之内^(注2) 觸田村

(注1) 現・鹿兒島市吉田町の地 (注2) 現・始良市の始良IC付

近の地

日置郡

伊集院^(注1)

上神殿村 徳重村 土橋村 入左村

郡村 麦生田村 苗代川 大田村

福山村 中川村 嶽村 石谷村

有屋田村 直木^(注1)村 寺脇村 繼之原村

宮田村 上谷口村 野田村 飯傘札村

桑畑村 神之川村 清藤村 竹之山村

春山村 古城村 猪鹿倉村 下谷口村
下神殿村

郡山^(注2) (注1) 現・日置市伊集院町の地

厚地村 東俣村 西俣村 川田村

油須木^(注3)村 市来 湯田村 養母^(注4)村 大里村

長里村 神之川村 伊作田村 川上村 湊村

日置^(注4) 日置^(注5) 島津左衛門私領

日置^(注6) 山田村 島津又七郎私領

永吉^(注6) 永吉村 小松右近私領

吉利^(注8) 吉利村

串木野^(注10) 上名村 下名村 荒川村 外一ヶ村薩广郡

鹿兒島之内 小山田村 比志嶋村

(注1) 現・日置市伊集院町の地 (注2) 現・鹿兒島市郡山町の地 (注3) 現・いちき串木野市南部の地 (注4) 現・日置市日置地区 (注5) 島津歳久(十五代当主貴久の三男)に始まる分家十二代当主久徴カ (注6) 現・日置市吹上町永吉の地 (注7) 前期佐土原家の二代当主島津豊久が関ヶ原合戦で戦死、のち喜入忠栄が名跡を継ぎ、慶長十七年(一六二二年)、永吉郷を領有し、その子孫が

代々継承した (注8) 現・日置市吉利地区 (注9) 本姓は禰寝

氏、宝暦十一年(一七六一)、小松姓を賜り、島津氏の家老等を勤めた、十一代藩主島津斉彬時代、領主の小松清猷(きよもと)は藩命で琉球赴任中に急死した為、藩主斉彬は小松家存続の為、妹お近の婿に喜入

氏の出身の肝付尚五郎を決め、名を清廉(きよかど)と改名(のちの小松帯刀)させた、帯刀は幕末、明治初期に、藩家老として活躍した

(注10) 現・いちき串木野市の串木野の地

指宿郡

山川

福元村 成ル川村 外二ヶ村顚娃郡

揖宿

小牧村 拾式丁村 拾町村 岩元村

東方村 西方村

顚娃

池田村 郡村 別府村 御領村

牧之内村 拾丁村 仙田村

山川之内 大山村 岡児ヶ水村

(注1) 現・指宿市池田 (注2) 現・指宿市開門町

(注3) 現・指宿市開門町

給黎郡

喜入 肝付弾正 私領

上村 下村

知覧 嶋津 杳 私領

東別府村 郡村 厚地村 瀬世村

永里村 西別府村

(注1) 肝付兼尚カ (注2) 知覧家は正徳元年(一七二一年)、当主が島津姓を許され、子孫も継承した

谿山郡

谷山

上福元村 下福元村 中村 平川村

和田村 五ヶ別府村 山田村 塩屋村

宇宿村 福昌寺領

阿多郡

新山村 浦之名村 宮崎村 花瀬村

白川村 中津野村

布施村 高橋村 池邊村 尾下り村

大野村 池邊村 尾下り村

伊作 中原村 入来村 與倉村 中里村

今田村 湯浦村 和田村 尾野村

田尻村 花熟里村

(注1) 阿多・田布施とも、旧金峰町の中心地、現・南さつま市北部地域に該当 (注2) 「尾下り村」の地は、一九五八年十月黎明館開館

に尽力した鎌田要知事の出身地でもある (注3) 現・日置市吹上町

の地 (注4) 現・日置市吹上町中之里の地

河邊郡

加世田

河邊郡

唐仁原村 片浦村 村原村 地頭所村

宮原村 赤生木村 津貫村 川畑村
別府田間村 益山村 大浦村 内山田村

川邊 小湊村 武田村
清水村 宮村 平山村 永田村
高田村 野崎村 古殿村 両添村
田部田村 野間村 小野村 今田村
神殿村

久志秋目村 秋目村
久志村

坊泊村 泊村
鹿籠村 喜入主馬私領

山田 鹿籠村
上山田村 中山田村 下山田村

硫黄島 黒島 竹島以上三島 口之島
悪石島 臥地島 平島 中之島
諏訪瀬島 寶島

(注1) 現・南さつま市笠沙町赤生木の地 (注2) 現・南さつま市大浦町の地 (注3) 現・南さつま市の旧・坊津町の地 (注4) 現・枕崎市の地 (注5) 戦国期〜織豊期に、島津氏十六代当主・島津義久配下で活躍した喜入季久の子孫と推察、義久から鹿籠城を与えられている、喜入家の系図に「主馬」を名のり、藩家老を勤めた喜入久福カ (注6) 現・南九州市川辺町西南部の地域 (注7) 三島は、

現・三島村に所属 (注8) 「臥蛇島」の誤記カ、都城本も「臥蛇島」(注9) 現在、ルビは「タカラ」島

高城郡 湯田村 城上村 麓村 西方村
麦之浦村

水引 大小路村 宮内村 網津村 草道村
五代村 (注1) 現・薩摩川内市の川内川右岸(北部)の地域

甕嶋郡 里村 中甕村 江石村 平村
桑浦村 中野村 小島村 瀬上村 以上上甕
手打村 青瀬村 長濱村 藺牟田村
片之浦村 瀬々之浦村 以上下甕

出水郡 阿久根 西目村 大川村 鶴川内村 多田村
波留村 折口村 山下村 赤瀬川村
江内村
野田

上名村 下名村

高尾野^(注3)

下高尾野村 下水流村 唐笠木村 大窪村^(注4)

出水

庄^(注5)村 六月田村 西目村 上知識村

下知識村 武元村^(注6) 上鯖淵村 下鯖淵村

上大河内村 下大川内村

長島^(注7)

平尾村 川床村 浦底村 鷹巣村

下山門野村 指江村 城川内村 蔵之元村

諸浦村 山門野村 獅子嶋 伊唐嶋

(注1) 旧・高尾野町、現在は出水市に所属 (注2) 旧・野田町、

現在は出水市野田町 (注3) 現在は出水市高尾野町 (注4)

現・大久保力 (注5) 庄(現・荘)から荒崎にかけて、ツルの飛来

地として著名 (注6) 現在は「武本」と表記 (注7) 現・長島

町の地

伊佐郡

山崎^(注1)

久富木村 山崎村 外三ヶ村薩摩郡

蘭^(注2) 牟田^(注3) 樺山左京私領

蘭牟田村

黒木^(注4) 島津内膳私領^(注5)

黒木村

大^(注6)

南方村 北方村 上手村 下手村

宮^(注7)

之城^(注8) 島津圖書私領

平川村 柊野村 時吉村 求名村

船木村 湯田村 虎居村 屋地村

佐^(注9)

志 嶋津左中私領^(注11)

廣瀬村 田原村

鶴^(注12)

紫尾村 神子村 鶴田村 柏原村

田代村 下殿村 大島村 金波田村

堂崎村 白木村 宮人村 川岩瀬村

大^(注14)

鳥巢村 里村 青木村 目丸村 牛尾村

渡田村 木之氏村 茶原村 小木原村

平出水村 淵邊村 原田村 小川内村

大田村 外二ヶ村隅州菱刈郡

山野^(注15)

山野村

曾木之内^(注16) 永野村

(注1) 現・さつま町山崎の地 (注2) 現・薩摩川内市祁答院町

蘭牟田の地 (注3) 島津氏四代当主忠宗の五男資久に始まる島津

家の支族、十一代当主樺山久高が一六〇九年の琉球出兵時に大将を務

めた功により、蘭牟田の領主となり、子孫が代々継承した。樺山左京

とは久智カ (注4) 現・薩摩川内市祁答院町黒木の地 (注5)

島津氏八代当主久豊三男季久を祖とする支族。七代当主久賀が寛永十

一年（一六三四年）黒木の領主となり、子孫が代々継承した。島津内膳とは十四代当主久長カ（注6）現・薩摩川内市祁答院町大村の地（注7）現・さつま町の中心地域（注8）宮之城島津氏十一代当主久郷カ（注9）現在は「舟木」と表記（注10）現・さつま町佐志の地（注11）佐志島津氏七代領主島津久泰カ（注12）現・さつま町鶴田の地（注13）旧・大口市の一部、現・伊佐市の一部（注14）現・伊佐市の中心地域（注15）現・伊佐市の北部地域（注16）現・さつま町の東南部地域、江戸時代は藩直轄の永野金山の採掘で賑わった、

薩 广 郡

入 来 院 隼 人 私 領

浦 之 名 村 添 田 村

楠 元 村 久 住 村 倉 野 村 塔 之 原 村

市 比 野 村 中 野 村

東 郷 村 田 海 村 南 瀬 村 斧 淵 村

山 田 村 藤 川 村 鳥 丸 村 白 濱 村

中 郷 村

平 佐 村 北 郷 左 衛 門 私 領

平 左 村 天 辰 村

限 城

宮 里 村 東 手 村 西 手 村

百 次 村

百 次 村 田 崎 村

山 田 村

高 江 村

高 江 村 久 見 崎 村 寄 田 村

山 崎 之 内 白 尾 川 村 泊 野 村 二 渡 村

串 木 野 之 内 羽 島 村

カ（注1）現・薩摩川内市入来町の地（注2）入来院氏二十五代定馨

カ（注3）現・薩摩川内市入来町副田の地（注4）現・薩摩川

内市樋脇町の地、但し、楠元村・久住村は旧川内市楠元町・久住町の

地（注5）現・薩摩川内市東郷町の地（注6）現・薩摩川内市

中郷町の地（注7）平佐北郷氏十代北郷久珉カ（注8）現・薩

摩川内市隈之城町の地（注9）現・薩摩川内市百次町・田崎町の地

（注10）現・薩摩川内市永利町山田の地（注11）現・薩摩川内市高

江町の地（注12）現・さつま町山崎の地（注13）現・いちき串

木野市北西部の地、羽島港から、一八六五年、薩摩藩英国留学生が船出

した。

隅 州

始 羅 郡

重 富 村 島 津 若 狭 殿 私 領

平 松 村 船 津 村 脇 元 村 春 花 村

外 一 ヶ 村 薩 州 鹿 兒 島 郡

帖 佐 深 水 村 三 十 丁 村 永 瀬 村 中 津 野 村

鍋 倉 村 豊 留 村 増 田 村 住 吉 村

蒲生^(注6) 西餅田 東餅田 寺師村

山^(注7) 西浦村 白男村 下久徳村 上久保村
久末村 北村 米丸村 漆村
田

加^(注9) 木津志村 上名村 下名村 大山村
治木^(注10) 邊^(注8) 川村
島津兵庫殿私領

溝^(注11) 反土村 木田村 日山山村 小山田村
西別府村 高井田村
邊

麓森村 三繩村 竹子村 有川村

(注1) 郡郷制度下では、旧・始良、加治木、溝辺、蒲生地域が始良郡(旧称・始羅郡)と呼称された (注2) 現・始良市重富の地(注3) 島津氏二十二代当主・五代藩主継豊の弟・忠紀に始まる島津氏の分家が越前家の名跡を継いだ(越前家十六代)。忠紀の長男・忠救(一七六四〜一八二七)が十七代として、脇本の地を重富に改め、私領とした。忠救は「若狭」・「周防」と称した。 (注4) 現・始良市の中心地域 (注5) 現在は「三十町」と表記 (注6) 現・始良市蒲生町の地 (注7) 現・始良市始良町山田の地 (注8) 現・始良市加治木町辺川の地 (注9) 現・始良市加治木町の地 (注10) 島津氏初代藩主家久三男・忠朝に始まる御一門四家一つの加治木家六代領主久徴力、久徴は八代藩主重豪の従弟 (注11) 現・霧島市溝辺町の地 (注12) 読み方「たかぜ」

菱刈郡

本^(注1) 城

湯^(注2) 重富 下手村 荒田村 南浦村
尾

馬^(注3) 川南村 川北村
越

曾^(注5) 前目村 田中村 徳邊村
木

里村 針持村 北郷佐衛門私領 外巻ケ村
大口之内^(注7) 市山^(注7) 村 花^(注7) 北村 薩州伊佐郡

(注1) 現・伊佐市菱刈町の中心地域 (注2) 現・伊佐市菱刈町湯之尾の地 (注3) 現・伊佐市菱刈町の東北地域 (注4) 現在は「徳辺」と表記 (注5) 現・伊佐市大口曾木の地 (注6) 延宝三年(一六三五年)、平佐北郷氏三代久精が領内針持村松坂に移住(『川内市史上巻』七三五頁)とあるので、その子孫と考えられる (注7) 旧・菱刈町西北の地域

桑原郡

栗^(注2) 野

恒次村 北方村 木場村 幸田村
田尾原村 米永村 稲葉崎村

横^(注3) 川 上^(注4) 之^(注4) 村 中^(注4) 之^(注4) 村 下^(注4) 之^(注4) 村
日^(注5) 当山村

踊^(注7) 朝日村 西光寺村 東郷村 佳例川村

持松村 上中津川村 三鉢堂村 中津川村
宿窪田村 万膳村
吉松^(注9) 川西村 中津川村 鶴丸村 川添村
盤若寺^(注10) 村

國分之内^(注11) 小村 松木村 野口村

小濱^(注12) 村 福島村 内村 内山田村

真孝村 見次村 小田村 野久美田村

(注1) 律令制下の郡の名称で、旧・始良郡東部地域に該当 (注2) 旧・栗野町の地域、現・湧水町の南西部地域 (注3) 旧・横川

町の地域、現・霧島市横川町の地域 (注4) 「之」は、現在「ノ」と表記 (注5) 現・霧島市隼人町日当山の地 (注6) 現在は

「嘉例川」と表記 (注7) 旧・牧園町の地域、現・霧島市牧園町の地域、「踊郷」創設は元和九年(一六三三年)『地誌備考』 (注8)

現在は「三休堂」と表記 (注9) 旧・吉松町、現在は湧水町の北部地域 (注10) 現在は「般若寺」と表記 (注11) 「國分之内」に

は、旧国分市と旧隼人町域の村が混在している (注12) 現在は「小浜」と表記

噲 嶺 郡 分

新町村 川内村 上井村 下井村

住吉村 向花村 府中村 上小川村

外十一ヶ村桑原郡

曾於郡 田口村 大窪村 松永村 重久村

川北村^(注7) 姫城村 川原村 弟子丸村 山之路村
清水^(注8) 郡田村 上之段村

敷根^(注9) 麓村 湊村

福山^(注10) 福山村 佳例川村

末吉^(注11) 岩崎村 深川村 二之方村 諏訪方村

恒吉^(注14) 五拾丁村伊勢兵部私領 中之内 村同外一村諸縣郡

永江村 大谷村 坂本村島津内記 須田木村島津右

市成^(注17) 市成村 諏訪原村 島津右膳私領^(注16) 私領 膳私領

財部^(注18) 北俣村 南俣村 外老ヶ村 諸縣郡

(注1) 現・霧島市の中心地域 (注2) 現・霧島市隼人町住吉の地域 (注3) 現・霧島市霧島町西部の地域 (注4) 現・霧島

市霧島町大窪の地域 (注5) 現・霧島市隼人町松永の地 (注6) 現・霧島市国分重久の地域 (注7) 現・霧島市霧島町川北の地

域 (注8) 現・霧島市国分清水の地域 (注9) 現・霧島市国分敷根の地域 (注10) 現・霧島市福山町の地域 (注11) 現・曾於

市末吉町の地域 (注12) 現在は都城市に所属し「五十町」と表記

(注13) 伊勢貞長カ (注14) 現・曾於市大隅町恒吉の地域 (注15)

現在は「坂元」と表記 (注16) 島津内記・島津右膳のどちらかが

文武奨励や産業振興に尽力した都城島津氏二十二代当主の島津久倫カ

(注17) 現・鹿屋市輝北町市成地域 (注18) 現・曾於市財部町の地

域

大隅郡

桜嶋 (注1)

武村 古里村 (注2) 湯ノ村 西道村

松浦村 二俣村 白濱村 (注3) 脇村

高免村 瀬戸村 黒神村 有村

野尻村 赤水村 横山村 小池村

赤生原村 藤野村 沖之島村

牛根 (注5)

蕨村 二川村 境村

垂水 (注6)

田神村 新御堂村 海潟村 中俣村

市木村 濱平村 本城村 高城村

柘原村 (注9)

大根 (注10)

城元村 馬場村 神之川村

小根 (注12)

根占村 川南村 山元村 川北村

邊田村 (注13)

横別府村 山元村 川北村

伊佐敷村 馬籠村 郡村 邊塚村

田代 (注19)

麓村 川原村

(注1) 都城本は「桜島」と表記 (注2) 現在は「湯之」と表

記 (注3) 現在は「白浜」と表記 (注4) 読み方「あこうば

る」 (注5) 現・垂水市北部の牛根地域 (注6) 現・垂水市街

地及びその周辺 (注7) 島津氏十五代当主貴久の弟・忠将を初代と

する垂水島津氏 (四御一門家の一つ) の子孫 (注8) 現在は「浜

平」と表記 (注9) 読み方「くぬぎばる」 (注10) 現・錦江町大

根占地域 (注11) 現在は「神川」と表記 (注12) 現・南大隅町

根占地域 (注13) 現在は「辺田」と表記 (注14) 現在は「山

本」と表記 (注15) 読み方「よこびゅう」 (注16) 現・南大隅町

佐多地域 (注17) 現在は「伊座敷」と表記 (注18) 現在は「辺

塚」と表記 (注19) 現・錦江町田代地域

肝属郡

鹿屋

上名村 中名村 下名村 南高例村

北高例村 (注1)

新城村 島津多門私領 (注2)

始良村 上名村 下名村

麓村 上名村 下名村

始良村 野里村 大始良村 獅子目村

西俣村 野里村 大始良村 獅子目村

濱田村 横山村 南村 鎌田蔵人私領 (注6)

華岡村 島津千次郎私領 (注7)

木谷村 白水村
 高限村 下高限村
 上高限村 下高限村

百引村 平房村

申引村 上小原村 岡崎村 岩弘村

有里村 池之原村 細山田村 新川西村

川西村 池之原村 細山田村 新川西村

下小原村 川東村

高山村 富山村 野崎村

後田村 宮下村 富山村 野崎村

波見村 新留村 前田村

内之浦村 岸良村 南方村

小方村 岸良村 南方村

子孫の島津久備カ、新城家は一所持の家柄で、幕末の石高は三千三百五十石 (注3) 旧・吾平町、現・鹿屋市吾平町の地域 (注4) 現・鹿屋市大始良町の地域 (注5) 現在は「浜田」と表記 (注6) 現・鹿屋市大始良町の地、幕末の石高千三百一十一石餘の一所持格・鎌田家の正方或いは正峰カ (注7) 現在は「花岡」と表記 (注8) 花岡家は、三代藩主島津綱貴の二男久儔(ひさと)を祖とする分家、幕末の石高は六千二百八十五石 (注9) 現・鹿屋市北部の地域 (注10) 読み方は「もびき」、旧・輝北町、現・鹿屋市輝北町百引の地 (注11) 東南部は現・肝付町、西北部は現・鹿屋市の行政管轄地 (注12) 現・肝付町の北部地域 (注13) 現在は「富山」と

表記、都城本は「富」に「トビ」のルビ有り (注14) 現・肝付町内之浦の地 (注15) 「北方」の誤記カ、都城本「北方」

久島 駒屋 久島

小島村 宮之浦村 楠川村 小瀬田村

船行村 安房村 麦生村 原村

尾間村 戀泊村 推野村 平内村

湯泊村 中間村 栗生村 一湊村

志戸子村 永田村 吉田村 口永良部島

江石村

熊毛郡 子島 種子島左内私領

中村 島間村 野間村 現和村

国上村 古田村 納官村 莖永村

住吉村 安納村 坂井村 西之表村

増田村 安城村 油久村 西之村

平山村 (注1) 現在は種子島と屋久島の行政区域 (注2) 現在は北部の西之表市、中部の中種子町、南部の南種子島町の行政区域 (注3) 種子島氏十四代当主種子島時堯の子孫二十代当主久芳カ (注4) 現在、島間港は種子島宇宙センターから打ち上げるロケットや諸機材の搬入港として重要な役割を果たしている (注5) 読み方は「げんな」

高 ^(注13)	野 ^(注12)	小 ^(注11)	須 ^(注10)	飯 ^(注7)	加 ^(注6)	馬 ^(注5)	吉 ^(注3)	諸 ^(注2)	縣 ^(注1)										
水原村	笛屋村	紙屋村	北西方村	西野村	須木村	杉水流村	上江村	末永村	永山野村	灰塚村	川北村	久藤村	浦田村	関田村	内堅村	昌時寺村	吉田	郡	日 ^(注1)
廣野村	麓村	南西方村	堤村	坂元村	大河平村	池島村	西水江村	西郷村	栗下村	柳水流村	岡松村	龜澤村	向江村	島津左中私領	水	流	村		
蒲牟田村	三ヶ野山村	水流迫村	真方村	東村	今泉家私領	前田村	大明寺村	今西村	湯田村	榎田村	川北村	島津左中私領	島津左中私領	島津左中私領	水	流	村		
後河内村	江平村								小東永江村	島内村									

州

勝 ^(注26)	山 ^(注25)	志 ^(注23)	松 ^(注22)	大 ^(注20)	都 ^(注16)	高 ^(注15)													
岡村	華之木村	之内倉村	原田村	蓬原村	布志	尾野見村	菱田村	仮宿村	横瀬村	北方村	石寺村	五十丁村	梅北村	高木村	寺柱村	郡元村	後久村	大牟田村	麓崎村
富吉村	状田村	田之浦村	町島村	夏井村	秦野村	秦野村	野方村	岡之前村	益丸村	丸谷村	東五十丁村	西五十丁村	上長飯村	金田村	前川内村	河東村	田部村	島津筑後私領	前田村
山之口村	安樂村	野上村	夏井村	井俣村	新橋村	新橋村	島津兵庫殿私領	井俣村	神領村	增貫村	西五十丁村	中霧島村	野々美谷村	水流村	下長飯村	宮丸村	鷺巢村	繩瀬村	
	野井倉村	月野村	伊崎田村	持留村	永吉村	寄地村													

餅原村 樺山村 蓼池村
高城^(注27)

石山村 穂満坊村 有水村 大井手村
桜木村 東霧島村 四ヶ村
綾^(注29)

南俣村 北俣村
高岡^(注30)

浦之名村 田尻村 向高村 華見村^(注31)
五町村 内山村 高濱村 入野村

八代^(注32)
南俣村 同北俣村 弥歳村 飯田村
穆^(注34) 佐

上倉永村 下倉永村 小山田村
倉岡^(注35)

糸原村 有田村

財部之内^(注36) 下財部村
末吉之内^(注37) 南之郷村

合外城 九拾四 合郡数

合私領 拾九

合村数

(注1) 律令制度以降の日向国の略称 (注2) 江戸時代の薩摩藩の行政区域の一つ、天正四年(一五七六年)以降、諸縣郡は島津氏領となる (注3) 現・えびの市京町(旧・真幸)の地域 (注4) 島津義弘の娘婿・島津朝久の子孫カ (注5) 現・えびの市馬関田の地域 (注6) 現・えびの市加久藤の地域 (注7) 現・えびの市飯

野の地域 (注8) 戦国期の元龜三年(一五七二年)、島津義弘方が伊東方の軍勢を破った木崎原合戦の地 (注9) 島津氏四代藩主島津吉貴の七男・島津忠卿(ただあきら)を祖とする島津家の分家で、四御

一門家の一つ、石高一万三千七百石の領主、幕末に子孫の「おかつ」は薩摩藩主・島津斉彬の養女となり、十三代將軍・徳川家定の正室(篤姫)となり、徳川家の存続に尽力した (注10) 現・小林市の地域の一部 (注11) 現・小林市の地域 (注12) 現・小林市の地域の一部 (注13) 現・高原町の地域 (注14) 四村が脱漏に付、都城

本で補充、「」内が補充した村 (注15) 現・都市高崎町の地 (注16) 現・都市の地域 (注17) 都城領主で二十二代当主島津久倫(ひさとと)、安永九年(一七八〇年)、武芸道場・講武館を創設した (注18) 現・都市五十町の地域 (注19) 都城本の「東

五十村」は「東五十丁村」の誤記カ (注20) 現・曾於郡大崎町の地域 (注21) 島津氏御一門四家の一つの加治木家六代当主久徴(ひさなる) (注22) 現・志布志市松山町の地域 (注23) 現・志布志市志布志の地域、現・曾於市の一部も含まれる (注24) 現・曾於市

大隅町月野の地域 (注25) 現・都市山之口町の地域 (注26) 現・都市山之口町の西南部の地域 (注27) 現・都市高城町の地域 (注28) 読み方「ほまんぼう」 (注29) 現・宮崎県東諸郡

綾町の地域 (注30) 現・宮崎市高岡町の地域、「入野村」など一部は現・綾町に所属 (注31) 都城本は「ムカタ」とルビ有り (注32) 現・宮崎県国富町西部の子字名 (注33) 都城本は「同」なし

(注34) 読み方「むかさ」 (注35) 現・宮崎市に流れる大淀川の左右岸地域、左岸に「糸原」、右岸に「有田」子字有り (注36) 現・曾於市財部町の北部地域 (注37) 現・曾於市末吉町の地域

通昭錄卷之七十五・七十六

村雨夕

赤崎貞幹

文月の末つかた村雨打そゝきいと物すこし夕くれ、まなひの窓によりかゝり歌なとうちずしゐたり、折しも隣の翁といらひきて、けふ

*「都城島津邸所藏史料本」(以下、「都城本」とむらひ)

ハ幸に園にそゝく暇なれば、君のむかし物語り聞はやといへは、丸ほゝ多みて、かのあたちか原の鬼のふることやかたるへき、又、なすのゝ原の狐のふることやかたるへきとたハふれぬ、翁こうへうちふり、君の常にすぐ給ふ、からの文のまさしきことハリ社きかまほしけれと、いとまじめにいひけれハ、丸ふかく感じ、さらは、まつ何事をかたらんとかうへをたれぬ、

翁、いにしへ聖のおほきミ、大学校・小学校とてもまねふところをまふけ、上中下の子ら弟らをおしへさせ給ひしハいかなるゆへそ、そのことハリをかたり給へと、いとせちにこひけれは、

丸、大小の学校ハ、ひさかたの天あらハねの地のことハリもて人の

*「都城本」あらかね

徳をやしなひ、人の才をそたて、国を治むるの具とし給ふより外ハなし、小学校は、人の下として人につかふるものにそのわきをおしへ、大学校ハ、人の上として人をおさむるものにそのことハリをおしゆるところ也、

翁、いつれのおほん時かその道つたハリ、そのおしへおこなハれはへりしやらん、

丸、その道ハひたかたの天あらかねの地ひらけ初しよりつたハリ、そのおしへは三つのすへらき、五ツのみことのおほん時よりおこな

ハれけりしかハあれと、三つのおほきミのおほん時に、その法またくそなハリ、その化よくなかれて、くれはとりあやしの賤も、田かへす時はくろをゆつり、道ゆく時はおちたるものをひろハす、五十の翁はきぬを着、七十の翁ハ肉にあきわる、おほ君のおほんめくミは、あし引の山のいたゝきよりも高く、おほんいつくしミはわたつミの底よりもふかしと感し奉り、君は千代ませ〜とひなひたる声して、うたひ侍しとなん、此時かの五のあやある鳥もいたり、一つ角ある獣もいて、ゑたをたらぬ草木もはへ侍しと、今か今までかしこきみよのためしになんいひ侍ぬ、

翁、三つのおほ君の時より後も、大小の学校のおしへおこなハれ侍しやらん、

丸、周の世のくたれる時よりそのおしへおこなハれは、かの文宣のおほきミ、口つから大学の法を曹子にさつけ給ひ、曹子ハ子思にさつけ給ひ、子思は孟子にさつけ給ひ、孟子の後はたゝそのふみのミ残りて、そのまさしきことハリするものなし、まひて小学ののりは、たれつたふるものもなくして、あとかたなくなりはてけらし、それよりして、あやしくことなる術まちもて人をまとハし、世をくらますもの野へに生んかつらのことくはひひろこり、林にしけき木の葉のことくおほければ、いとあさましき世となりはてぬ、幸に程朱の二夫子生れ給ひ、ひしりの道をそののこれる文に得給ひけらし、程夫子崇政殿の説書とて、君のおほんかたハらにて文をとくつかさとなり給ひ、いにしへの学校の法をもすゝめ給へり、そのことは後世学校の法となれり、朱夫*には白鹿の洞といふ所にて生徒をおしへ

*「都城本」朱夫子

給ひし時、そのかへにかゝけしめし給ひしことは、後世学校の規と

なれり、

翁、我日の本に程朱の学を伝へし人いくはくかある、

丸、惺窩・羅山・闇齋・操軒・懶齋・惕齋・益軒・鳩巢の諸君子なり、中にも鳩巢そのまさしき道を得給ひ、徳高く才大にましませは、世のものまねふともからあふきとふとふこと天津星のことし、翁、鳩巢の学いつくにかつたハリけん、

丸、鳩巢の門人おほかりしうちに、畏山・学山・蒙齋・澹齋・静齋、吾国の凶南先生など尤卓然^{スケル}たり、あるハあつくまねふをもてゆるされ、あるはしちに行ふをもてゆるされ、あるハ心さしの高く、みさほのはけしきをもてゆるされけり、中にも静齋・澹齋の二子は、その学のまさしきをつたへ給ひけらし、もとの侍読月洲先生、いとけなくして凶南先生につかへ給ひ、ひととなりて静齋・澹齋の二子に学ひ給へり、されは鳩巢の学ハまたく我藩につたわれり、あふくへし、たふとふへし、

翁、此比、我の子弟もあやしきことなる学にしたかひ、程朱をあたのこづくに悪むものありと伝へき、侍りぬ、

丸、吾公鳩巢の学を月洲先生にうけ給ひ、新に学校をおこし給ふ時、吾程朱の学にそむくものはいたくつミしてんといましめたまひぬ、まひて、昔

先君某公程朱の学を文之・如竹にうけ給ひ、四ツの文もて国の子弟にさつけ給ひしよりこのかた、世／＼の

君皆此学をあかめたふとひ給ひぬ、されは、今の子弟のとをつ□の^{*}

かしこきものハみな此学にしたかひ、聖のみちのあらましをも聞はへりて、鳥・けたものゝよき衣きたるかこづくなるそしりをまぬか

* □不明文字 親カ

れぬ、そのおろかなるも、皆此学の化をかむらさるはなし、されは今の子弟此学にしたかハさるものは、上は君にそむき、したは親にそむくの人なれば、ちハやふる神もゆるさせたまハし、おそるへし／＼、

翁、陽儒陰化^{*}とやらんにて、あらハに程朱の学を^{*}にしたかひ、ひそ

* 「都城本」陰仏

* 「都城本」「を」なし

かにことなる学をこづくするものありと伝聞侍りぬ、

丸、わか三ツの国はしらひのつくしのはてにして、その国ふりいと

* 「都城本」しらぬひ

ひなひたれとも、人の心すなをにしたのもしければ、かゝるおそろしきわさはあらし、

翁、ことなる学の世の禍となることハリもありや、

丸、かの学にしたかふものゝ上なるハ、己か心にそなへし久かたの天あらかねの地より出しまことのことハリをすてゝ、只かりの法もて、国をおさむるものなめりといひて世をあさむき、下なるものは、只ひたふるにはらハたの錦はたはりひろく、口のぬひものはりめ細かならんことをつとめとして世にてらひぬ、かゝる人もて人の上となさは、国の風おとるへはてゝ、ちりゆく花のほひなきことくなりゆきなん、いにしへ、もろこしにかゝる学のおこなはれて、国のいのちものとかならぬためし、いとおほかりき、翁、ことなる学の世のわさハひとなること、はしめて聞侍りぬ、さらは、かの学にしたかふともからを、なとていたくせめたまハさるや、

丸、吾程朱の道ハ孔孟の道、孔孟の道ハ堯舜の道、堯舜の道ハ久か

たの天あらかねの土^{*}にいてぬれハ、此道たにあきらかならハ、いか
*〔頭注〕土ハ地なるヘシ

てか彼学おこらんや、かの学のおこるハ我ともから此道をまねふものゝとかなれば、ひたふるに己か身にたちかへり此道をおさめなは、かれかともからおのつからしたかひなん、たとへは心と腹^{はら}とに水あるものゝ、元の気さへよくおきなへは、そのやまひせめすしてゆるかとし、かの学をし^{*}そけんとかいとみあらそふハ、なから
*〔都城本〕しりそけんとして

*〔都城本〕さなから

けものゝ牙もてかミ、鳥の爪もてつかむかとし、いといやしきわ
さんんめり、

翁よろこひ、いとたふときおほん物語聞侍ぬとて、かたはらにある
すゝり引よせ、たゝう紙にかひつらね、此文孫にとらて家の宝とせ
*〔都城本〕とらせ

ん、此文孫にとらせ家の宝とせんと老のくりこととして帰侍ぬ、

尚友軒主人著

初学問対

或問、学問はせずして叶わぬと云訳ありや、

対曰、学は為言效也とて、古人今人に限「ら」^{*}す道理を弁へたる人
*曰「都城本」なし

*「磨滅読めず、「都城本」にて補う。

の云ひ行ひたる所を手本としてならひ似することなり、人の生れ性もと天より道理の通りを受得たるもの也、受得たる通りを人ことに全して疵つけねは、学問も教も入らぬやうなれとも、人に気質・人欲とて、本然の道理そこなふもの二ツあり、学問せずして其俣にておけは、生れ性の道理を失ひて、多くハ悪となるなり、故に其本然の道理を全したる人の知りたる事を我も知り、行ひたることを我も行ひ、気質・人欲の害を去りて、本然の道理に立帰るか学問の事なり、本然に立帰て見れハ、皆もとより我知らずしてなす、行わすし
*〔都城本〕ならず

てならぬ事計にて、何れも余慶に附益する事あるにあらず、人の知らずして叶わす、行わすしてかなわぬ事、理の目を挙て見れハ、五倫とて人の身の交る所、父子・君臣・夫婦・朋友・長幼の組ミ立に、父子は親になくて叶わす、君臣は義になくて叶ハす、夫婦の別、
*〔都城本〕しなし

長幼の序、朋友の信も皆さなくて叶わぬ道理有り、然るに我いまた親も義も別序信も知らず、行ひ得ぬゆへ、其能知り行たる人にまなひて是をなす也、我身に付てハ貌言視聽思の五事あり、貌^{*}恭なくて
*〔都城本〕貌ハ恭

ならず、言ハ従になくてならず、視ハ明に、聴ハ聡に、思ハ審にな

*〔頭注〕信欺

くてならず、我いまた是を能せぬ故に、其能く知り行ふ人に学ひて是をなす也、其外、万物万事の数かきり、各かくなくて叶わぬと云道理なきものハなし、人ハ万物万事を相手に行ふものなれハ、皆我知り行ハすしてならぬ道理にて、余所の事にあらず、親義別序信なけれハ、父子・君臣・夫婦・長幼・朋友なきと同じ、恭従明聡睿な

*〔頭注〕 信歟

くてハ、貌言視聽思なきも同じ、万物万事あれとも其理を知らされハ、万物を宰することあたハす、如此にてハ人として人の職勤らぬなり、生知安行の聖人にあらざるより氣質・人欲に蔽せられ、学ハすしていかゝして能知り行ふへきや、然ハ今日吾人の至て急に、至

*〔都城本〕してハ

て大なること此学問にあらずや、五倫五常万物の理も吟味せずして、此俛にて事済たる様に思ふハ、学路の明ならざる故にて、歎すへき事也、

或問、氣質・人欲の蔽とハいかん、

答、人ハ陰陽五行の氣を得て生れ、此形をなすゆへに、其氣質かたおちなき事あたハす、是故に昏明強弱の品あり、昏き者ハ道筋分らず、弱者ハ足腰立す、明と強とハ昏弱よりハまされとも、中和を失して偏なるゆへ、道理狂ひて明或ハ和智あり、強成ハあしくなり無

*〔都城本〕私智

*〔都城本〕あらく

理をする方に流れ、本然を失ふハ一なり、人欲とハ此身より出る欲なり、欲ハほしかるぎ也、目はよき色を欲し、耳ハよき声を欲し、手足ハはたらくことをいやかりて安逸ならんを欲す、口と体とあれハ飲食男女の欲あり、我あれは我身の勝手のおかげらんのミを欲する

類、皆人欲也、人の事物と交るに、此欲する物に出合てハ忽それに奪ハれて、最前にいふ所の昏明強弱の偏なると、此人欲ともめある、

*〔都城本〕もめあひ

種々無量のくるひ出て悪となるなり、

或問、子の言の如くハ、誠に学問ほと急成物なし、然ハ学ひたる人と不学人とハ、其知行ふ所雪と墨のことく違ふ筈なれとも、世の人の言を聞ハ、今時学問せぬ人の事欠をも見す、世ひたる人の有余を

*〔都城本〕学ひたる

も見す、却而、学ひたる人あるひハ異風になり、不実になり、名利の欲深くなり、或ハ礼義作法をもつゝします、甚してハ、学問すれハ親にあたり、あらくなる類あれハ、益なふて結句害ありと、我この言の是非・不審はれず、願くハ其故を聞かん、

答、是與路の間違より也、学をして事欠ぬといふ時ハ、今日己かた

*〔都城本〕学路

け浅はかなるをも知らず、其知り行ふ所至極して、忠孝の道にも叶ひたると思へるならん、生質よき人ハ格別過なきやうなれとも、学すしてハ孝と思ひて父をおとし入、敬と思ひて君に阿諛するの病まぬかれす、況や是より下なる者ハ、己か身勝手より道理をつくれハ、如何なる大悪に入らんも量りかたし、学問の道世に明らかならぬゆへ、生質よき人の善を成就する事かたく、生質悪き人のあしきを改ることならず、学問ハ無ても事欠ぬと思はるゝ様に成たるハ、誠に歎ハしき事ならずや、眼前修りたる身、齊たる家もなく、国天下治平しかたきハ皆此故也と覚ゆ、然とも、世の人多ハ学者の悪きを傍より見て、学問は無用の事と思ふハ理にて深く罪し難し、かやうに成行も、罪は十に七八ハ学者に帰す、此学者に帰したる罪ハ、

即余等か分ち受へき罪科なれハ、口をつくミて自責か外なし、然共
*「都城本」る

今問を承れハ、其間違來る故の大略を語るへし、抑、学の始ハ人の
人たる道を学ふ外なければ、天地の間に人民あると直に此教此学あ
りて、唐土にてハ、伏羲神農黃帝堯舜より段々孔孟に至りて、時世
に従ひ委く備たる也、孟子没後正道すたれて、色々の邪説異端世に
行ハレ、周の世季秦漢より以下、人の人たる道明ならず、学ハ学、
今日ハ今日と分れ初て、其後、記誦詞章虚無寂滅等の事におほれ、
骨折て日用彝倫の外に仕事出来、或ハ名にほこり、利を求るの助と
のミなりぬ、其間に董仲舒・韓退之など此学を正すの心あれとも、
眞の學術を起すに足らず、宋の程朱に至て、初て聖賢の骨髓を得、
体用内外全備して道学始めて世に明かに学問即今の事実を吟味し、今
日即学問の道理を行ふことくなり、其後大儒段々出て、純駁なきに
非れとも、程朱の道即聖人の道、聖人の道即天地の道として学道ハ
立たり、其間に、陸象山・陽明・陳白沙などいふ陽儒陰化の学者勢

*「都城本」仏

を振ひ、程朱を排し事ハ皆豪傑の士なれとも、正学におらさるゆへ、
*「都城本」あらさる

其学流の弊忽に生して絶々に成りぬ、宋の後、元明の二代を経て、
今の清の代まで凡四五百余年、程朱の学にて大やうハ立たりと見
ゆ、我邦も古神聖の御宇水土に随ふの教ありて、天下無為の化に浴
する事久しからし、道に彼我なければ、未備所は唐山聖賢の教を取
り用ひ給ふ、然共、程朱未出の前なれハ、眞の學術伝ハらず、漢
唐の間に止まりて、浮屠の尊甚しく、仏書を内典として心法を治め、
儒書を外典として政事文章の事のミにもてなせしことく聞ゆ、唐山文

明の地にてさへ数千年、程朱を待て此学始めて明けなれハ、此方にて
は正学を發明する人なきも理り也、程朱の時ハ源平の比にも当りぬ
と覚ゆる也、足利の世季までハ、正学に聞ゆる人もなく、信長の比
よりかそろ／＼程朱の書行ハレ、実学におもむくより又陸王の学も
雜り、傑出の人と称するハ、藤樹・惺窩の二大家より熊沢息游軒・
山崎闇齋・藤井蘭齋・浅見綱齋・三宅尚齋・中村楊齋・室鳩巢等の
人物有て、其学醇疵あれとも、先ハ実学に力を用たる人／＼にハ紛
なく、行実議論も格別の事なりし、其時分、又伊藤二齋出て異説を
唱へ程朱を破し、天下を風動せしより正学変し、初て徂來出るに至
りて、天下の學術崩れ果ぬ、徂來ハ文章の上手にて、五十時分まで
程朱の書を読しか、名利心深きより柳沢侯に仕へ、其愛妾杯を拝領
し、当世に口を利たる有さま、心根のほと測りかたき男なり、程朱
の学といふて、始終其行と矛盾し、且、名を売の便宜あしき故か俄
に新説をこしらへ、我身心事を棚に上て、手先にて国天下を治ると
いふ趣向を始たり、其手先にて国天下を始んと思ふも何そ一筋立た
*「都城本」治

る見所もなく、時処の考もなく、一在所を支配せし事も見へず、只
古人の味をやりたる事などを、何事も今日に行ふへき思ひ、量水練
にて言罵たるなり、其一生の精力を用たる文章の業も、皆切ぬきの
古文辞にて、何そ一ツ用に立へき議論もなく、筆先を弄したる迄に
て、まことの文章の作家に齒すへきにもあらず、徂來より後の学
者、放蕩不埒の免を蒙り、程朱の学を遁れて繩を解れたることくに
思ひ、詩文のミを事として、日用彝倫のわけをも吟味せず、実行の
難義をも知らず、今日上にハ為給へき事なきやうに思ひて、口にて
ハ国天下を治め度など、大言し、人の己を知りさるなど、慷慨して、

*「都城本」知らざる

名教の罪人となり、世間の人、貴賤となく儒者を俳諧師・能太夫の伍とあいしらふやうになり、世俗の人の恥てせぬ事も学者の手始するやうになりぬ、近年来ハ徂来の説も事ふりたる故、塩ねつミのやうにいる／＼の新説を言ひこしらへる人、古注を用るといふ人、明

*（頭注）註

の末腐儒の説を好む人、聖人の書旨直に本文にて事済めハ註ハ諸家を取捨するかと云人、老莊の意を聖經に取難る人多く出たり、又、專詩文のミに成り、專臂をかゝけて経済を談する人有て、皆自らハ徂来に従わすといへ共、一切に頭を改め面を換たる徂来学にて、猶徂来にたふらかされて居るを悟らす、皆当然さしあたりの吟味を余所にする故、其弊ハ少しも改る事なし、かゝる大間違ひの学風にて、益なくして害あるハ必定の事、世人の譏り曾て無理ならず、たとひ正学に従事するとても、毫厘の違にて千里の謬も生し安し、学路の違なきを欲せは、慎て明に弁せずんハあるへからず、或問、我等家業にいとまなく、文字も明らかならねハ、儒者の様に詩文を作り、博学多識を求る事ハ中／＼成りかたく、且たとひ精力を尽して学問進ミ、当世の儒者のやうに成り得るとも、己か為、世の為に益有りとも見へねハ、我急務にあらすと思ひて止め、今吾子の論のこと学問ハ人のせすして叶ハぬ訳有て、又、必しも世儒のこ

*「都城本」ことく

とく文学の虫とならずしてもあるへき事とあれハ、学問をしたく思ふ也、間違なき学路はいかゝ尋へきや、

答、学ハ養と知と行との三ツを出す、三といへと実ハ一のミ、一とハ何ぞ、行のミ、知も養も行ふ為也、古人の曰、軽重を以いへは、

知ハ軽くして行重し、先後を以いへは、知ハ先にして行後也、是を

云なり、天下万事知らされハ行ふ事ならず、たとへハ道を行くに、眼にて路を見分されハ行かたきかことし、養ハされハ、知も行も力を得かたし、たとへハ病つかれたる身にてハ眼もくらみ、足も立さるかことし、行ハされハ知も養ひも無用の事也、たとへハ病勞れたる身にてハ眼もくらみ、足も立さるかことし、行ハされハ知も養ひも無用の事也」たとへハ三里に灸し足を強め、道の遠近本筋

*（校定者註）「一部分行力。「都城本」なし。

まかひ道を委く考へ見わけ知たるとも、行されハ詮なきかことし、然とも此三ツのものをいふとて、今日養ふて明日知り、明後日行ふといふに非ず、実事の上にてハ三ツながら並修し、互に進むへき也、養ハもと本原を養ひ知行を貫くものなるに、或ハ動をいとひ静を好みて座禅入定となり、知ハもと道理を見分て行ふ為なるに、或ハ務博索隠て実事に益なく、行ハもと実理を行ふへき事なるに、或ハ恠を行ふ倫理を雜るゝ様に成る、是皆大なる心得違也、皆実所に求す、知行の相離るへからざるを知らざる故なり、近思録にハ致知存養克己とならへて卷にて知行荷わせてあり、今其通に論せんと思へ

*「都城本」養

とも、知と行の中に暫く養場あるやうに誤も出来らんかと前に叙つ、養ハ知行動静を貫くものにて一栽養の場あるにあらず、平常仔

*「都城本」截

*「都城本」存

養の事なれハ黙識してあやまるぞ、

或問、養はいかゝして手を下すへきや、

答、万事皆一心よりなさすといふ事なし、故に心を一身の主宰と

云、然るに心ほと靈妙なるものなく、心ほと蹈とめなくうつろひやすきものなし、忽火ともへ、忽水と寒くなるも此心の顛倒迷乱なく、身を俯仰するの間に三偏世界を廻ると云も此心をいふ也、如此

*「都城本」一り

あふなきものゝ主宰なくてハ、理を究め、行を篤くせんと欲しても、家を作んとして土地なきかことし、能材木を集めたり共置所なし、此心を一ツとりとめ妄動を禁せんと欲しても、敬の工夫を知らされハ、念を以念を追ありくやうに成て、愈病を生ずる類多し、近古にも敬に力を用ひそこなひ失心なしたる人あれハ、大事のことにて、委く手の下し所を語るへし、敬の字程子主無適を以て説れた

*「都城本」主一

り、主一無適とハ一を主として他に行ことなしと云意也、心不可兩用とて二タ事に用れハ、則敬乱する故、何事によらす一ツを主とすへし、座する時は座を主として、心外に走らず、行ときは行を主として心爰に在り、衣を着るにハ衣を着を主とし、飯を喫するには飯をくふを主として外事をましへさるをいふ然は座に一にして立へきことも立す、飯に一にして立をす、座するに一にして心外に行されハ、立へきの因縁はつぎ、飯すも一にして心外に行されハ、止へきの節に當る、座にして立をすれ、飯して止るをわするハ、皆物にはわれれに動きて、主一なるをさしき也、事既に去りて心猶滞り、物前に來りて心かこに、程子又整齊嚴肅を以て敬をいへり、是外面の容貌威儀を不埒ならぬ様に取始て自心の散乱せぬやうにする也、あくらかきて

*「都城本」一治

居て、心の主一なると云理なし、此整齊嚴肅尤手の下し所ありといへりさつとして、りんとしてのいふては、心のやまひをなすと或山崎にて聞し、此所まかいて心の一謝上蔡へり物なりて、病なり、此整齊嚴肅といふハ、唯平生の靜動靜のなまゝならぬやうに肅然たるをいふなりハ、敬ハ常惶々法といへり、常住自ら酔をさまし、心をひききたてへつたりとならぬやうにするなり、朱子、又喚醒を以敬をいへり、其晩年にハ敬ハたゝ畏字近しといへり、心のへつたりなるは皆そま

つに持つ故也、常におそるゝ所あることく、動靜ともに大事〳〵と心を用るか敬と也、是尤親切の訓なりとて、横渠先生正心の始当以己為嚴師則知所懼と、是ハ嚴師の如き心と懼るゝ心と二ツあるにあ

*「都城本」己心為

らす、とかく常人ハ我心をしたきまゝに取はつすゆへ、夫を戒て如此心持せとなり、以上皆敬の説にていろ〳〵有やうなれとも、実用力を用る時ハ一に帰する也、

*「都城本」せよ

或問、知の工夫いかん、

答、何事も知らされハ行ふ事ならぬハ前に詳也、其知たる分面々のたけとなりて、万事を取さはくと也、今理を宥め智をみかゝぬ人も、相応〳〵事物に応して間に合ハ何故そと云に、是は人の性善なる故、生れのまゝに知ところ、父兄師友に見聞たるところ其知識となりて日用のはたらきをなす也、其知たる分面々のたけになりて居れハ、たとへは、棋象戯のたけ有ことく、各其限ありて、其たけ一杯の手ならてハ出さず、其たけの進むに付てハ、石の二三目も、駒の一枚もそろ〳〵上達することく也、棋象戯のたけハ進むやうに、人〳〵精出せと天下万事応酬の主となる一心の知る所のたけハ、かくのことときより外なしとおもひ、只今の見識一はいを至極として、其上に進まんを求人なし、氣の毒なる事ならずや、扱、其知やういかんとなれハ、事物の道理を吟味する事なり、事物の道理とは、我一身のうへより五倫万事につきて、皆かくなくてはならぬ理と、さふなくてはならぬハこふした故と云理有り、是を眼前手近くなる所より始て、ひとつ〳〵おしきわめて十分の極りまで究め至るへし、あるひハ我念慮のきさしの上、*或は日用の事に付て道理に中るや否や

*「都城本」ミ、

を察し、或ハ書を読、又ハ講論して義理わかまへ、古今の事、人物の賢否を吟味する類、窮理の事にて、彼ハ知りやうなり、如此して退屈せず、今日一物の理に至り、明日一物の理にいたり、其功を積重ねて行けは、後にハ自然に通達して、天下の理百か百に究すとも、自分道理貫通の時あり、是知の工夫なり、一或問、行の工夫いかん、

答、学ハ皆行の為なれば、聖賢の千言万語、行のことなりさるはな

*「都城本」ら

し、それ天下の道理さま／＼なれとも、是を分れハ善と悪との両すちに過す、道理に叶ふハ善、道理に叶わざるハ悪にて、善はせずしてならず、悪ハ去すしてならぬといふまで得と究め知るハ知の修行也、其知たる所を實に行ひて、念慮の上より家国天下の事皆其知りたる道理に違ハぬやうに修行する事なり、先念の発所より力を用るか誠意の工夫にて、善を善と知れハ是を好むの実なる事、世人の好色を好むかことく、微塵も飾にするの、人の為にするのといふ事なく、悪を悪と知れハ是を悪む事、悪臭を悪むかことくふつ／＼いやにて、己か知たる所と心の発する所と少しもくひ違ひなきやうにすへし、善ハ善と知ても、少しハ其善を好まざる心もましり、悪ハ悪と知ても、少しハ其悪を悪まざる心もましますハ是を自欺といふて、我と己をたます義也、如此なきやうにするか自修の初にて、善悪の関と云てあり、善と悪の分るゝ所故なり、此所より手を下して、我身のましハる所皆善に叶ひ、悪に陥らず、道理の正中をふみて好ミ、悪む偏に入らぬやうにして道理の正中をふみて以下此所迄身家国天下の事に応すへし、扱、其知たる通り心も事もゆきかたきは何故そと云に、皆

人欲・私意にて、此欲・私意を去されハ道理に叶ハす、此私意・人

*「都城本」人欲

欲ハ氣質の偏なると習ふ所のおしきにて、シミ入たるものなれば、

*「都城本」あしき

たやすくハ克去かたし、故に学問の要ハ克己より重は無し我心の発知り分たる道理にも違ふ所欲也 其己が欲に克己なり 誠意と克己と語ハ對なれども、力の用ひ所ハ別にあるにあらずあるへからず、我念慮の微より視聽言動応事接物まで行の事あらざるなし、然れば一息の間も修行の地ならぬハなし、常住我身を点検し、勇猛に志を立て、毫厘の不善もなきやうにと功を用ひハ、難き事ハ後ハ易く、初味なき事も後には面白くなりて、小人の域をまぬかるゝ事あらん、

或問、読書ハ学問の第二事といふ事兼て聞り、今又、知ハ軽く行ハ重と承り、且知の事さま／＼有て、読書又義を考るハ其一端なれば、

*（校定者註）或問の後部、答の前部欠如カ

*（頭注）又文カ

暇なき身などハ必しも書不読は聖賢の書を読ミ尽、覺へたり共無用の空言なる故、読書ハ第二義といへる也、然共学ハ知を先とす、知ハ道理を知る事也、道理の広大を極め、精微を尽したるハ聖賢也、其聖賢の教を書たる書なれば、直ニ聖賢の教を承るも同じ事ゆへに、是を急にするなり、子路の有民人焉有社稷何必読書為学といわれしを、夫子きひしく呵り給へる事有り、生知の聖人も書を好て学ひ給ふ、今かゝる氣質人欲の身を以て、正道を学んとして聖賢の師なれば、猶汲々として書を読、理を講すへき也、但、年の少長・文学の通否・務の暇劇をはかりて用へき事也、或問、読書ハ主人に随ひて功程あるならば、其あらましを聞ん、

答、聖賢の書の至て明白なるハ小学・四書・近思録なり、次ハ五經也、才有暇ある人ならば、小学・大学・論・孟・中庸・近思録と、古人示しおかれし次第を逐てまなひ得と、精熟の上ハ五經にわたり濂洛閩の諸書を読ミ、歴史通鑑の類を考へ、諸子の得失を見、礼楽・制度の上より民政・兵律・天文・地理の事までも我分内なれハ博わたり考へし、其次は小学より近思録に留るも可也、其次ハ四書計も可也、又其次の至て暇なき人ハ大学一卷にても可なり、よく／＼暇なき人ハ一章一句の上にてても実聞得て力を用る時ハ、入頭処有て、聖賢の道に進まれざるなし、然とも、世に俗楽三絃の類を嗜む人は論不及、それよりよきと云ても、棋・象戯・茶の湯・生花等たしミ、或酒食夜会の閑言語をする隙ハありて、読書のいとまなしと云人多きハ、皆学問の至急至大の務たるを知らざるゆへ也、至急至大の務たるを知て、心に誠に是を求めハ、論語一部に通し、大学一篇に通するひまなき人ハなきなり、

或問、養知行の説、古人の学に違ひなきや、
答、聖賢の教此三ツを出す、聖賢の語ハ時々の主意ある故、三ツに分たる所有り、二ツに分たる所有り、一ツにて余りをふくミたる所有り、養ハ知行を貫けとも、知行対挙する時は行に属す、凡聖賢の言ハ実知実行の事のミなれば、尽く挙るに及ハす、今人手なれたる所の諸書の養知行を説るものをあつめて一図として、初学をして見安からしむ、

論語の動容貌正顔色出辞気非礼勿視聽言動九思の類、皆行養を併せ説り、養の事を此図の如く分ち難きもの多し、制之於外以養其内なれハ、皆養の意あるを黙識すへし、此図になつむことなかれ、

行	養	知	
誠意 以下	小学 正心 尊瞻視、之類	致知 格物 博文、学文、 講学、多聞多見、	大学 論語
約礼、克己、敬、 忠、慎言行其余修能 遷善、之類	修己以敬、居敬、 出門如富、正衣冠 使民如祭	知性、知天 知言、明善	孟子
篤行、固執、 忠恕、誠身、 致知、之類、	扩充集義、 存養、誠身、 之類、	学問思弁、 択善、明善、 道問学、以下	中庸
克己	存養	致知	近思

右一篇肥前佐賀侯の儒者古賀弥助撰する処なり、弥助本藩の人、初徂来氏か学を学ふ、心に慊らず、藤樹先生の書を読ミ心に適するあり、於是憤発し、笈を負ひ京師に游学し山崎氏の学を学ひ、程朱の道即孔子の道なる事を悟り、奮然として濂洛閩の書を読ミ、大小徳器を成す、佐賀侯召して学官侍講とす、赤崎貞幹肥後に游学するの時、往て古河氏に謁す、蓋を傾て旧

* (校定者註) 孟カ

知のことし、徳量の測かたきを覚ふと云、肥後州の藪先生も亦其才徳を称し、此人登庸せられハ肥前州の政治の奮ハんに庶幾らんとす、貞幹此一篇を得て国に帰り予に示す、則採て録中に載す、

龍

一 龍といへるものハはかりかたきものなり、あるハかすかに、あるハあきらかなり、あるハほそく、あるハおほひなり、あるハミしかく、あるハなかし、そのかたちをかふる事さまくなりとそ、

懷龍といへる人ハ、能登国氷見といへる所の人也、この人風雅の道にふけて、はいかひをよくしたりけり、ある時、俳諧の会に行つて馬に騎て行けり、ころは春のすへ、夏の初にうつる比なれハ、清水流るゝ柳のかけにしはらく休らひけり、水草清きあたりをあちらこちら立まはりて、おもしろき石もやあらんと求けるに、とふしの大さしたるか、ちいさき穴のあきたる有けり、それをとりあけてみるに、その穴よりしたゝる水、軒の珠水のことし、あやしくおもひて猶かたむけれともたえず、いと興有ものなれハ、硯の水滴にせんとてふところにおし入て、又馬に騎て行けり、時に懷龍におくれたる有けり、はるかに懷龍か行かたを望けるに、俄に夕立して風はけしく、とくいかつちなりて、黒雲たなひきける中より大なる龍飛いてゝ、さらに登りけり、はるかにみるに、懷龍か衣の縁すちより出たるやうにそ見へたりけり、いとあやうくおもひて、はしりつかんとすれともおよはず、とかくするうちに雨やミ、雲はれて日ほからかにてらしけり、かくて懷龍八路のほとりなる家にやすらひ居たりけるに、おくれたる人もやうく走つてけり、今ハいとあやうき目を見給ふ物かな、御身そこなハれもやし給ふらんとおとろきて、いきもつきあへず走けるか、あまり雨風はけしくて路すゝミかたく、ようくおひつきたり、いかゞつゝかなしや否と問ひけるに、龍の登りけるハ知らて、夕立はけしきまゝいそぎつきにけりとい

ふ、語りおはりて、ふところよりの石をいたして、かく興有ものを得たりとてかたむけけれとも、水いてすなりにけり、彼登たる龍はこの石の中ニかくれ居たりけるか、懷の中よりのほりけるにやとおとろきけり、それより自号て懷龍といふ、その初の名は、なにとかいひけんつまひらかにしかたし、

此事西翁のかたられるまゝ記置ぬ、

能登国わたの崎といへる所ハ、龍の能くのほる所也、海上につち風吹おこりて、波のうれますける中より飛び出てのほると也、其所の

*「都城本」うすまき

舟人などハそれをよく知りて、はやくのかるゝとなり、一ならず二も三もつれてのほるなり、一年五つれて登りけるとなり、

此ハわた崎にハあらず、気多の社のうしろなる山より一度にいづゝのほりけるよし、其社司の西翁に語りけるとなむ、

都の東白河村の代官の庭にしる石有けり、青蓮院の法親王其ほとりにあそひ給ひし時、代官の家にやすらハせ給けるか、其石を見給ひて、此は我に得させ、我庭におかまほしけれハと仰けるに、代官申けるハ、仰の趣畏りさふらふ也、然とも此石ハ我物にあらず、むかしより此庭に有けり、此村の若者どもの力持にする石なり、其上、五月・水無月の比、日てりして田の水かれぬるころ、此石に水を請へハ、必らず水を得侍る事なり、かゝるいはれ侍る石なれハ、此をめされむ事ゆるさせ給へかしとそ申ける、かくて其後、一夜のほとに風はけしく、雷なりて、雲霧たなひきけるに、かの石の中よりしるき龍飛出てのほりけり、其石の二にさけたるを見るに、中に中に

*「都城本」なし

石をつゝミけるよとおほしきほとに、ま^{*}となる穴ありけり、それを

*「都城本」まとかなる

さし合て猶水をこへとも、しるしなかりけりとそ、人のかたりけり、

近江国民家の厠の柱下に蟄竜あり、一日、風雨鳴雷石さけ厠をくつかへして飛去りけりと、溝口左仲かたられけり、左仲ハ近江の人なり、

加茂の社司何かしとやらん、其家のそのに石有り、誰人の言出せるともなく、此石ハ靈石なりとて、祈をかくるに応せずといふ事なし、それゆへしめ縄など引はへて、神のようにしてそ有けり、一日かせあらく夕立して、鳴神はけしく、雲霧立まよひて、かたはらなるひとも見へぬ計くらかりけり、人々恐れて、扉をさしこめて居たりけり、しはらく有て風やミ雨はれてけれハ、人々走來て、此苑より龍の登りたるなり、家中つゝかなしやと問、其家にハ知らざりけれハ、驚てそのを見あるくに、ことなる事なし、かの石を見るに、二ツにさけて有けり、然ハ此石の靈なるは、神龍の蟄して有ける故にや有けむとて、其石を^{*}おし合て、もとのことくにしめなど

*「都城本」なし

引はへ、うやまひて、猶いのりをかけたれとも、其後ハしるしも無

*「都城本」かけられたるも

りけりけりとそ、中院殿見山公かたられけり、

*「都城本」なし

津の国今津のほとりより龍の登りけるか、横さまにゆきて、尼か崎

の海中におつるよと見へしか、それより潮をまきあけてのほりけるに、海魚など多くその勢にひかれて空中にあかりけるか、雨のことくにおちたりけりとそ、其ほとりの人ハそれを拾とりけるよし、西翁のかたられける、翁ハ、此時、今津の大觀樓へすまれけれハ、ま

のあたりに見られけるとなん、^{*}「そのはしめのほりける時、俄に風おこりて、往來の人も」空中にあかる計におほしけるとなり、綿に

*「」部分欠如、「都城本」にて補う。

水をかけに出たるものともは、木の根・草むらにとりつきて臥居たりけるか、水桶ハ残らず空中に飛あかりけるとなむ、

能登国魚津といへる所にハ毎年蜃樓あり、大かたの蜃樓はいつれも見ゆる事なれと、一度めつらしき事有けりとて、其国の俳人何とか

*「都城本」なれとも

や云しものゝ西翁にかたりけるハ、魚津の向に高山有けるか、其山より高く見へたりけりとそ、其始ハひとつの柱とおほしきもの直にさしのほりたり、見るか中に、柱二ツにわれて左右にわかれたり、中に一ツのしん有て、わかれたるかたち挾箱をさかしまに立て、その柄をうえへにしたるかことし、其中に城郭出来にけり、やくらと見へ、天守と見へ、さま／＼のたくミをなせり、其後長き橋をかけたわたり、さま／＼の人の形をなせり、馬に乗て走る有り、輿ののりたる有り、かちよりゆくもの、かへるものあきらかに見へたり、いとあやしき見ものなりけりとそ、是亦蛟竜の座なるへし、

*「都城本」「本ノマ」の傍注あり。

越後の出雲崎といふ所ハ佐渡へ渡る渡なり、其所より龍のほりて、千石船を空中にまきあけて、陸にもてゆきて落しけり、船はミちんにくたけたりけりとそ、

安永三年八月、近江国薩摩といふ所、越川の川口より鞠の大なる火飛出て東のかたへゆく、風雨はけしく、往來の人を空中へまきあけて、三十間ほと上よりおちたり、おちたる所幸にして池の中也けれハ、其ひとつゝかなし、其火の経ル所、薩摩。甲崎。平流。^{ハイル}茂賀。四十九院。石島等人家百八十六間をつふす、是は龍のたくひなるへし、近江の人溝口左仲、西翁へかたりけり、

八月十五日夜、新南禅寺にて月をミけるにかたりける、

龍の物たる靈妙不測、得ていふへからさるものなり、往々見る所を伝へ聞く所を説く、予も亦其天に昇るを見る、今又肥後州の学士伊形庄助集る処の一篇を赤貞幹に得て是を読む、奇々怪々閑を消すに勝たり、故に予か録中に書し、其後に題す、舜水先生の龍説及ひ予か見龍升天図説と参考すへし、

龍説ハ五十一卷、図説ハ七十三卷に出ツ、

通昭録卷之七十六

一 返魂丹

一 翁物語

通昭録卷之七十六

返魂丹

此比、神道学則日本魂といふ文を見侍るに、人心のきわまりなき扱々驚愕をなし侍りぬ、作者の心各別にふかき神秘あるにや、それをまずくには出しかたく、かさねて其秘ハあらハさんとて、先此序言をなせるにや、又、近世儒学にいきすきたる見識を立て、日本の皇統をもとやく沙汰するともからもあるを、憤怒のあまりにかくのとき激烈なる詞を出し、是非を分さぬやうにもあるにや、いつれにそこ心是まてにてハよもあらしと杜覺へ侍る、其神秘の深き事ハ、定てかさねて出して人／＼をさときなめれ、いまし日本魂さたまりもし侍らん、もし、近世の浅儒の取沙汰の激怒してかくまで申とめられなは、是ハ是非を分たぬ公事さはきにて候へは、日本魂定るへう覺へ侍らす、先日、日本皇統の流絶せぬハ、世界の内ニたくひなき事、此人の述る所にはしまらず、古より誰か尊崇せさる人やあらん、然るに、唐土にても、若、帝直正道さへ守られなは、周の代今に至るまでもつゝくへしと、羅豫章の尊堯録にも書れし也、此詞ハ豫章に初るにあらず、別人の語に已に見へたり、ふるき詞と覺ゆ、然は唐土の皇統もつゝかさるハ、天命にそむきたる変にて、常理にハ非る也、天周の徳を厭ふといへる言のことく、又ハ、人の元氣のたへたるかことく、ふ

たゞひつきてもつかれぬきわに至て社殘臣賊子の弊にのるためし
もあれ、天命元氣さへ絶せねは、衰んとして又興る、今本書ハ繼

*「都城本」あれは

*「都城本」に

天とハ天ノ家督をつくことゝいへり、よき論なり、唐土にても天
子ハ天の家督なれば天子と云、今日本にても又かくのとし、扱
ハ、吾国の百王列聖ハ天父に厭ハれ給ハす、必孝を以繼給ふ故に
社と、おろかなから心にもいとゝ有かく覺侍る、立極とハ、人
倫忠孝のきりゝの所道理を立て天下の標的とすと、是も少き論
也、誠に洪範にもいへることく、凡厥庶民極之發言、是訓是行以
近天子之光となん、此光にこそうは玉のやミをてらし、末か末ま
て道しまとハぬことハり、またゝこゝにあるへきと覺へ侍る、
然れば、此所猶もふかく了解して、天道忠孝の流をうけて、天性
をあやまらずハ、則天一人を生して一人の用あり、秦平の化を助
るの救ならめや、されは、君ハ千代ませ君かちよませと祝ふ心
ハ、誠に日本魂なり、此比、我か腰折に、四方の国あふて日かけ
のすえハ、またしつかたつきの道てらしつゝ、とよみ侍る、是ハ
万国日光をたのむ心にて、継天立極て照さぬくまもなく、国家永
命をいよゝ祈ると云ふ心なり、かく心へ給も、日本魂の内によ
あらん、則右にもいへる近天子之光の文にもかなひぬへきか、誠
に、君ハ千代ませ君ハちよませととなふるハ有難言葉ながら、深
く心の底にしめてとなへすは、我等こときの不肖、何そのけしめ
とり失ひや侍らん、父と君とを弑せんにハしたかハしとの聖言
も、大かたの事とハ聞へ侍らす、臣子の戴くへき詞にて、実学の
源こゝに根さゝさらんや、

堯舜の禪讓、湯武の放代^{*}も孔孟の説にて明かなり、是を日本に引

*「都城本」伐

てハ論へからず、我前に云かことく、周より今に至ると云の皇統
ハ、正しく日本のミにて、此詞の虚言ならぬためし、彼になくて

*「都城本」のミ有て

こゝにあり、此所ハ堯舜湯武も及給ぬ際なるへし、然とも、孔孟
の定論ある上ハ、堯舜湯武も道理なき事に非と思ふへし、其上、
日本の神道盛なる御世、応神帝王仁杯をめし、五経を諸皇子に読
しめられたる事、「如何なる故にや、則五経は堯舜湯武伝来の事」

*「」部分欠如、「都城本」にて補う。

跡也、諸皇子のよむ所も故事本とハ見給ハぬとそらにもはかり奉
る、

文武の期に孔子祭り初る、中古までもありしなり、則孔子ハ堯舜
湯武の道をうけつくり、此二事、此いかゝおもへるにや、それゆ
へ我曾て一説有ておもへらく、天照太神ハ日本万世の君、孔子ハ
万世万国の師なりと云、天道忠孝の正しき道すしを明にして、君
に事へ奉り、父に事奉る事師なくして不能、是君父と師との別
也、いやしき技芸木匠にさへ師有て、其道を伝へて、公家の仰を
奉る、「是道理自然なり、今人臣道を学ひ身を潔くして社実に君
に事奉る」とも云へけれ、孔子も魯の陪臣にて、其徳ハ聖人也、
*「」部分欠如、「都城本」にて補う。

学ハ宇宙の一人なり、世ハ数代を受けとも、其魯の陪臣なるを見
すして、上天子より下庶人に至るまで尊信せざる人なし、こへて
朝鮮・琉球・安南・交趾・韃靼の類も、其異国の人なるを見すし
て尊信せざる国なし、かく日本にも神聖の君、其初をなし給ふ所

を、經書ハ故事本なんと、のゝしらるゝハ、天地神明の御心も弥かくある事にや、いといふかし、神聖の初給ふ所を只今打破り、人ノ是非を分たぬ輩となしたらハ、いと惜むへき事にあらすや、朝鮮・琉球などより識者の非笑を蒙らん事も口惜からずや、是非ハ天下の公共なればなり、今、君を君ハ千代ませ〜と祝するも、是非の公共にもつかさざるや、政事の得失の沙汰も是非の公共なり、公事訴の判決も是非の公共なり、いやしきしつのため、しつの男のなせる筋も、是非の公共ならてハ行ハれず、堯舜湯武ハもとより、他国の君祭へき由緒なし、只孔子ハ学におゐて、其功德堯舜にも越給ふ故、其教化の恩を謝し報ひて、日本にても大学寮にて祭らるゝ也、豺獺さへ天を祭る、況や人道かくそ有へけれ、則公共の是非より見ハ、万国万世の師なる事分明なる事分明なるに非や、神道ハ日本の政と云へし、日本の礼と云へし、日本の風俗といふへし、誠敬の道とも云へし、只学と云へからず、其故ハ、学ハ人の道にて人道なり、致知格物にて明らかに明らめて誠にすゝむの術なり、孔子の伝ふる所こゝにあり、此術神道になし、去によりて社

応仁天皇もたらぬ所を外国にとり、日本にはしめられたるため、神道を学のやうにとりなすも、上代に其事跡見らす、神祇官・大学寮、異なる二物にても知るへし、今神道とて学の様にするも、大かた近所の造者とこそミへ侍る、其あやまり誰人にあるや、是

*「都城本」世

又是非の公共あてゝ見給へかし、今神道其書あり、其伝有り、師

*「都城本」公共に

弟子相授給所法も学の事なり、然とも吾所謂学にあらざるなり、

堯舜湯武を捨れハ孔子を捨、孔子ハ万国万世の師なり、是を捨れハ道理を捨、是理勢の必然なり、道理を捨て、君ハ千代ませ君ハ千代ませと是を笠にきるのミならば、此笠の上ハ当然唱領誰か非といわんや、此笠の下ハおそろくハ放逸無慚不為ことなきとも、是日本魂と云るへきか、いかにといふに、道理を捨てハかく流行也*、必然ことハリなり、道理を捨て放逸無慚ならば、笠終に

*「都城本」ん

破るゝにいたりなんとおほゆ、是も亦必然のことハリ也、さるにより、此歌深く心にしめてとなへすハ、我等こときの不覚もの、いつその程に取失ひや侍らんといひしハ此いわれなり、今对座一面の世俗はもとより、学問の沙汰なく、取らする宗旨もなく、

*「都城本」「取らする」なし。

生産ウツのまゝにて天道一和の臍の緒未きれす、差別の心なければハな

*「都城本」図

り、堯舜湯武及孔子をもさる聖人とのミ覚へ、あしさまにいはす、其秉彝の実ハ日に用て自知らざる也、もし上に向て一変せは道に至りなん、今、此人此差図の開眼をなして、堯舜湯武孔子を捨へきとおしへ給は、くたりやすき世の中、行すえいかゝなりゆきなんやとおほゆ、我国近古程朱の正学めくみしか、程なく神儒

*（頭注）垂加翁功之首罪之魁学一再伝而有斯人豈非今日之季斯耶、

相混し、或ハ程朱ハ孔門の古学に非すと破られ、今又、堯舜湯武孔子をも擯斥せらる、四分五裂正躰なく、皆我見しを立るにあり、上古よりかゝるうるさき事を聞す、我ひそかは国家の福にあ

*「都城本」に

らすとす、たとへは、爰に父有て数人の子おらんに、ひとりハか

*「都城本」に「に」なし

たいちにて家より外を知らず、公義の憚をも弁へず、只自家のいひ立をのミする事あらん、ひとりハ世上ひろくはさしになれ、家の父をもうるさく覚ゆ、のこる兄弟ハ器量なくて、此兩人のしかたに半分つゝつかは、頼もしき子ひとりもなし、父の心にやすかるへきか、大様を以推して見るに、公義をばかり、父を尊み、世上のばさらハはやるとも、孝子のなすへからさることわりを守

*「都城本」に「子」なし

る子をこそ父も安堵におもひ侍らん、此ことハ公共の是非にあらずや、理二ツなし、天地神明の御こゝろもかくとおしてそはからるれ、扱ハ放逸の儒者の云分を破らんとて、是非を分たぬにいたるハ、右の一子のしわざに似よりたるかと覚ゆ、とかなき蒼生をあやまるにいたるハ、つゝもる所、此二子のとかにあらずや、放逸の儒はあけて論するにたらず、必冥々の天罰あるへし、今我

*「都城本」儒者

かへりて此一子のためにおしむのミ、上世すてに六経・孔子を入らるゝ政あれば、堯舜湯武もともに籠る事、又おしてはからるれ、一葉ハ、己か煩しき所あり不測なる所あるゆへにのむ、扱、唐の葉法日本にもしるしあり、世人の知る所也、学も亦しかり、唐土の学問日本にしるしあり、是皆天道一和世界公共の証拠なり、但、学問の道近世のしかた、己か煩しく不測なる事を患へて学ふ人少し、大かた生れつきの角先をかけんか為と見ゆ故に「其学の」は

*「」部分欠如、「都城本」にて補う。

しまる所、先凡人の能知り能行ふ所にはしまらずして、目に立て凡人のかたしとする所にはしまる、是より、一生のする所内より

外を見る事あたハす、終に右聖賢を疑てやむ、たとへハ、文才あ

る人ハ文才を以角とし、政事の才ある人ハ政事を以て角とし、才芸聡敏皆其人の角也、凡人のかたしとする所なり、是ハ孝悌忠信のあまりより、己か天賦の得方／＼に、外さまに成就しゆく事なるへし、学の実ハこゝにあらず、況や是を角として人を拒く心あるへからず、かの聖人ハ生れながら能く知り、能く行といへとも、心ハ我煩しく不足なる故に学ふとなり、其心凡人にかわりなし、さるにより、説命にも惟学遜志といへり、其角に先をかくるの心さらになし、然されハ学にあらず、今学者入頭の所に、先折へき角を折らすしてさきをかけんと思へるハ、行違ひなる事ならずや、是により、学者必我執我慢ありて、对座一面絶学無事の人を大法をつゝしミ、世をやすく渡るにハはるかにおりたるにより、学問人に益なし、かへりて人品あしくなると禁する人も有り、そのいわれなきにもあらず、むまれつきの角に先をかけむか為ならば、天道にそむくのはしめ、身のわさハひもこゝにもとひすなれハ、早くやむるにしかず、さらはとて对座一面絶学無事の人となりもおらせられず、つらつら此事をいやしき我身にてしり

*「都城本」る

き、我するとして大法にそむかねとも、心根と外さまとハ各別に、常に心事二ツなり、況や天道一和の所になかふへきすし一ツもなし、かゝる不肖の身にて明德の功なければ、万事手さくりなり、天命の性を知らされハ、一生のやしなふ所只口腹にとゝまら、もし不測の順境にのそみたらは、父をも目の下に見おとし、不測の逆境にのそみたらハ、あつき火子にはねむ、是皆安心ならぬ事とも也、又我を以て人を見るに、对座一面眼横鼻直なから、

我もひとしき人も有へきと覺ゆ、是學に進ミても亦非なり、俗に退てもまた非也、たま／＼天道一和の人たるへき道理をさとり、己か身の煩しく不足なる事をうれへ、生れつきの角を折、學の道とハんとすれば、ひとりハ放逸にして我國の古をも挾する族なり、ひとりハ万国一向の聖人も竹鋸にてきらんといへは、いつれか又正道たるへきか覺束なし、まへにいひたる二子のしわざにて、のこる衆子の惑を生し、とかなき蒼生をあやまるとハ此いわれなり、二子の學大むね対症の本薬をもたずして、角に先をかくる毒薬なるへし、終に、學問日本にしろしなきに至らは、無用の冗物有て無にしかすといよ／＼消行なん、其罪志士のあやまりに歸せさらんや、

一 夫道理一轍に刷れぬもの也、たとへハ、人に五臟六腑有て各其情あり、各其業ハ一轍にすへからず、又、人に心意・性格・知識有て、各其趣異なれり、一轍にすへからず、易にいへらく、知ハ崇して天のことしと、是ハ人高山にのほりて見らぬくまなきかことくなるへしと也、知にくまある所則わさわひとなる、火の見はつし家をやき、水の見はつし塘を崩す、知ハ円ならん事を欲すといへるも此心也、朱子の所謂、此くまに真妄錯雜して、身の誠なる事を欲してもあたハぬとハ此いわれなり、又易に、礼ハ早して地のことしと、是は人の身地に生ず、平地をはなれず、ひき／＼にあきなきと也、地をはなるれば枯たる木なし、大木必根入ふかし、

* (校定者註) はなれすは 力

人また此類なり、行ハ方ならん事を欲と云も此心なり、是知ハ天の照明のしわざ也、礼ハ人の身躰のしわざなり、かくも一身の内異なるれり、意ハ心のすききらひの類、心ハ身のあるしにて身を

舟車のことくつかふもの、情ハ喜か怒か色をなせるの心也、大や

* 「都城本」の「の」なし

う此きだ／＼を身の内にて知りわかたされは、いつれか致知の功夫、いつれハ誠意の手段ともわからず、頭尾手足を知らる如く、沓冠衣裳それ／＼に施かことくに功夫を用るを実功といふ、実功なくてしろしあるへき事なし、実功なきハうわさのミ也、しろしあるへきやうなし、その実功のあるなしハ、學問身のくるしさに

* 「都城本」學問の身

おこると、角に先をかくるか為におこるとのわかれにてかくのことし、たとへは、堯舜の禪讓ハかゝる道理なると知り、湯武の放伐ハかゝる意味なると知るハ、知のてらさぬくまなき也、又其禪讓も放伐も宇宙に二度となき大變にて、學問のめあて手本二なす事にあらず、詩書に此事をのせられたるハ、聖人のかゝる大變に出あひて、其心事かくのことしといふ事、凡人としてハ只常理を守り、舜の親を負ひて北海にかくれ天下を忘給ふ心、泰伯夷稷の身を退けしあとをこそ守るへき大法と身命にちかひて、ふたつなきを知るも知のくまなき也、扱、其節にのそみて、身を其常にしたかへて二ツにせざるハ、守る所のひさしにて、人道の大事にこゝに終る、其本心を失ハざるにより、求仁得仁と云ハ此事なり、道理一轍に刷れぬといふハ、大やう此たくひなり、今の學者ハ知のミ也、知にハあらて目のミ也、目の見る所に心身とまゝる、是知の高きに似たり、さりしより、古聖賢をも凌忽する事、皆古人の無き所なり、

一 凡物外より知と内より知るとはかわりあり、外より知ハ、すかたと、にほひと、こへと、また各分々にわかれたる所也、内より知

ハ、味と実と、また各々分々の一貫なるを知る、ともに格物致知の功夫なり、今堯舜の禪讓、湯武の放代も只外より知るハ、其

*「都城本」伐

すかた燕の王噲子之漢の莽操かしわさに紛やすし、内より知てその異なる味と実とを知りぬへし、然れとも内より知る事かたし、況や堯舜湯武の事ハ、又となき非常の理なれハ、初学まつ天道一の所を門戸として、能その常なる理を知らず、久しくして此疑なかるへし、子貢も得其門者或寡といへり、先学の門戸を尋ぬへし、学者其常なる所もさし置、此紛やすきを悪みて、堯舜噲之を一轍とし。湯武莽操を一轍とせば、かの医家病に臨ミ、陰陽表裏稟釐疑似の弁をなして治療を加るに比するに、かれこれをはるかに

*（校定者註）毫カ

おとれるさまと社覚ゆ、た々におとれるのミかハ、いてや天下の事ハ各々分明の事あり、各々疑似の事あり、是自然の事情なり、其分明の事ハもとより知恵を待す、只疑似の判をなれハ知者

*「都城本」す

「に」あらされハあたわす、然るに此疑似の判を紛わしとして一

*「」部分欠如、「都城本」にて補う。

轍の断をなさは、物必其所を得ざるもの多かるへし、天下の滅否のかゝる所也、今日の決獄如此し、医の治療又如此、自然の事情なり、前に向て疑似の難判を悪ますして、退て我か知の判する事不能を患ふへし、是もまた則学のつとめなり、それ人病に臥して、もろこし医来て、唐土の医書をひかへ、表裏虚実をうかかふに、もし絲稟もあやまれば、死する事反掌の間にある時、其心穩

*（校定者註）毫カ

ならんや、毛弗も医のあやまりなく、薬ももろこしの良品にあきなくて、露命をたもたん事を願ふにあまり有へし、今堯舜湯武の判決ハ一轍に刷捨て、簡毫のおそれなし、いかにかくもたやすき

*「都城本」絲の傍註

や、

一犬馬各恋其主と云詞あり、是も君ハ千代ませ君ハ千代ませにあらすや、然とも、一家の主人ハ一家公共の主人にして、一国よりミれハ私なり、一国の主人ハ一国公共の主人にして、惣国よりミれハ私なり、天子ハ惣国公共の君也、故に大君といふ、惣国公共を知るハ知の円なる也、各応共主ハ行の方なる也、世界の公共を

*「都城本」其

るも知の円なるなり、各主本国も又行の方なる也、兼平か忠義、此公共の理を知らざる故、義仲の朝敵に陥るを諫さるかことし、公共の道理、公共の是非刷捨てからざる事かくのことし、此人湯武を竹鋸刑せんと云わけハ、主君を殺せば也と知らず、此兼平を何を以刑せんや、湯武君を殺の名有て、其実ハ然らず、兼平忠義の名有て、其実ハ然らず、其実を尋て刑はしめて濫刑なし、是公上の民の父母たるゆゑんなり、

一此書に世界ハ丸く、上下四方東西南北もなく、面向不背の玉のことしといへり、下文にハ、日本ハ人の臆中のことしといへり、前の説ハ南蛮地球の説也、地球の説ハ後來の説にて、からにても明の世に南蛮是を伝ふ、日本にも伝來の物にあらず、後の説ハ素問異方方宜の説に似たり、東方の国を少陽にあつる也、上下四方なきものならば、臆中と云は何を証拠にしたるや、右二説伝來の神道にやいふかし、凡近世の神道、皆儒仏其外かやうの類にかけ、

己か説に助ある事をむかしより有之様にとりなす事、いとゝうるさく覺へ侍る、さるにより、古の事、後代の造言潤飾を経て、終に正躰絶失ひなんとなくにあまり有り、又、日本ともろこしハ地脈不通の国ゆへ、風氣もかハリ、その治乱ともに相蒙る事なし、近く和漢合運の出来てもミるへし、国常立の妙用、いかて万国にわたる其しるし有にや、其しるしのとなければ、かへりて荒誕の説にて、神道を贖し侍るにあらずや、若、是ハ左にあらて、神理の中すミを申事ともいわるへき、それならば、万国一同の日月を日本のものといふに同じ、況や道理ハ又日月の上へのものなれば、弥日本のとりかちにも、唐土のとりかちにもならぬもの也、是を公共の道理といふ、今かやうの所にて、国常立をいひ立たる事、いふかしき事ならずや、

一 堯舜湯武ハ聖人ゆへ大権道を行ハれても害なしと、いまし仏となりて、親の頭に足をかふるも道理也といへる、一通すしある様に聞得侍る、然れども、堯舜湯武ハ時に処するの権道にて、此権道を常とし宗とするにあらず、やむ事を得されハなり、孟子にもいへることく、天下の民堯の子に期せずして舜に朝す、堯是を前知して、たとひ天下を其子にゆつりても、天命人心終に舜に帰すへき事、大聖の神知にて是をしられたるにより、其上舜三十にて登

* 「都城本」才

「庸の時、堯已に此心にてありしかと見ゆ事勢の」跡なき事如

* 「一部分欠如、「都城本」にて補う。

此し、是聖人にあらされハ知る事あたわす、又なす事不能、然るに堯の子唐の地の諸侯となり、未久しくその血脈立時ハ、子を愛するの實一入深き所を知るへし、昔、子路同朋の子羔を費の宰と

* 「都城本」門

せしに、孔子人の子をそのふと宣へり、是子路の愛、孔子の愛ことなれり、堯父子の恩^ヲそこねさる事おして知るへし、湯武又応天順人やむ事を得さりし事、書経・孟子に説けるかことし、禪讓・放伐二事ハ聖人の大権道といへとも、実ハ天心なり、聖人はに従てやむ事を得ず、釈迦ハ誕生の時、天上天下惟我独尊といへり、成仏成道をまたす、此時親の頭を已にふめり、是釈迦の権道にてハなし、則常とし宗とせる所也、是を応天かといへハ、親の頭に足をかふる天心なし、是を順人かといへハ、天下万民の願ふところにもあらず、釈迦もとより天人の応否に心なし、真如法界無親又子もなし、最上乘の事なるへし、是堯舜湯武と学ふ所同じからず、故に、其なす所も異なれり、今一轍となす事前にいふかことし、

一 つら／＼我國の古を慎ミ敬て案するに、開国の其むかし、甚しき大功德神代に有「けら」し、日本ハ海島の山国にて魑魅罔両の窟

* 「一部分摩耗にて不説、「都城本」にて補う。

猛獸摯禽の棲か多く、人民をなやましけるを、神明是を驅り平け給ひ、人民の安居する今の国土とはなし給ふらめ、あなかに紀伝の載る所にかきるへからず、神代にも山田のおろち、王代にも土蜘蛛そ人民の害となるを平け給ふを見れハ、其草昧の時思ひやられ侍る、中／＼唐土の平原にて、衆惡を四裔の遠に追ひ退しとハ異なるへきとそ覺ゆ、神徳まします上、此開国の無上無極なる功を以、皇天此国を 天照太神のなかく有給ふ御国とし、其聖子神孫ならてハ、宝位をふみ給ふ事もゆるし給ハす、是天日本を眷顧するの天心也、唐土ハ是にかはり、孟子にも、丘民に得て天子

と成るといへり、是億兆の中より惣代を立たるかとし、故に失へハ天下をうしなふ、桀紂是也、民を得は天下を得、湯武是なり、是又天もろこしを照臨するの天心也、是日本の君の立様と、もろこしの君の立様ハ、其源甚異なれり、其源已に異なる上ハ、是より我はかしら子のたまへく、後世皆有とて、唐虞に及ぶへらすといひまし、我は是にならひの、後世大功ありとて、神代へ及べらすといひまし、又億万年も見もすそ川の流絶せぬ御代なる事、おろ「か」なる心にも鏡にかけて思ひや

*「一部分摩耗にて不読、「都城本」にて補う。

*「都城本」心にても

られ侍る、察する所、此人も天地公共の道理なきとハ思わさるへし、然共、是をいひつのは、堯舜湯武も天地公共の道理の内なる故に、日本にいひはやし、日本魂を失ふ害あるを恐れたとミゆ、「是一理」有り、我よりは是を見れハ、其本明ならずして、其

*「一部分摩耗にて不読、「都城本」にて補う。

末々憂ふはかなきわざ也、たとひ堯舜湯武を云つのも、何そ

*「都城本」を

恐るゝにたらん、公共の道理の一種として人に知識をひろむへし、天道の謠に災し善にくみするをも証すへし、

*「都城本」又、天道

一抑、日本は東西長く南北短し、東西長き所は風氣純一の地形なり、四面皆濱海にて万国と地脈を絶、是地のまじりなく弥風氣の純一をなすの地形なり、又海国なれば万国の通路交易の自由、あらざる宝なし、海中の小物なれとも敷浪よせてゆりにゆり、下つ

*「都城本」国

岩ねはいやましに堅剛の国土ならずや、かく地をしめて 神皇
正直儉素剛武の道をひらかれ 列聖相承し給ひ、億万年不易の

統をたれ給ふ事、中国に比するに悉く異なれり、只おろかなる心にも願ふ所二ツあり、右にもいひしごとく、神代開国の一かたならぬ功徳を注ぎ、

天照太神をたうとむ政怠るへからず、是はいやしき賤の男・賤の女も、今か今までわすれ奉るけしきなけれハ、やんことなきわ

ハさこそと思ひやられけり、然とも、神は神の道、儒ハ儒、仏ハ

仏とこそあるへきに、相混合して潤飾の造立にて、いにしへの事

いとゞきゞ行そなけかしき「雨ことふるきもへくち、あたらしものへさかふるは天の、今ひとつハ、

応仁天皇のはしめ給ふむかしをしたひ、正しき学問をたてられて、末か末まで人倫のわけすし明にあらは、君子国の名にしおへのミならず、其源をふかめ、其根を固する事、代々として絶せ

*「都城本」するの事

し、鳳凰麒麟を来すの感化いかななるらん、只今天下の学上に出すして下に興る、普く知るへからされとも、あらゆる著述のあと、大むね門戸まち／＼也、然とも、疎浅不思学無実功是通病なり、如此のミならば、たとい多しといへとも正しき学にあらず、たとへハ、人倫わけ明かにいへと、跡にのミかゝりて、内より明

*「都城本」明かにと

らむるのつとめなし、是内よりつとむれハ、節義の一辺となる、

*（頭注） 靖献遺言之類

道はいまた明ならず、歌詞文章よろつのことわき内より見れば、道のあらはれたる也、外より是のミを事とすれハ、道かへりてく

*（頭注） 徂来敏文味道

らむ、四書六経内よりみれハ、おきての鏡となり、外より見れハ

故事本にことならず、内よりミれハ天道一和にして、後世俗一和

* (頭注) 道存風俗伊藤氏之学

なり、外より見れハ世俗一和にとまりて、道のもと明らかならず、君ハ千代ませ〜ととなふるハ、忠厚の一辺也、此内のかたに道理を師とし、神明を不欺の心有て、天道一和なり、天道一和にして君臣の道なく不変、父子の交長くそむかず、夫婦の情なくかへらす、凡の事此類なり、いかなれハ、此一すし外さまにのみ流行て、内の明、内の誠日〜に消へき様になるこそなけきても猶余りあり、たとひ消行とても、其本のかへらぬ御代ハうきなきといへとも、盛んなるかおとろへ、はれたるかくもり、ひるか夜となるのけしきハ、ひとへに此所になんあると社覚へ侍る、右、無用のたハ言ながら、友人満丈南湖の責せちなるにより、やむ事を得ずして筆を取り侍る、もしはらいたき人〜の一服の反魂丹とし給ハ、則素懐の所になん、元文五年菊秋廿八夜、帝丘の孤庵孤燈の下にて是を書す、
敷久左衛門弘篤
昭接*、弘篤ハ肥後州熊元の儒官也、長門問挫に灌鶴台と称する、敷震庵是也、後慎庵と号す、遺稿有り、世に行わる、其子茂次郎父に継て儒官たり、

* 「都城本」按

翁物語

東郊の外浅草のほとり、売菜の者、川傭人などあまたおれる市店のかたわらに、かすかなる借宅して住ける何某の翁あり、此人そのはしめ富貴の家に生れ、栄花の薙にそたち侍る、親の禄位をうけ継て、弥権勢もおとろへす、人々のたうとひもおもかりし、其人の心はへもとよりいとやさしかりけるゆへ、なつきしたふもの廊廡に絶さりける、いかなる宿縁によりてや、其組下の諸士あやまりて罪せらるゝ事出来たり、その事引及てやむ事なく禄位を失ふ「災」* 遭

* 「」部分磨耗にて不説、「都城本」にて補う。

へり、されとも其身のとかハあらされは、家財ハ持伝へ侍るまゝ、つき〜しき住居をしつらひ、年月をおくり侍る、妻子をはしめ兄弟のつゝきさへ「段」* 病に臥し、残なく仏破し侍り、翁身ひ

* 「」部分磨耗にて不説、「都城本」で補う。

* (頭注) 波(破) 故カ

とつにそなれる、あまつさへ急なる火災にかゝり、家の貯一時に煙となり、今日の身命をつゝく計のいとなみさへおほつかふして、あるハ雇番、又ハ楊枝をけつれるやうの業をして、うつゝのなりわひとするに至りぬ、いとあわれなる境界といひつへし、されども、その心はへ正しく風雅なるゆへ、志ある人々友として語りあふ事なしけ〜ありける、ある時、友たち会講せしうちに、翁の由緒を能知れるあり、昔の事などいひ出し、其心をなくさめ侍る、翁其いらへに、実もむかしの栄耀をおもひ出して、今の困窮をなくさめんとおもしめし、且、我初生の何より賤しからぬ事を席上に吹長に

* 「都城本」わ

あつかる八面目とすへき事なれば、誠にかたしけなく侍る、去な

から、我見識ハ左にあらす、昔の事は何事によらず過去たれハ夢のことし、何そ今日の心にとめてあるへけんや、且、富貴・貧賤はもとより天の命せる処なれハ、其到来のうへにまかせてすむ事ならめ、年若なる時は、富るに溺て何の弁なく、徒にのミ過し侍る、かくのことく災打つゝき困窮に至り、人心の修行にもとつきたれは、天より我をして、古の聖賢の道におもむかしむる事ならんかと思へは、何そ富貴の相に「かゆ」*へけんや、天命の替ていたれるほと有

*「」部分磨耗にて不読、「都城本」にて補う。

かたき事ハあらし、昔のまゝならば、犬猫の老たることくならん、さもあさましき人にて死すへきに、世の中の転変につれ、天徳を修行する道におもむきぬれば、是に過たる人間の本意はあ「らし」、

*「」部分磨耗にて不読、「都城本」にて補う。

さる故にか各の講席にもくハ、り、天下最上の聖道を語りあひ、天爵をうる筋を志して少しも得る事あらは、朝に道を聞て夕に死するほどの事あるとも、其到来にまかせて、何のうたかひもなくやすんじて、死なるゝにも近く及ふへき事をも希ふへきならめ、貧賤憂戚は汝をなすに玉にす、と張子のいへるも、我心を先達てしめし給ふといとありかたけれ、すへて過去し昔のすちめ、富貴の事をいはゝ、八十氏人の中に王孫のすへも幾千人の数はしれし、今ハ土民あるハ工商となり、又ハ、家の婢僕共なるもあるへし、されとも各今日の上ハ安んじて、賤しきなりわひに身命をよせ侍る、誰あつてむかしの遠き事を思ひ出し、当前の境涯に引くらへて愁嘆し、身をしほり涙を流し、世をも人をも恨てのミおる人あまた有る事を聞かす、よし、世と人とをうしろ見顔にて、朝夕涙をもらすとも、誰か憐て助んかし、昔の富貴にかへすものも

たくひまれなり、却て世の中は、時を知らぬ愚痴蒙昧、あるは狂人抔とてあさけり笑ふに到らむ、よしやあまり遠からぬ事にて、其由緒をしれるひと、お「ほく」*あわ「れミ」*助けたりとも、時去

*「」部分磨耗にて不読、「都城本」にて補う。

り事かわりて、其昔のまゝになし得る事極てかたし、是ハ天命到らねは、人の力計にてハならぬ事ならめ、然ハ、うしろ見怒りの心をひるかへし、今日おる所のうへにやすんせぬ事を心かくる程、すなほにやすらかなる事ハあらし、今翁かことく、はにふの小屋も身を置くに足り、飢服・飢食も肌寒を凌ぐにたりぬれば、心身共に安んずるに余りあり、且、今の身にてハ聊物を人に贈らぬとて、誰仕しわしとおもふ事もあらし、聖經目錄なれば祭らず、祭ハ家の有無にかなふとあれハ、先祖の忌日に茶湯を備へ、線香を薫したるとも、誠さへあらは神もうけ給ふへし、神に事り、人に交る事さへかくのことくならは、却而何等の心あつかひもあらし、殊に我身の上におゐて、何をか求め貪り、世の人の富貴をうらやまんや、唯心の内すゝしくして、朝の露に先たつ天命を待のミ也、富貴に素して富貴を行ひ、貧賤に素して貧賤を行ひ、患難に素して患難に行ふ道理は、兼て各かたとともに聖經を講究して志を立て、造次顛沛にもこゝにおいてせん事を、志として学ひ願ふ所也、帝王の御身にてさへ、時の変にあわせ給ひて、都を落て忍／＼にゆかせ給ふ、道にてあらけなき武士にあわせ給ひ、川の

*「都城本」田

中へつき落し奉るに、少しも怒らせ給ふ気色まします、忍やかに過行かせ給へる事、太平記の中に見へ侍る、唐土明太祖の太子も、叔父燕王の叛逆によりて、是非なく宮中を忍ひ出、禅僧となり、諸

国を行却して一生を送れる事明書にしるせり、かゝる時節到来に逢

*「都城本」脚

て、恨ミ怒れる心ことは聊もあらわれ侍らは、必其害を遁れ得ぬことならぬ、其到来の上に安んじて、天命を待より外はあらし、かくまさしふ帝王の富貴ながら、時の災はのかれ給わぬ事なれば、皆是天命のなせるといふ事を能く考へしるへし、況や我等ことき、もより数ならぬ身にて、昔の事などひたすらに思ひ出、心をくるしめ、恨怒をまぬかれぬは、無下にひけふ成事ならぬ、其むかし富るなど、我等か事を語り給へと、何ほどの事ならぬ、大祿の大名などの目には、はまくり貝の中に住て、我ハ顔なるとおかしき事「とも」思わぬ、それになつミ、心の底のもたれとせは、是こそ実に口

*「一部分磨耗にて不読、「都城本」にて補う。

惜き事なり、近比大名の子孫も、まのあたり庶人となれるも聞及しよしや、今高位厚祿になる人とても、其心はへにくさけにて、むさほり怒の心やます、一生心をくるしめなんあさましく、あわれ也といひつへし、彼伯夷叔齊の首陽山にて蕨をとり、顔子の草食瓢飲のまとしきに、樂を改めずして終給ふ、いづれも飢寒に及に近しともいひつへし、されとも、天徳天爵を心の俎に得給ふへは、是程尊くありかたき事ハあらし、されハこそ、古今道徳に心さす人は、身命をかけてしたひ学へるもむへなり、不義にして富貴なるハ、浮へる雲のごとしと聖語に見へ侍る、されはとて、今日自然と有きたる所を捨屏放下して、わさと困窮の事を求めるにはあらず、富貴を願ひ貧賤を厭ハ、衆人の心なり、されとも、富貴をいかにもして求たれハとて、必求得る事かたし、其得と不得とハ天に在て、人の力計にてハなりかたし、心の徳を求る道ハ、我か志修行の功によれば、我

に有て他人の身にハ曾てよらず、頼む事多し故に、聖人の教求しれぬ事ハ心にかけず、天命にまかせおき、求れハ得らるゝ徳を求る修行をのミしめし給へり、誠に受やすく実なる事なり、各かたと講究するも是より外の求なし、何そいま益もなき過し事など、かりそめにもおもふへけん、異端の事ながら、仏教のうちに金剛經といふあり、釈迦の本旨を説しとかや、されハ、禪僧の不立文字の宗旨を立るさへ、此経をハ取用ると聞し、その中に過去心・現在心・未来心とて、三世心といふ事を説る、遠き近きによらず、万事きのふと過去しハ夢のごとし、何そけふのこゝろに持こしてあつからむ、未来はいまたきたらぬ明日の事なれハ、不定の世の中、夜の間の生死、万事の変代、何そけふより必あてにすへけんや、然は、現在心のミ也、現在とハ、今日／＼の心なり、身三・口四・意三の十罪も、貪欲・嗔奢・愚癡の三毒よりおこるとなれハ、三毒を喪滅し得て、今日心のの上に何のかゝりもたれハなきはつなり、心をなやます大毒ゆへ、三毒といふ、此毒さへ既に滅したれハ、現在心といふものもなく、無着無相の本鉢はかりならぬ、是を仏心といふならむ、その本鉢のまゝにて、今日万事の到来に応ずる計也、といふことを説と見へ侍る、諸行無常・是生滅法・生滅々己・寂滅為樂、の四句の言葉も、諸事のかたにもたれず、心の生死動靜を滅しおわり、本心のまゝなる樂意を説たるならむ、然に、此修行は極で難き事故に、三世不可得といふ、三世の心を自由に得る時ハ、三世得心といふへし、過去心を滅とて、きのふ人と物せし事を、今日ハ打わすれすて

*（頭注）約カ

滅するにあらず、今日の約を今日するは、則今日の到来也、未来心を滅とて、明日なすへき事を一向遺忘して、喪心病のものゝこと

く空然たるにあらず、此三世心を自由にして、一毫の迎もなく、送る事もなきを得とはいわめ、此等の説に至てハ、聖經に宣ふ寂然不動の本軌、又、大学の正心の法無送迎、無内外、廓然大公事来て順応するの道に甚近く似たる言なり、程子も敬以直内の意味ハ有と宣へり、されとも、聖道と仏道との違ハ、誠に一毫の差、千里の謬といふほし、此たかひめの事ハ、各たかねて明らかにさかし給ふ

*「都城本」へ

事なれば、語るに及はず、前にいふ通り、過去りし事を心にとめて、世と人とを恨ミ怒り、身をかこつ事少もあらは、三毒ハ心をなやまし、くるしむといふもの也、いと浅まし、釈迦は天竺国の帝王なれハ、そのまゝ王者の位におり、其国のかきり其榮耀をなしたれはとて、誰か是をとかめ譏らむ、然るに、衆人の求願ふ福祿爵位榮耀のうへはなき国王の祿位を捨て、山中にかくれ、乞食頭陀の難行をなせしも、何とそ本心の徳を得たくおもひ、さはかりの難行を忍ひ果て、仏心を志のまゝに得たりと見へたり、是を成道とはいふならん、天上天下唯我独尊といへるも、仏心の尊きならふものなき事をいふならめ、人爵祿位の外にして、虚なる事を実に見得するにあらずんハ、誰か能く如此ならん、誠に天下の豪傑なり、されハこそ、仏心成道の後、寺院をみつから建立して住居せる事なく、樹下石上にて終れりとかや、あまたの弟子の内、伽葉ひとり其本旨を伝へし事、いつれの僧か知らざらん、その伽葉も、かすかなる草庵にて生涯終りぬるとそ、其後の祖師、いつれも釈迦・伽葉の本旨を外にして修行せる事ハなきはつながら、阿難などは、その本旨をとくより得ず、釈迦の時に応し、人によりて比喻方便の教相を假に説れし事を一代藏経とて書残し、却て後世の僧、仏法の本旨を取失ひ、

様／＼の宗旨を立、人我共にまことふ事に成ぬ、本意を得ざる事を書残せし害を見るへし、伽葉にハはるかにおとれるゆへなり、伽葉と法問の時、門前の節竿を説却せよとしめされて、伽葉の法を継せり、伽葉のことく本旨を伝へて、一代藏経杯といふものなくハ、後世の僧といへど、今のことくの愚かることには至るまし、阿難も是

*「都城本」*愚なる

程に害をなさんとはおもひよらし、されハこそ、達磨祖師は、教相の経文ハこと／＼く廢し捨てたり、卓識也といふへし、唐土、我國の僧も実に其の本意を字ひ修行せしは、世間僧とハ格別なり、俗間にハ出す、其物色を知らざるも有へし、人の知らずして仏心を實に得し僧あらは、誠にたふとき僧とはいひ侍るへし、道元禪師の唐土より帰朝して、都の近きにおらず、北越の山中にかくれ、紫衣を給りしもかたく辞せしとかや、源空のことき教相を守るさへ見る所少しあれハこそ、一生道心者の境界にて終りぬ、其外、西行などの類、あるは深山の樵夫となり、あるハ岩穴にかくれておりしもあるへし、関山禪師か初土をはこふ傭人と成ておりし時の心は、いと殊勝

*「都城本」開

にこそおもほゆれ、大徳寺の住持に成てハ、少し興さめたる心地こそすれ、千代能といへる尼ハ、もと公家衆の女成けるとかや、発心してひそかに遁れ、美濃国の山中に有ける禪林の会下にたつねゆき、衆僧の食をかしき、賤女の業よりもくるしき事をつとめおりける、ある時、かまとの火を焚ながら、ほろりと落涙せし、首寮の僧見つけ、されはこそ、初より此会下の勤ハたしかね侍らんと思ふな

*「都城本」い

り、落涙せるも実なことハなりとありし、尼の答ていへる、此厨

の難事難行を忍ひかねて落涙せしにハあらず、発心のはしめ、如何なる修行にもたゝおほせて、化意を得たく志し侍れば、其所を得さ

*「都城本」仏

れハ志もとけかたぐ、然るに此会下における事を得て、願のまゝに何の障礙もなく住し侍り、飢食難行にたゝおほせなん、仏意を得事ハあらんかとおもへは、いと有かたふ歡喜にたへず、おほへす涙を催し侍るなりとそ、毎日谷水を汲て、桶をかしらにいたゝき運びける、あるとき水桶の底ぬけて、惣身に水をそゝき侍る、其機会に乘し禅意の趣をさとり、即時に和歌を一首詠しける、

兎にも角に多くミし桶の底

ぬけて水たまりねは月影もなし

(頭注) 或ハいふ、千世能かいたくおけの底

ぬけて水たまりねハ月もたまらず

となんのへ侍るとかや、此輩の類、聖人の大道全躰より見れハ、ひとかたの事ながら、其心底のもたれいさゝかもなく、世の富貴などハとくより見澄して、心とせぬことかくのことくならば、此一筋に於ハ、如何計いさきよしといひつへし、後世の僧、大僧正の官を望ミ、禁色の紫紺の衣を着せん事を願ひ、あるハ准門跡の格など迎、自尊大にしのくしれるさま、千世能かことき尼法師の心にも尊き禅とせんか、又ハ、「ことくならば、此一筋に於ハ如何計いさきよし」といひつへし、後世の僧大僧正の官を望ミ、禁色の紫紺の法衣を着せん事を願ひ、あるハ准門跡の格など迎、自尊大にしのくしれるさま、千世能かことき尼法師の心にも尊き禅とせんか、又ハ「無下に

* (校定者註) 「一部分衍カ

浅ましきといわんか、いといふかし、此ころ晝の夢見し事侍る、そ

れにつき、こしおれのやまと歌二首よみしとて吟し侍る、

夜も明は昨日ハ過つけふの日に

又見ぬ夢を待そはかなき

人の世ハ浮へる雲のすかたのみ

くりかへし見る夢そ夢なれ、

となんかたり侍る、友たち聞侍て、和歌の道ハ知らさることなれハ、其詞の序よしあしこそいひかたし、其心ハ、さきの物語のうえにもかなふ事もあるやうにおもほゆれ、といひあへり、互の物語に此日もやう／＼西山にかたふきぬるまゝ、かさねて講会催し侍とて、翁をはしめ皆々席を辞して帰り侍る、

したしみのなか成る、ひたすら不祥に逢て寡婦となり、かすか成る住居のせし事あり、消その序に、こころのたすけにもなり侍んことを聞かまほしなどありける、是則善心の発起する所なりと、殊勝におもほへ侍るまゝ、そのためにして翁ものかたりといへるによせて、書て贈り侍る、

人の世にある願ハしき事こそおほかめるに、わきて富ると貴きとのふたつハ、なへて求め、むさほるにそありける、されハ西にはしり東にかける、いつれかそのゆへならさるハなかりき、或ハ家をやふり、身をもしなふも、亦是に外な「ら」んかハ、

*「都城本」う

*「一部分欠如、「都城本」にて補う。

いにしへのかしこき人のおしへにも、此事なんせちにいましめ、我党の文をも読ミ、思をくるしむることにそ有ける、この

比吾妻より帰りし人、翁物語をたつさへ来り、東郊悠齊翁のあらわせるとして示されける、是を読むに、貧「富」*得喪の境、心の

*「」部分欠如、「都城本」にて補う。

術義理の弁明らかなる事、時雨の後の月影にもたくへつへし、身に反り、心に求めは、食欲の念おのつから消て、安らかに分を守るにもいたるへしと、燈をかしけ、睡を忍ひて写しおくものなりし、

宝曆壬午の歳神無月下院得能通昭誌

通昭錄卷之七十九・八十

秋夜談話

一問、顔子の覃瓢陋巷に樂むは、貧賤を樂にあらずといへり、只に天命に安んじて、憂なきを以て樂とするにや、

曰、是吾儕の知る所に非といへとも、徒に無憂を樂といふにはあらし、他人は富貴・名利を以心を樂しましめ、身体を安からしめ、無上の樂と思へと、是皆形体の小樂也、顔子の樂む所ハ、玄々微妙・至富・至貴の大樂心中に在て、日用常行の上、応事接

*「都城本」撰

物の間にも、人の知らざる言外の樂ありと見へたり、是黃吻の雇輩の測知る所にあらず、徐曜鶴か詩に、夜深相伴一燈書強把唐詩

*「都城本」青

帶醉吟人立桜桃花樹月誰知春在「瓊」窓深、此人何人かも知らね

*「」部分磨耗にて不読、「都城本」にて補う。

とも、能道体至樂の所を写し得たり、世人ハ春を求て桜桃の花を尋ね、花樹の月に心を傷ましめて春興を催すに、独燈の下に詩を吟し、酔に和して世人の知らざる春の興を、深窓の内に樂めると作りし義を取て、いわは、顔子の樂も常人の利祿名聞声色臭味の樂とは違ひ、動靜語黙の間、無言の妙樂有しと見へたり、吾儕のかゝる議論ハ、管にて天を窺の類なるへし、千万に一ツも其ことわりに似たるもあらんか、おほつかなし、

一曰語云、文質彬彬然後君子云々、何事も過不及なき中道を社尚ひ

*「都城本」詰

侍る事なから、我国の武道のミは質を重んじ候、太刀・長刀・

鎧・冑に至る迄、少しも飾ある事をは武道の本意にあらずと申候、物ことに質を尚ふとおもふさへ、文には過る習ひなるに、ま

いて、初より彬々と心さしなは、武道の鋒先の弱ミと成候ひなん、古を考るに、平家世を取て二十年、官大臣に経上り、一門雲上の交をなし、文を專にせしかは、保元・平治に強く取扱し平家

*「都城本」文り

の弓矢も、此時弱く成行はこそ、木曾か信濃武士の質のミなるか攻登りしに、一戦の下に戦ひ負け、つたなくも西海に追ひ落されしそかし、平家にも教経・知盛を初め、武将の器少からず、武士にも忠清・景清か類有しといへは、文過たる弱き弓矢ゆへ、北国・東国の質のミなる田舎武士には、一支えも支へず、ひた遁に崩たる事、是皆質を不尚の禍也、是を以此語の武道に合さるを知る、聖賢の言の悪しきといふにはあらず、時と所に替りあるゆへ、取捨なくんはあるへからず、孟子の子莫か中を論せしも此故なるへし、

曰、此論面白く聞えたるやうにて、大に誤まると社聞える、世

*「都城本」侍る

に道具武刃と申物の候、是ハ武道の本意を失し弱ミを取るの第一に候へは、尤禁すへき事に候、譬へは、鎧のおとし毛を專にして実を撰ます、刀の作を好みてわさを次にし、飾るに金銀をちりはめ、武器をてらふを武道と心得、間に質朴にして飾を好まず、刀腰の廻にも綺羅せされハ、武道穿鑿也と笑ふ、是皆武の糟粕を食て正味を知らざる也、此類を道具武刃とて、所謂文質に勝也、又、武道ハ質のミと覺へて、心にさへ節義を守れば、道具・器物ハ末也とて、塗のはけたる鑢刀・ちきれ鎧の修甫をも加へざるあ

り、又、勝負をするにも人を方便り、討ても勝さへすれはよしと思ひ、人を殺すに刀にて切らず、棒にて撃も死さへすれはよしといひ、武の故実も知らねと功名さへすれハよしなとおもふ武辺者あり、慶長の乱に、薩州武士洲俣川にて一番首を取、石田か実檢に備へしに、其法を知らざりしかハ、下郎なるへしとて、褒美に鳥目を取らせられたりといふ、皆所謂質・文カにも勝也、武道

*「」部分磨耗にて不説、「都城本」にて補う。

とて彬々を貴ハさらんや、彬々の武道といふハ、心中に節操を正し、義理を守ること金石のごとし、「毛」カ頭二心をいたかず、見

*「」部分磨耗にて不説、「都城本」にて補う。

危授命、見義為給に勇ミ、「扱」カ武の芸術にくらからず、武の

*「」部分磨耗にて不説、「都城本」にて補う。

故実に明かに、分限相応に武器を調へ、文カらず、拙からざる社過不及なき武辺なるへけれ、先に論せる質のミの武道も、文り勝ちなる軽薄の武よりは増給へけれと、同じくは内外一致して、彬々之武士と成し給へかしとぞ、

一世をのかれ、人をいとふて山に入、林に入、或ハ木石を愛し、山水を好む人あり、唐土許由・巢父かことき、我朝にも、西行・明恵か徒是なり、古今の論にも、氣質高明の人多く此党に入といへり、高明の人何を以如此なるや、

曰、見る所高きかゆへに、行ふ所も亦同し、其見る所、世をいやしミ、人を軽んず、故に世を厭ひ人を避て山林幽谷に入、樹下石上の閑を楽しむ、氣質庸下なる者ハ、見る所早く、行ふ所も亦ひきし、

問、聖賢も高明の人、猶山水を楽しむか、

曰、聖賢の高明ハ、先に所謂高明とハ別也、聖賢なるか故に高明也、日用常行の上に高明にして、応事接物カの間、一として明かならざる事なし、樂しまさる事なし、所謂高明者

*「都城本」撰物

(以下、欠文)

喪礼儀略

病者命終らば、内外のなりをしつめ、正寝とて、家の内おももの座敷へ尸骸を遷す但、家の主人にあらずば、下に蒲団を敷、尸骸をかきのせ、枕をさせ、南首に臥しめ、新しき着物を襲おく、其傍に親類か又ハ親しき者一人をつけおくへし、其前に屏風にても、幕にても張て、内の見へさるやうにすへし、扱、沐浴して新しき手拭にて身を拭ひ、髪を結、爪を脩る包剪りたる爪へ紙に、棺内に入へし、曆々の人ハ新しき白小袖を着すへし、

*「都城本」結ひ

通例には白帷子を用ゆ此時病中の旧き着物を悉く去て、新しき着物を用ゆ、前の座に新しき席を敷、其上に尸骸をな「お」し、此時も南首にす、紙にて衾を広く作て其上を

*「」部分磨耗にて不読、「都城本」にて補う。

掩ふ、是も歴々ハ新しき蒲団を用ゆへし、是も小斂に擬「す」、其

*「都城本」是を

*「」部分磨耗にて不読、「都城本」にて補う。

後、幘目中にて面を覆ひ、握手巾にて手「を」包ミテ大斂に擬す、

*「」部分磨耗にて不読、「都城本」にて補う。

其後、霊座とて尸骸の前に其人の常に着たる肩衣・袴、又ハ着物にても卓に載せ、其上に魂帛置く、又、其前に卓子を置、其上に香炉・香合・燭台を置き、酒・茶・菓子若存生の時の由、髪など、を供ふ、霊座の右の方に銘旌を立置、此時親戚・朋友皆焼香して拝す、其後、棺を尸骸の傍によせ、先に尸骸を掩たる蒲団にても、紙衾にても棺の底に敷て、四方のはしを棺の外へたれ、其内へおさめ若存生の時の由、髪など、四方へたれたる衾のはしにて尸骸を掩ひ、棺の内を平にして蓋をし、棺と蓋との間少もすきまのなき様に針にて固むへし但、歴々ハ棺の内のあきたる所を布か、其後、

*「都城本」釘

棺を故の所へなおし、銘旌を棺の右の方に立置、命終の日より葬まてに一日にても日数ならハ、朝に常の料理の膳をそのふへし、是を

*（校定者註）あカ

朝奠・夕奠といふ、扱、墓の地へ人を遣て壙を掘るへし、広さ灰隔板の入程に、深さハ、灰隔の上土渥までに二尺計有るほとに掘、壙の底に炭の抹を厚さ一二寸程しき、其上に、石灰細沙赤土をませ合せたるを敷て、固くつきかたむ、歴々ハ、葬る時、其まハりに布幕を張るへし、扱、棺を出す前に、膳を備ふ、家を出て路次の間、棺の先へ銘旌を持へし或平生持せたる繻、長刀をも先へ、持すへし、方相に擬する心なり、葬の地に至て、壙の前に席を敷き、其上に頭を北の方にして棺をすへ置く也、棺の前に卓を置き、其上に酒・菓子若存生の時の由、髪など、を備へ、香炉・香合・燭台・硯筥・神主箱「を」置、一人出て卓子の上の酒を取り、壙の左の方へ灌て土地神

*「」部分磨耗にて不読、「都城本」にて補う。

を祭る、其祝文云凡祝文主人ハ上まず、礼を、助る人トむへし、後、皆同し、

維

年号幾年次干支幾月干支朔越幾日干支、氏名乗敢昭告于

土地之神今某字氏君宮建宅兆

神其保佑俾無後難謹以清酌庶品祇薦于神尚

饗

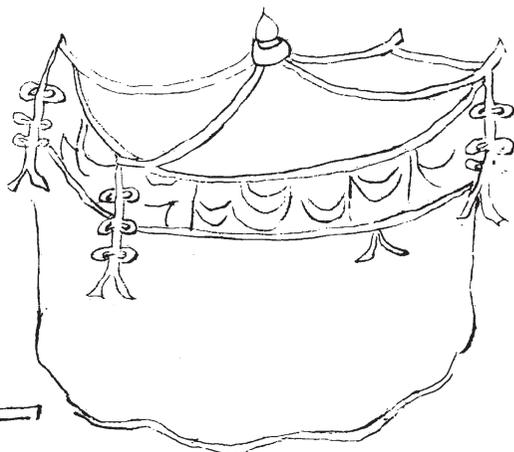
読終て祭文を埋む、其時、主人以下各棺の前にて焼香して拝す、焼香終て棺の四方に縄を付て、静に灰隔の内へおろし、首を北とす、其上に銘旌を杖と附く横にして、棺の長ミのこたく、字頭を北にして置き、棺と灰隔板との間の蓋をし、針にてかため、其上へ土を入れて棺

*「都城本」釘

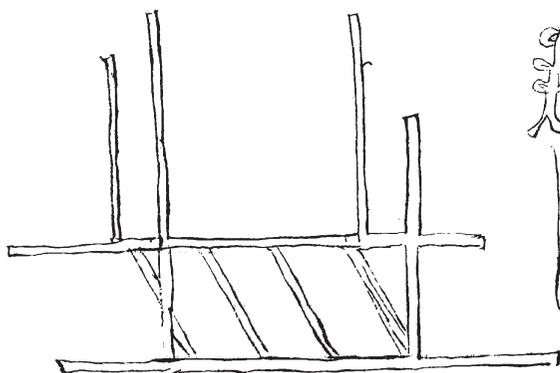
へひゝかぬやうに軽く築きかたむ、其傍へ銘旌の杠附并に魂帛を埋

右の外に大擧竹格とて、路次の中、棺をのせ、棺を掩ひて行ものあり、力ある人は是をも作るへし、竹格ハおほふ屋根也、細き木にても、竹にても骨をして、片板を上にはるへし、図のこたく棺をおほふやうに、堅長く横せはくす^{歴々はやねの上をも絹にてはり、四方の隅に総なとをたるへし}、大擧ハ棺をのせて舁ふものなり、重き物を載る故に、木をふとくして、路にて折れぬ様に強く作るへし、堅の木二本、長さ、棺をのせて前後三尺程つゝあまるやうにし、横にも棺をのせて、前後のはつれの少し内の方と、又、中二所と四所程に、ほそをつよくして入へし、若、葬地遠くは、横にも別に木を結添て荷ふへし、扱、大擧の堅の木、棺の前後の所の四隅に、ほそき柱を四本たて、其柱の頭に竹格を取着へし、竹格と大擧との間ハ、棺の見へぬやうに、四方に布にても絹にても張るへし、通礼には紙を用てはるへし、大雨には必晴を待て葬るへし、若、路次か、又葬地にて俄か雨に逢ふ時、竹格大擧なき者は、新しき渋帟にてもはりて、棺のぬれぬやうにすへし、勿論葬地にては、神主并に供物の卓子の上にも、渋帟にても筵にてもはるへし、歴々ハ、たとひ晴天なりとも、葬地柩を置き、供物の所にはかりやねをすへし、

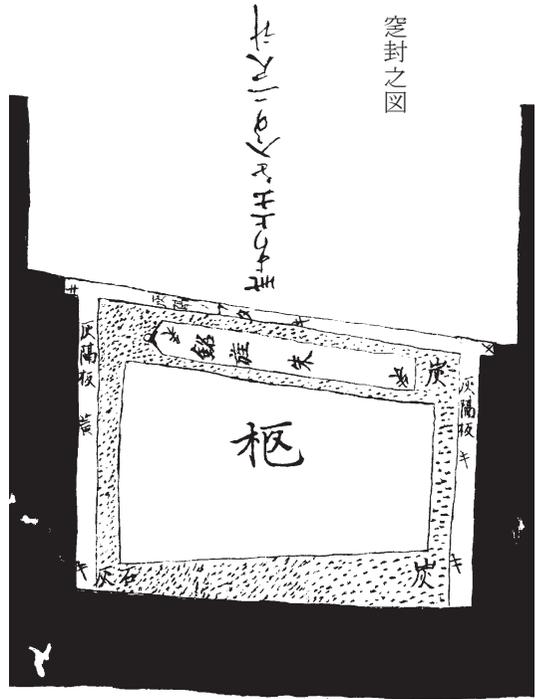
竹格



大擧



窆封之図



其後、卓子の上の神主の箱より神主を取出し、死人の姓名を書付へし、先陷中に書し、後に粉面に出しむ、

*「都城本」書しむ

父には某氏某諱字神墨主

陷中に 母にハ某氏某諱墨女神主彩タルニハ

父にハ頭孝某字某氏

粉面 母にハ頭妣某氏婦人 神主通乳ハ奴人位アル人カ

(頭註)「有官位之人、用府君字、婦人五品用宜人、六品用安人、七至九品用孺人、凡神主石碑等題名文字数用単」

神主書終りて、陷中・粉面を一ツに合せ、跌にたて、卓子の真中に置き、焼香し、拝して祝文をよましむ、

維

年号幾年歳次干支幾月干支朔越幾日干支

孝子名乗敢昭告于

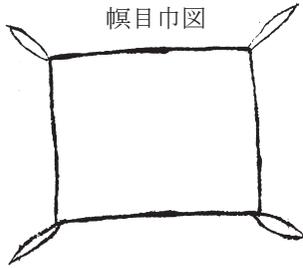
某氏某字君形帰窆室神返室堂神主既成伏惟

尊靈舍旧從新是憑是依

父には孤兒となり共、哀子となり共書へし、父存生の内に母の喪にあハ、孝子を哀子と書かへし、凡神主祭文等、有官・位人ならハ、其官職位階を委細に書へし、或ハ称号・別号ある人ならば、其号をも書へし、

読終て各拝す、喪主立て、神主を箱におさめ持せ帰る、其後、墳を築き、小石碑を建へし、諸図左に見たり、

幟目巾図

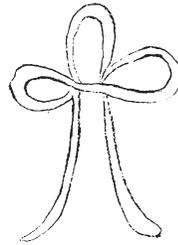


白布今尺七寸七分四方にして、四の角に帯をつけて、面を掩ひて後にて結ぶ、或ハ二重にして内へ綿を入れるもよく、歴々ハ白き絹を用ゆへし、

絳布にて作る、広さ一幅、長サ今尺四尺五寸計周尺にて七尺のつりなり、竹にて杠を作り、木にて跌を作る、男ハ氏名乗是も位階又ハ称号ある人、委細に書へし、女は氏と幼名とを胡粉にて書へし、男女とも、名の下に之柩といふ二字を書、通例には右の長さに赤き紙をつけて、胡粉にて某氏某名之柩とかくへし、

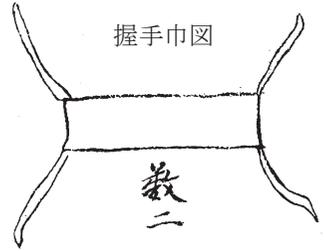


魂帛図



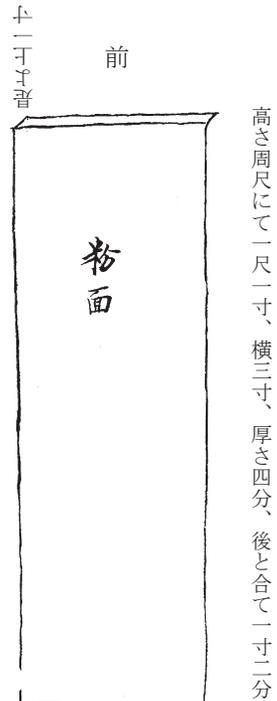
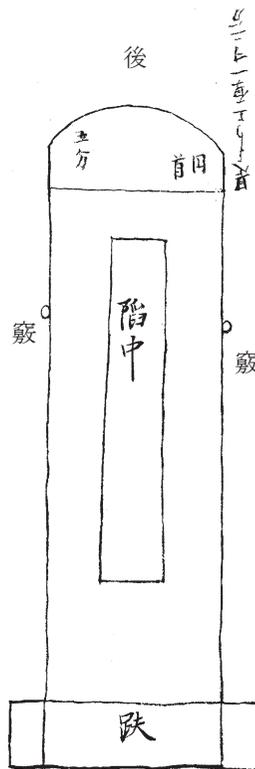
白布にて図のごとく結ぶ、通例ハ白紙を長くつきて結て、魂帛に用ゆへし、

握手巾図



白布一幅、長サ今尺七寸七分にして、幅の真中より二ツに裁ち、四の角に帯あり、両手を包て帯を結ぶ、是も歴々ハ絹にて二重にし、綿を入へし、

高さ一尺二寸、横三寸、厚八分、前と合て一十二分
上の兩角、周尺の五分をけつりて首を円にす、一寸の下横にありにして、粉面の頭を入れる所より下わけて二枚にす、其一分ハ、前の粉面なり、二分ハ、後の陷中の方なり、然らば、粉面の厚さ四分にして、陷中の方の厚さ八分なり、前後を合て跌に立れば、跌より上の高一尺八分、跌の高を入れて一尺二寸也、前面ハ胡粉にてぬる故に粉面と云、陷中ハ後の厚八分の方の真中に陥るにほる、長六寸跌、横一寸、深四分也、其両旁下より七寸二分の上に、竅をほりて中に通す、竅の広さ四分まわりにほるへし、若世かわりて後孫の代にな



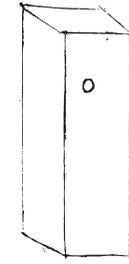
らハ、粉面の頭考の字と奉祀の者の名とをあらひおとし、頭祖と書かへ、孝孫誰奉祀と書改むへし、高祖・曾祖も同例也、但、陷中ハ書改る事なし、

神主ハ周尺にて制るへし、其外の喪具ハ今尺にて書す、今尺とは、木匠尺也、周尺ハかね尺の六寸四分より少し短きものなり、

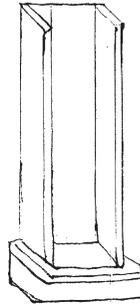
周尺



座蓋図



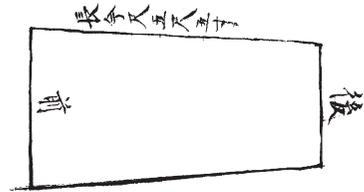
座



座蓋ハ神主を入れる箱なり、薄板にて作る、座は後と両旁と三方にて、前とやねはなし、高さハ神主を入れて神主より少し高きほどに、広さと深さハ神主の足の四辺少し寛き程にす、蓋ハ四方にしてやねあり、只前面に一竅あり、座の上へきするなり、座蓋ともに漆にて黒くぬるへし、

新葬の時は事多し、能制かたし、先神主を作り、薄き板にてかりに神主の箱をこしらへ、葬礼終て後座蓋を作るへし、別に櫛并に鞆褥などの制法有り、今座蓋は制法の容易に従ふ、有志者ハ家礼を考て制すへし、

棺圖

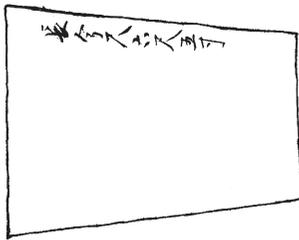


後の高今尺にて一尺三寸
横一尺三寸

前の高今尺一尺六寸
横一尺六寸

前の高、今尺にて一尺六寸、長五尺五寸、後の高、一尺三寸、横一尺三寸、板ハ油杉、又ハ桧木を用へし、板ハ厚にあかず、棺は僅に身を容るほどに作るものなり、人の大小によつて棺の大小あるへし、右の尺寸のつもりを以、其人の大小をはかりて作るへし、柩衣とて白布にて棺のなりに縫て、上へ打着するもの有り、是は喪主の心にまかすへし、棺は葬具の最肝要の物なり、心を尽して能制すへし、

灰隔板図



後の横式尺三寸

皆今尺内のり也

前の横二尺六寸

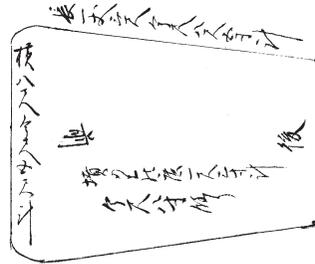
墳の中の四方に板にて四角に作る、前後左右棺より広き事五寸つゝ、蓋ありて底なし、底は炭抹・石灰を敷く、高ハ棺を入れて其上五寸はかり余る程にす、棺を納、蓋をして釘にて打かたむ、若、灰隔を作るに無力者ハ、灰隔を省き棺計にても葬るへし、

*「都城本」炭灰隔

墓と馬塚

墳墓図

周尺を用



横六尺三寸今尺にて四尺計

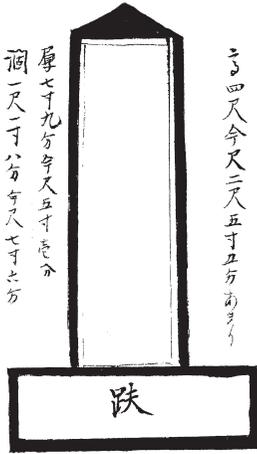
高四尺

今尺二尺五寸五分計

墳ハ前高くして後ひきく、上狭して下広し、其前に小石碑を立つ、四方に栗の木にて周垣を作り、槐・柳等の木を植ゆ、但、植木ハ土地の宜物を植へし、

石碑図

周尺を用



今尺四尺八寸三分五分

厚七寸九分今尺五分五分
今尺一尺二寸八分今尺七寸五分

跌

跌の高九寸三分半

今尺六寸

横二尺四寸四方

今尺一尺五寸四方

石碑にも官位、又ハ称号ある人ハ書付へし、石碑の首ハ圭首として、四方よりそきて中を高くするなり、

明制墳墓図



居喪儀略

凡父母死する時、妻子・諸婦、其外服のかゝる人ハ、衣服・帯に至るまで、色ある者を着すへからず、彼髪・徒跣として、髪をもらけ

*「都城本」には、被力の傍注

す、すあしにて居るなり但、人の養子となり、又嫁たる女、私の親の為にハ被髪徒跣せず、諸子ハ三日の間不食、過三日始て粥を少し食ふ、扱、喪主として、喪礼を取行ふ主を定むへし、父存生の内に母の喪あらは、父喪主にて礼を取行ふ、子ハ父に従て哭す、父存生にて妻子の喪あらは、是も父喪礼の事を行ふ、父の死後、兄弟の妻子の喪あれは、兄弟の内互に妻子の喪主となる、兄弟の死するに、其子幼少にて喪を主る事あたわさる時は、兄弟の

内喪を主る、兄弟死て子なき者は、兄弟の内長者を撰て喪主とす、婦人の夫先て死て子なき者死すれば、夫の兄弟其喪を主る、兄弟無くハ、夫の親類の内を喪主とす、総て妻の親類ハ喪主とせず、父母の喪には、其妻も夫と同じ如くに喪を主る故に、是を主婦と云、喪服の制法、古礼詳なりといへとも、国風、時の宜に従て素服すへし、男ハ素服の上、粗布鼠色に染たる肩衣・袴を着すへし、法躰ハ道服の如く制て着すへしは墨にて粗布を染れ、鼠色にならざるなり、父の喪には竹杖、母の喪には桐木杖をつくへし、但、父存生にて母の喪にあハ、杖つくへからず、葬に出る時は、髪を麻苧にて結ふ、母は竹木をけつりて簪とす、

*「都城本」一つ

凡喪に居る内ハ酒を飲まず、肉を食ハす、サカガ行宴樂せず

祭礼儀略

墓所より神主を奉して帰り、故所に座をかまへ神主を直し、酒を備て焼香し、拝して祭文を読しむ、読終て祭文を焼く、後皆是に同じ、

痛惟

尊靈奄エン棄捐既安厝某処之原敬捧神主帰于靈筵朝夕奉祀罔敢弗虔伏惟靈德俯鑒謹言

此後喪に居る間、毎日膳を備へ、茶・菓子を備へ、朝夕、焼香拝すへし此一条ハ本儀の内也、見易き為にしるすもの也

毎月朔日・十五日には、酒・茶等を進む、元日・上巳・端午・七夕・重陽の俗節には、其時の物を進むへし、其外、何にても初物并に拝領物を先備ふへし、

四中の祭は、春分二月・夏至五月・秋分九月・冬至十一月、一年に四度の祭をすへし、主人ハ祭をすへし、祭の前一日より別火にて、服忌の

人を忌む、祭る時は、吉服にて常肩衣・袴を着すへし、

其朝、座敷をかまへ、神主を櫛より出し、神主の前に大茅沙・小茅沙を置、焼香し拝して、降神とて、主人盃に酒を請て、悉く大茅沙の上へしたミ、其後、肉味の膳を進め但、五辛の物ハ忌む、初献の酒を進む、主人酒を盃に受て小茅沙の上へしたミ、神主の前に備ふ、是を初献といふ、此時祝文を読畢て、主人拝飯を替へ、汁を替て、初献の酒を別の器物にしたミ、又初献のこたく、酒を盃に請て小茅沙にしたミ、神主の前へ備ふ、是を亜献といふ、此次に吸物にても、肴にても備へて、又前のこたく、亜献の酒を器物にしたミ、又初献・亜献の如く、酒を受て備ふ、是を終献といふ、三献終て箸を取、箸の首を神酒の右の方へ傾て、飯の上に立る、主人神酒の前を立退く、少時して後、又出て、湯を進て膳を撤け、茶を備へ、菓子を進め、拝して飲、福受膳とて神酒*へ備たる酒と飯、并に何にても肴を戴食ふ、

*「都城本」主

茶菓子を上、神主を櫛におさめ、祭文を焼く、祭文云、

維

年号幾年歳次干支幾月干支朔越幾日干支、孝子名乗取昭告于

頭批某氏某字君歳序流易時維仲春夏追感歳時不勝永慕謹以清酌庶羞祇薦歳事、尚饗

高祖・曾祖を祭る祝文ならハ、頭高祖・頭曾祖と書替、孝玄孫・孝曾孫・孝孫と書改むへし、其外の文ハ同じ、墓祭の祭文等も是に比す、

墓祭は三月上旬に祭、墳の内外を掃除し、生魚の一こん焼を備へ、酒を進め、焼香して拝す、其外、洗米・餅・菓子等其心にまかす、

祭文

維

年号幾年歳次干支三月干支朔越幾日干支、孝子名乗敢昭告于

頭考某氏某字君利墓歳序流易雨露既濡瞻掃封塋不勝感慕謹伸奠供祇

薦歳事、尚饗

忌日の祭ハ、親の死したる月日なり、主人ハ前一日より酒をのます、肉を食はず、歌舞の座に交らず、親の初て死したる時のごとく悲む、其朝に至て素服して祭る、其儀は四時の祭に同し、但、此日肉をそなへ精進にすへし、

*「都城本」「本ノマヽ」の頭注がある。

祭文

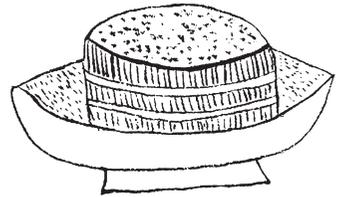
維

年.....

.....君歳序流易諱日復臨追遠感時靈天罔極謹以清酌庶羞用
伸奠献、尚饗

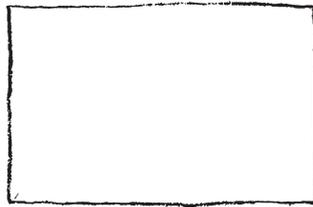
父母の外ハ追遠感時靈天罔極の八字を改て、諱日復臨不勝歳愴
と書へし、

茅沙図



茅を丸くくゞり、上下を切りそ
ろへ磁器に入、茅のめぐりに清
き沙を入れる、神主の前にて酒を
したむ物なり、大小二ツあり

祝版図



長サ周尺にて一尺、豎五寸、祝
版ハ祭文を紙に書き、此板に糊
にて張付、読終りて紙をはかし
て焼く、祝版は焼かず、

凡神主奉祀題名考称孝子、粗称孝孫、曾祖称曾孫不用孝字、曾祖已
上雖累代累主皆悉称曾孫、不用玄孫仍孫・雲孫等字

斯文源流抄略

惺齋先生始て束髮して、姜沅といふ人に朱子の学を伝へ、其高弟林羅山・堀杏庵・那波道円・松永昌三、この外、鎌田徳庵など云有しよし、羅山門人勝て計ふへからず、中に人見友元、今朝の名儒として其名に高し、松永先生の門に木下順庵を出ず、其比、尾張に並河自梅、越前に伊藤宗怒、備前に三宅道乙、薩摩に僧文之、及其門人如竹、筑後柳河に安藤省庵、何も一代の盛名あつて、門人子弟其学を伝ふ、惣して此頃の諸儒ハ、鶉飼石齊・黒川道祐の類、大抵皆記誦詞章の学なり、され共質厚朴素の風有て、儒者の旧習を失ハず、經義精密に至らされとも、無稽の臆見を恣に云る事なし、文章鄙陋を免れされとも、字々句句務て出処を尋ね、敢て新奇を求る事なし、其人品ハ固り高下あるへし、就中、杏庵の退讓不伐、活所・如竹の抗直不撓、古今に愧さる者なり、又海内いまた一統せざる以前、(頭註) 那波道円活所ト号す、初肥州加藤家に仕フ、後紀州三仕テ春秋館ト号ス、播州ノ人也、

土佐国に南村梅軒といふ隱士あり、其出処何許の人なるを知らず、疑しくは大内家の遺老たらんと云伝ふ、朱子の学を以人に授く、當時、武弁の士、文字を学ふ事なし、其学を伝る者は只浮屠氏のみ、一再伝の後、長宗我部の家臣蓮池左京進親実を首とし、二三の武人篤く其学を崇ふ、故に此学絶す、今の国主山内家の長官野中伝右衛門、小倉弥右衛門朱学を興起して教化国中に及ふ、二子ハ近世の賢大夫也、野中ハ才氣を以勝れ、小倉ハ德行を以称せられしとかや、於是山崎闇齋実在に野中か力によつて伝を去て儒に帰し、卓犖傑出の才を以、朱子の書を講明し、先輩の陋識を破りて天下に赤幟を建つ、詩易論・孟学・庸・近思録・小学の類、始て雲霧を披、晴天を

*「都城本」披て
見るかことし、其功偉なりといふへし、浅見綱齋・佐藤剛齋其響に
応し、三宅尚齋其跡を奮て門人諸国に遍し、私淑の徒又限なし、然
*「都城本」く
るに、土州の学、別に谷己千大、高坂芝山世に聞へあり、此一派ハ
闇齋を非として、其人となりを譏る事甚し、闇齋自負大過にして、
聊恭讓の意少し、是其弊今日に至り、猶其徒の通病にして、上朱子
を累すに及ふ、是又天下の公論掩ふへからざるもの也、闇齋の盛時
は、寛文・延宝の際ならんか、此前後には、宿儒老師頂背相望む淺
香彝倫庵など聞へし比、京都の諸儒、米川操軒・藤井懶齋・中村惕
齋、此三君は徳義の誉同しく高し、中にも操軒勝れたり、其他筑前
の貝原益軒・鳥保平右衛門・臼田次郎助、一時往来切磋怠らざりし
と也、益軒の博綜衆人の知る所にて、臼田か節行ハ世に聞へざるこ
ぞ惜へけれ、此人々ハ伊洛の余波を酌て、激濁揚清の操殊に掲焉た
り、著述世に行ハるれば、其書に就て、其親切醇正を知るへし、是
京師儒風の極て盛なるなり、其最下なるハ、宇都宮由的・毛利貞齋
の類に至るまで、程／＼世に功あらざるはなし、又中江藤樹、陽明
王氏の学を以て榮利を脱落し、外慕を絶して、能化自然に人を感動
し、世を近江の聖人と称す、豪傑多く其門に出、津淵原右衛門・
中川権左衛門等承及所也、其外此教に従ふ人、声名を求されは、伝
へ聞く事を得ざる者多からん、熊沢息遊軒、其伝を得て、幸に一國
に栖用せられ、功業天下の知る所なり、藤樹の余沢遠しといふへ
し、鳩巢先生、曾て大坂の老儒三宅石菴と諸士を評論して曰、百年
來人の間然せざるは、只藤樹一人なりと、然れとも、其學術の謬あ
るに至ては、又明に弁して少しも隠さず、彼は人物に就て論し、此

は見識に依て弁する也、藤樹の遺風あるは、東武の二山弥九郎なり、元禄の比、文学日に盛なる中に在て、一向に力行を専として、事々小学・家礼*「都城本」を準繩とし、動容周旋必ず礼に中らん事を要として、

*「都城本」家礼を以

功を文字に用ひず、從遊の輩人々かくのことし、朱王学弁を著して、藤樹と黑白の差あれとも、実行を以第一とするは、藤樹の後此人のミ、才力は固より藤樹に比すれば及さる事遠し、已上の諸君子、識趣に純駁あり、器業に大小有りといへとも、厚重にして陰薄の習なく、貞実にして詭巧の俗なし、上ハ国家の元気を扶植し、下ハ生民の耳目を啓發し、天地有用の人にあらざるはなし、抑吾道懼窩に一変して、円頂方袍の態を革め 常憲廟の時に再変して、医陰卜祝の流を免かる、中正に比するに、撥乱反正といふへし、然して学風日々変して、日々に降る、伊藤仁斎・荻生徂来、大に古来の規矩を破りて、後世少年増々異説を肆にす、仁斎始て先儒の遺轍を改め、孔孟の後二千年、一時に排却して独一家の言を立つ、然して、実に明末諸儒の余唾を拾ふに過す、一人如此なれば、徂来又其下に出ず、更に一層の高論をなし忌憚る所なし、此後二翁の下に甘んじ居る者は、皆庸衆の人なり、聡明の士は又必徂来か上に出ん事を欲して、天下の学士狂躁幻惑し、其帰ん所を知らざるに至らん、茲に木下順庵東来の後、門下甚盛なりし時、新井白石博学古文の誉を馳せ、柳原篁洲渚雅の美を振ひ、其外榮俊林のこくくなりし中に、

*「都城本」篁洲稽古渚雅

室鳩巢特異の姿を挺て、苦心力学義理老て増精く、踐履老て増勉む、享保已来異学蜂起し、殆と滔天の勢あるに当て、門を杜き、自守り肯て、軽く千金の弩を發せず、誠に頽波の砥柱といふへし、嘗

て是を聞く、初、室巢加州に在りし時、羽黒養潛と云人あり、本近江彦根に仕て牧野左平治と云、貧を以禄を辞し、加府に隠居して姓名を改む、其後彦根に還て卒す、此人、嚴毅方正甚威重あり、闇齋に学ふ、闇齋其人を称せられし由、闇齋の門人、世に聞へたる外、

肥前の竹留市郎右衛門の類多し、書生の業を専とせされは、人知らざるなり、闇齋の門人のミにあらず、惣して如此、加府士・大夫婦仰少からず、鳩巢壯年の時、実に此人の誘導に依て、同志奥村源左衛門・青地蔵人・青地藤太夫・小谷伊兵衛等と刀を戮て正学を發撥

*「都城本」力

す、養潛既に没して、皆鳩巢に師とし、事て其身を終ふ、是今日吾党淵源の由て起る処也、今世間の書を見るに、或は師承の統緒に託

*「都城本」書生

して他門の学を排し、更に一己の是非を問わず、只我門に入る者を主とし、出る者を汚しとし、漸く朋党の趣を成す者有り、或は学ふ所を隠諱して、受業の師を弁髦とし、自一方に崛起し、一家の門戸を啓んと志者あり、此二人の者、大過不及にあらずや、仮令明師の印可を得たりとも、一日退去せは何の益かあらん、蓋世の才ありとも、師質の伝なき者誰かあらん、夫菑せずんハ何てか奮くる事を得ん、況や経天緯地の大業、いかてか一人一家の私を以て為へけんや、先儒を蔑如して独特見を惜む者、其量の小なる事言ハすして知へし、是か為に、粗従來の所聞を輯て此一篇を著す、只道聴塗に出る事間々是有りて、大に往哲を誣ん事を懼る、他年訂正を加へて末学の標準と成んのミ、暫く其端を開く事余りと云、

寛延三年八月九日

後学河口子探記

静斎河口先生道德文章蔚として一代の儒宗たり、是時に當て異議横

流し、滔々皆是なり、故にいまた敢軽々して、片言を出して、是か予奮^{*}を為さず、閉蔵虚きかことし、以て其定まるを俟つ至れる哉、

*「都城本」奪

時々與に行ふとハ夫子の謂か、然して斯篇や略斯文の源流を述て、以て門下俊進に示す、趣向する所を知て、他岐の惑無からしむ、実に末学の指南なり、何そ世に著して、以て同志の学者に伝へさらんや、於是梓す、時に宝曆の八年なり、

一 惺窩 妙寿院、初の名葬、首座、還俗して名肅、字斂夫、

播州竜野の産なり、姓は藤原冷泉家、其子為蔭朝臣、儒業を繼て声名あり、當時下冷泉と号するハ其子孫なり、

一 羅山 林氏、初の名又三郎信勝、京都人、駿府に於て東照

宮へ奉仕す、後、式部卿法印道春文敏と諡す、其子鷲峰先生、

治部卿法印春齋、林如文穆と諡す、其子従五位下大學頭整宇先生、林懇、字直民、正猷と諡す、

常憲廟の時、還俗、叙爵す、始ハ春常と云、

一 堀正意 杏庵と号す、近江に生れ、京に住し、儒医を兼学

ひ、浅野家に仕へ、後、尾州に、法眼に叙す、或云、芸州に仕ふ、今其世家正修正超是なり、其孫蒙窩、木下順庵の婿なり、

其子正修習齋と号す、鳩巢文集云、杏庵、近江州人也、後居

于京、応^一芸藩之聘^一、是時尾張敬公尊^レ賢好士、聞^二杏庵一世名儒^一、固請^二于芸^一而招^レ致之^一、礼待甚厚云々、昭按に、正徳

中、堀習齋、祖父杏庵の詩文を集め、序を鳩巢先生に請う、脱に成て杏庵文集海内に行わる、

一 那波道円 活所と号す、羅山の門人なり、播州に生る、肥州加藤氏に仕へ、後紀州に仕ふ、又春秋館と号す、

一 松永昌三 講習堂と号す、京都の人なり、父貞徳知名の人なり、昌三の子を正迪といふ、其子正易也、昌三も羅山の門人なり、

一 木下順庵 名ハ定幹、字ハ直夫、京都の人也、錦小路に住する故錦里と称す、加州に仕へ、元禄中 公朝に升り、禄三百五十表を賜ふ、還俗して平之允といふ、

一 山崎闇齋 敬義、俗字嘉右衛門、世々播州の人、父に従て京師に移る、或云、闇齋京に生る、初僧と成り、後還俗す、静齋、以卓犖傑出の才とし、朱子の書を講明し、其功を偉なりとす、

三宅観瀾韓使に対して、山崎敬義者実唱朱学之嚆矢といふ、又、我邦多士之中、每推山崎氏為称首といひ、李晦齋・李退溪か彼国に称せらるゝを聞、敬義の名を彼国に伝へんと、韓使に送る副啓に曰、使^五学^下晦齋・退溪^上者^ヲ知^四異代殊域亦未^三嘗

無^二同調共趣之人^一云々、昭按に、鳩巢先生曰、山崎氏仏を逃て儒に帰し、朱子を尊んで百家を黜け、師道を嚴にして後生を誘ふ、斯道に神ある、誣へからざる者あり、亦、近世豪傑の士

なり、然れとも自処する事太高く、人を待事太嚴、含弘の度少し、人の過失を容れず、其授受の間心を平にし、懷を空し、従容委曲彼我の情を尽す事なし、是其短き処あり、晚年神道を好

ミ、人をして望を失ハしむ、是か為に嗟嘆己事あたわす、一 谷己千 俗字三助一齋と号す、土佐州の人、保建大記打開を著して世に行わる、

一 大高坂清助 芝山と号す、晩年平田黄軒と称す、土州の人、南学

伝を著し、闇齋の為人を譏る、芝山会稿世に行わる、

一 藤井懶齋 又蘭齋、名は廉、伊蒿子と号す、筑後久留米の人、

初医を業とし、真名部仲庵といふ、京都に住して書生を教えず、著す所の本朝孝子伝、蘭齋隨筆世に行わる、

一 中村惕齋 名ハ欽、俗字仲次郎、徳義を以世に鳴る、姫鑑を著す、京に隠居して、人と接する事を悪む、五経筆記を著す、後に門人と角清左衛門・増田某序を室先生に請ふ、享保十五年序成て、筆記世に行ハる、昭按に、鳩巢先生曰、惕齋隠居して、人に接するを悪む、贄を執て来る者有れハ、固く辞して見へず、志独善せん事を求んと欲する故、如此、亦一の道なり、然とも、朋来るハ君子の楽む所なり、麗澤の益相觀の善、古より学に志ある者、皆是を忽にす、今物を絶ち、人を距に偏にして、遁志を以自遂る時は、是罪を大中至正の教に得て、自知らざるなり、謙遜を為す事を好ミ、師を以自居る事を欲せず、師を以自居しざるは可なり、独相友とする事を得ざらんや、若好て人の師たるの嫌を避るといハ、人の師たるの徳なき者は必ず友を絶んや、

一 中江惟命 俗字與右衛門、藤樹と号す、近江の人、王陽明の学を学ひ、徳行を以世に鳴る、近江の聖人といふ、

一 熊沢了海 俗字次郎八、息遊軒と号す、藤樹門人なり、備前岡山に仕へて国政を行ふ、後、故有て牢人すといふ、著す所集義和書、集義外書世に行ハる、

一 三宅観瀾 俗字九十郎緝明、字用晦、初浅見綱齋に学ふ、見識異同有て交を絶ち、後に木下順庵に学ふ、鳩巢先生と同時に公朝に登る、其子濟美、幼にして詩を善す、昭按に、鳩巢子三宅

童子詩卷、後に跋する文あり、云、恨ハ不_レヲ使_下其生_二開元大歴之間_一登_中神童之科_上也、

一 二山義方 俗字弥次郎、其先坂崎出羽侯の牢人なり、東武に住し、徳行を以称せらる、朱王学弁を著す、

一 伊藤仁齋 名維楨、俗字源助、京都堀川に住す、初て異説を立て、大学孔子の遺書に非るの弁を作り、程朱の説を用ひず、更に論孟易古義を著す、

一 荻生徂来 名双松、字茂卿、俗称惣右衛門、江戸の人、柳沢家に仕ふ、子思・孟子・程子・朱子を排却して一家の言を立つ、天下靡然として其説に従ふ、於是程朱を学ふの徒、攻撃てやます、昭按に、韓客元仲举曰、披閱徂来集大抵以_三豪傑之才_一聘_二裨闔之弁_一所、引用者皆王李徐論_レ之、其受病則又有甚焉者、成大中曰、茂卿之誤入正_三坐才太高、弁太快、識太奇、学太博、南玉曰、徂徠學術終不可與入_入堯舜之道、而其文焰甚煒燁有、

*「都城本」なし

不可摩滅之氣惜、其以過人之才負誤人之罪恨不起九原如鷲湖一会也、又曰、自孟子以下妄加詆斥此度外之人也

一 室鳩巢 直清、字師礼、一字汝玉、俗字新助、武州江戸に生る、京師に遊学し、木下順庵に学ふ、加州に仕へ、羽黒養潛に学ふ、文昭廟、朝に登り侍講となる、

通昭録卷之八十

倭歌詞解

い

一いかにして いかやうにして也

一いとゞ いや〜なり、いとゞなをハ、いよ〜猶々也、

一いかき 久しきといふ枕詞なり、社頭の井垣の事なり、瑞籬ミツカキといふなり、

一いとはれ いと晴也、風雲もなき空のけしきなり、人にいとハるゝ心をこめていふ、

一いであて 出かぬるなり、いてかたき也、かねてよりまたるゝ秋のなかはとて しらすや月の出かてにする、

一いつとだに いつとなり

一いたつら 何のせんのなき儀なり、むなしくの儀もあり、

一いまさらに さあるに今、今さあるになり、物を抑へて云詞、

一いまはた 今またなり、

一いかて 何とそして也、又、いかてかつよく願ふ詞、

一岩枕 岩かね枕、岩のことくいつまでもかはらぬ事をいふも有り、

一いなむしろ 稲こくとてしけるむしろ也、稲の出そろふたる、むしろをしくに似たるをいふ、

一いそのかミ ふるきといふまくら詞也、

一いつともわかぬ いつといふ事もなく、常住なり、

一いさや やは助字、知らぬといふ義なり、いさハ不知とかく、知らぬといふ心なり、

一いや いや〜なり、

一いまた いまたの心にあらぬ有り、冬枯の木すえはいまたあら

ハれて 松よりつもる峯のしら雪、梅かへにきぬる鶯春かけて

なけともいまた雪はふりつゝ、けさきなくいまた旅なるほととぎす 花橘に宿はからなん、白妙の初ゆふかぬ峯の松 い

また時雨の雲と見るまに、

一いろの千草 色々の義なり、

一岩かき淵 めぐりに、岩の垣などのことくとり廻して有所のふかみなり、

一石間 岩間とおなし、

一いつしか いつの間に也、しハ助字なり、

一庵さす 庵を作る也、五月雨に木曾の八坂をこへわひて かけろにしはの庵をそさす、

は

一はやま 端山也、奥山に対して云、里近き山也、竹のしけりて高

きを竹のはやま、草の茂りたるは草のは山、

一はやま 前よりといふ心

*「都城本」はやま

*「都城本」前かたより

一はかる たはかるの略也、さおしかまねく薄にはからるな ねろふさつおのゆすへみゆ也、さつをは狩人也、ゆすへハ弓のはし

也、

一ばかり ほとなり、うつろうはかり、うつろふほとなり、

一春をへて むかしより今まで、今より末迄をふくむ、

一ばか 小保姫のいかにおればか桜花 匂ひさへそふ錦なるらん、

いかやうにおる事なれば、はかなり、

一はつを* 長き尾なり、始におふれハはつおといふ人、丸山鳥の尾、

*「都城本」お

祇註云、おろのはつ尾といふも長き義也、長谷ハツセといふに同じ、

はつ尾花ハ長き尾花なり、

一はしたか 袖中抄ニ云、とやたかをいふ也、とやより出して、夜

とりそむるには、必人の物くりたる*ふるきはしをとりあつめて、

*「都城本」ひ

たきてよとりそむる也、

に

一にほへる 薫る也、又にはほやかなる也、朝日かけにほへる山にて

る月の あかさるいもを山こしにして、とよめるは、日に月の

映したるなり、木のもとハ日数計を匂ひにて 花ものこらぬ春

の古里、日かす計かさに成りたる也、

一にほわぬ花 雪なり、詩に不香花といふ、

一にし 消にしの類、にはてにはなり、消にしには助字なり、

ほ

一ほと 間也アイダ、ほとふるなど也、山風の吹ほと計さそはれて よは

れハはるゝ村時雨かな、ほとらひなといふころもあり、

一ほとはかり そのあいたのミといふ義也、又程ハ分限・分量の方

也、はかりハ心のかるき程計也、ほとらひなといふころもあり、

り、

と

一とても とてもかくてもを略して云、とかくとも云、

一時しもあれ 時こそ多きに、かやうの時節にかく有となり、

一鳥のあと 文字の事をいふ、

一年高き としのふけたるなり、

一と ことくの心に見る事あり、花もはや花過ぎてや行水の かゝ

みのかげのゆきとふるらん、此との字、ことくの心なり、ゆき

とのミふるたにあるをさくら花 いかちれとか風のふくらん、

一とかへる山 とさけひ・としは・とたち・初とかり・とぐら・と

やなど、鳥の事也、りを略していふ、

一とたち 鳥の地に立てゐるなり、

一と山 外山にて、山の奥よりいふたる詞也、

一とところもさらす 常に同じ、所を立さらぬ也、

一ときハかきハ かきハ、かたき岩なり、常磐トキハカキハ盤なり、又柏木を

ほめていふ説あり、

ち

一ちきり 人と契約するもいふ、人と我との交をもいふ、恋路に逢

ふ事も、ちきりをかわすといふ、

一ちきりとや ちきりとてやなり、

一ち／＼に かすの多きをいふ、

一ちしほ 千入なり、しほは衣を染るに、染入の中へ絹を一度を一

しほ、二度を二しほといふ、

一ちくさ 千種也、種は種類とて、たくひ品々なり、種々様々の義

なり、又千草葉のあるをもいふ、

一路 波路・塩路、塩のうへ・波のうへ也、連歌にてハ、舟をむす

はすしてはいわす、

ぬ

一ぬは ぬるを略せるなり、

を

一おのつから也* おのれから也、つハ助字也、わきとこしらへす、

*「都城本」なし

自然の義なり、いっともなく独手になどの類、おのれつから
の、れを略したるなり、

一老らく 老まで也、らくハ助字也、心ある助字なり、夢にかたら
く・見らく・こふらく・いふならく・思へらくも同し、

一小倉山 くらきかたによせてよむ、小倉ハ小暗なり、

一おもほへて おほへて也、思ひてといふに同し、

一おし明かた 明かたなり、おしハ助字なり、

一おもひはてゝ おもひつめてゐる事なり、

一おもひて 俗に、当分うれしき事の様に計思ふハ、似たる事の似
ぬ事なり、うれしきつよき事は、後日に、いつの比かゝる事

の有しハ、うれしかりしと思ひ出して、眼前のやうに思ふを、

思ひ出といふなり、うれしき事に限らねと、うかりし事もおも

ひ出れとも、先ハ善事のかたにおほくよめり、

*「都城本」なし

一おりたく 折て火にたくなり、

一乙女子 子に心なし、あまの子・里の子と同し、小児・小女には

あらず、

一おもひ草 女郎花・しおん・薄をもいふ、通具の説に、思草は露

草也、歌林良材に草の名に非ず、只草をいふなるへし、

一おとは おとりのりを略したる也、鳥のりを略すると同し、

一落瀧つ おちたきるなり、つとると通音なり、

わ

一わすらるゝ 人にわすられたるなり、

一わすられぬ 我人をゑわすれぬなり、

一わたる ほどをふる心なり、

一わたのはら わたハ海なり、原ハひろき義なり、

か

一かは やはと同し、反語也、豈字に同し、さやうかとうたかひ、

さやうにはなきとかへす詞、

一かな かへしていふかな有り、願ひのかな有り、かやうおもふて

ゐる哉となけく哉有り、身のうきになす哉杯ハ、ふかくなけく

哉なり、

一か 一字のかは、多くハ哉也、

一かひなし 詮字也、山にそへてよめハ、両山の間を峽カイといふ、水

辺をよめは、貝にそへていふ、思ふ事の詮のなき事をいふなり、

一かくはかりハ 是程にといふ義、かくのことくなり、

一かつ すこしの心なり、下紅葉かつちる山の夕しくれ、などよめ

り、又、かつハかくなり、如此也、露のかつちるは、かつくち

る也、おくかとすれハ、ほどなくかつくちるなり、

一かゝる瀬 かやうに逢時節なり、

一かるゝ ひとのこぬ事をいふ、

一かこつ かこつけことなり、又、恨る事もいふ、

一かきこもる かきすつる、かき消など同し事にて、こころなき詞

なり、打などの類なり、

一かた しひて心なく、かるき字なり、なくさむかたやなからんの

類なり、

一かねの音 ねとよむへし、おとハよむへからず、

一かけはなれ かけハ心なし、はなるゝ計なり、

一かくろひかぬる かくれかぬるなり、

一川内 川の惣様也、みよしのゝたきつ川内とよめり、

一かくはかり 是ほとなり、

一かこつ うらむるなり、

一かりね かりそめにねたる旅の躰なり、

一かけて 心にかけて、又、はるかにかけて、

一かくしても しハ助字也、かくのことくなり、

一かるもかく ぬたをうつといふ事、ぬた打ともよむ、

一かへまくもおし かへるハおしきなり、更衣によめり、

一かつちる かつ／＼ちる也、かつにかくのこゝろあり、

一がて かたきなり、出かてハ出かたきなり、浮世にハつきせりと

も見へなくに など我身のいてかてにする、消かてハ消かたき

なり、消かての雪ともみへす桜花 つもれハ払ふ庭の嵐に、

一かしこし 常にいふとちかひ、忝といふ心もあり、かけまくゆゝ

しかしこしすみよしのあら人神の邦なれば、いともかしこし鶯

の宿ハと問わゝいかゝこたへん、あなかしこしも同し、

よ

一よしさらハ よしハゆるす詞、よし／＼さあるならハ、せんかた

なきよにて、よいハそうあらは也、よしやさあらは、

一よしや 俗にいふよしにしておけ、たひていにしておけなり、

一よも 得字の心なり、もハ助字也、いきてよもあすまで人はつら

からし、今日ハよも雨にさハラし、よに相坂の関はゆるさし、

には助字、

一よとむ とゝまる、とゝこふる心なり、

一よがれ かれハ離なり、毎夜つゝかぬをいふ、連夜来て間を置いて

来るは、夜のつゝかす、はなれしの義なり、冬の池につかハぬ

おしハおのれさへ 氷の床によかれすらしも、

一夜ハすから よもすからに同し、

一夜を残す 残る夜、夜の残る、同し、目はさめて夜ハまたあけぬ

をいふ、

一よわたる月 よもすからてらす月なり、直字なり、詩に直野、

野のはしよりはしまてなり、月も宵より暁までをいふなり、

一夜殿 淀野に添てゆふ、あやめは淀野にあり、夜殿は夜るふす

所、閨の儀なり、

た

一たなひく 立なひくなり、

一たとる 尋ぬる儀なり、それかそれでハなきかと尋る、

一玉鉾 道の事也、玉ほこの道とす、道を重ねていふたる詞にて、

枕に立来れり、天瓊矛アマノコトといふは、吾国の道の全体の儀なり、

一玉の緒 しはしといふ心、玉を貫く緒、いのち三ツの心也、

一たへて 忍ふと似てこころをつよくするかたなり、こらへてなり、

一だに さへなり、

一たゆたふ たゞよふなり、

一立かへり 却てといふ詞なり、

一たゝたのめ 一心にたのめなり、

一たちゑ すぐに立たる枝なり、

一たゝ／＼、むら／＼の義なり、

一玉柳 柳をほめていへるなり、

一玉柏 石のことなり、玉の事をもいふ、

一たつき たよりなり、遠近のたつきもしらぬ、

一たゞ ひとへになといふ心なり、雪の内に咲初るより春ハたゝ

さなから桜の盛なりけり、さき初るといふ間のなきをさなから
桜の盛といへり、此たゞハ、さきそむるといふ間もなく、ひと
へに盛計と云心なり、

一たきつ 川のたきる儀なり、みよしのゝたきつ川内にきりはれて
山風きよくすめる月かけ、

一たまれハがて たまりかたきなり、白露のたまれはかてにうちな
くき、とよめり、

*「都城本」ひ

一たまらぬ とまらぬなり、積タル也、衣手ハ寒くもあらねと月
かけを たまらぬ秋の雪とこそ見れ、

そ

一そゝろ 坐、又、不意とかく、心ならずなり、

一それよ さやうしやと同意する心なり、

一そやうに それかやうに也、それよのれを略したる也、

一そのかミ むかしの事をいふ、又いつにても其事のありし時をも
いふ、當時也、

一そら 時をさしていふ事あれ、花ちる里の夕くれそらの類なり、

一そが そハ衣也、衣の事也、おほんそハ御衣也、かんみぞハ神

御衣也、袖も衣手也、御衣掛・御衣櫃の類、衣のぬれてと云心
に、ぬれつゝやそがのかハらの五月雨に みつのミかさのます

*「都城本」き

けなるらん、

一そら 天をさしていひ、又、地上天までのあいたをさしてもいふ、
つ

一つま木 摘木也、摘切程の細木也、又ハ、木の枝などの類也、爪

木とかくは誤り也、

一つらく、熱也、つくくなり、

一つらねて つゝけてなり、

一つゆけき 露しけきなり、

一月にてみかく 所により月の光をいふ、又、形をいふ、

一露霜 秋冬の事をいふて、一年の事也、星霜の類也、定家卿曰、
他門にハ、露霜と書てつゆじもと申す、庭訓に、露霜と両種を
いひつゝけたる也、むすはねほとハつゆ、むすへは霜となる、

各別かとかゝれたり、

一つい 俗間、またといふへきことをついといふ、はしめて逢たる
に、ついにはさりしといふ物なり、常よりも名残をそへて長
月の かさなるハ秋そつゝぬにくれぬる、

*「都城本」「ハ」なし

ね

一ね 下知したるてにはなり、よしさらはくれたにはてね花さそふ
風のつらさも見らぬ計にかゝりける、涙と人もしる計 しほら
し袖のくちはてねたく、

な

一猶 またなり、いよくなり、

一なれや なりやなり、

一なきわたる 泣まはるなり、

一なミより 波寄る、一方へよる義なり、

*「都城本」る

一夏ふかき 夏のたけたるなり、

一流れて 世上に流布して、

一なくもかな あるなかし也、願ひかななり、

*「都城本」が

一中く、中にもかへつての心もあり、又、中にもなり、中にもくといふ心中につけて也、却てといふ注の時ハ、中の心にならず、無いわの心なり、なくはの下の子加に反へるなり、此

事のなくハよかるへきに、有て却てあしきといふ儀をふくめり、なくハくとかさねたるなり、

一涙川 涙の深きを云、伊勢の名所なり、

一涙淵 右に同じ、

一涙とや 涙とてやらんと云儀なり、

一なからへハ 長引事也、

一涙せく 袖までせく也、

一なにとたゝ 何とてたゝ也、

一なをさり なけやりさま也、平生底の意、大方と云類、

一名にしおハ、シハ助字なり、

一名におふ 名を負荷する也、名を持たるなり、

一なそもかく なんそかくのこたく也、もハ助字、

一なん 何の心もなきなんあり、助字也、下知のなんあり、

一何 なんそ也、立かへるならひも春はなきものを なにそハ咲て

藤波の花、

一何とは 何とて也、さらすとて袖やハかはく神無月 何としくれ

のふりまさるらん、

一何そハ なんそなり、何とてなり、ハは助字、

一波路 波の上なり、連歌にては、舟をむすハすしてハ云わす、

一なりなん 下知のなんにて、なけと云義、

一夏なき 夏の外、夏しらぬ、涼しき義なり、

一ならずして 馴て也、ならの木かけをならずしてそきく、

一なれ 汝也、なれおしそつらしと思ふ時鳥 待を習に年の経ぬれ

ハ、

一なりぬ なりぬるなり、

一夏引 夏引の手折の糸とよめり、蚕の糸ハ夏引いたす物ゆへなり、

一なミ 并也、正月・二月・三月とならふを月なミといふ、藤な

ミ・穂なミ・なミ松の類なり、并を波にかけてもいふ、

一夏刈の芦 秋かるものなるに、夏かるをいふ、

一ならなくに あらなくになり、あとなど横通也、

一波間 波の上なり、波の立ぬまをいふもあり、

一なけ なきといふに同じ、今はたゝ花のかけともたのまれすく

れなはなけの春風そふく、くれなハ風に花のちりてかけのなき

なり、ことのはハなけなる物といひながら 思はぬためハ君も

知らなん、

一ならハし ならひて也、似せての義なり、又、ならひてくせに成

りたる心あり、

一なりけり なりにてすむを、けりをそへて云たるにハ非す、つよ

くいふ所ハ也と計いふてハ、心かいひつくされぬゆへ、けりを

そゆるなり、

む

一むまねむり 馬上にてねむるなり、

一むな車 むなしき事也、人ののらぬをいふ、

*「都城本」むま車

一むすふ 水むすふハ、水を汲む事也、水をむすひあけて夏なき年

と思ひけるかな、

う

一うき人 必我おもふ人をいふ、

一うつゝ まほろしの事にはあらず、現在目のさめたる時をいふ、

一うたて うきなり、

一うき つらき 似たる事なり、つらきハ人の上、うきハ我身のう

へなり、然れども間にハ二ツなから人の上、我上^{*}にいふもあり、

*「都城本」我身の上

一うたかた 少こしもなり、水の泡の事ながら、いかてかなといふ

詞也、又、しはらくもといふ心もあり、定家卿云、真名に、寧

なとつかへる詞のやうに思ひよる事か、さなくハ、いかてかハ

く云詞也、かりすめの心有り、しはらくの心あり、

*「都城本」と

*「都城本」そ

一うハの空 空ハうへにあるゆへ、うハのそらといふ、

一打もぬる 打の字に心なし、さりながら軽くぬる心もあるへし、

打は助字也、

一うつらふ 月のうつらふハ、てらす義なり、色のうつらふは、か

はる事也、

の

一のミ ばかりなり、

一のこる夜 よの部にあり、

一野ら らハ助字なり、野辺と同じ、

一のとけからす のとかならず、

く

一草枕 草をむすひて枕にする心ゆへ、旅になる也、

一くるとあくど くるゝと、あくるとなり、

一草のはら 草のはへたる野なり、

一草の戸さし 草庵と同じ、

一くれはつる くれふるき時分なり、

一紅のこそめ 紅の色をこく染たる也、

一くるゝ日こと 毎日のくれなり、

一雲井路 雲井ハ空の義なり、遠けれハ道のはるけきといわんと

て、雲井路といふ、

や

一や うたかひのやあり、よひ出しのやあり、心なきやあり、さす

や夕日のかけはさひしき、是ハ心なきやなり、

一やかて そのまゝなり、取もなをさすなり、即字の心、

一やまのかひ 山の間なり、両山のさかひなり、峽字也、

一やハする すましなり、またれやハするハ、またれすまし也、

一やつるゝ 損ねたる義なり、古郷は草ニやつるゝとあり、

ま

一まかふ うたかふなり、

一まち出る 待得るなり、出ると云詞は輕し、

一まゝ 見るまゝには、見るに従ひてなり、

一ま遠き 遠きまでなり、まハ助字なり、

一まゆミ まはき・ますけ、弓萩管也、真ハ付たる迄也、

一まなく 間もなく、閑断なくなり、

一真木の戸 真木ハ木をほめていふ、真蔣^{コモ}・真清水・真砂・真葛・

間袖の類なり、楨にて作る戸にはあらず、

一まにく、水のまにくハ、水のまなり、神代巻にカセンニ、随風、
万葉集に随意とかける、

一まく 手にまくハ纏ふなり、はつせめの手にまく玉やとよめり、
け

一けん けりの心にて、少しうたかふころなり、

一げに まことなり、

一けふといへは けふハと云義カなり、

*「都城本」心

一けつ けすなり、つす通用消也、水の面にもゆる沢辺のほたる哉
なにくけつへき思ひなるらん、

一けち けつに同じ、出ていなハかきりなるへきと もしけちきゆ

る物とも我ハしらすな

一けふより外 あすからなり、

ふ

一ふきしく 吹しきる、下へ吹敷く、二意あり、

一ふしハラ ふし柴といふ物なり、

一ふきむすふ 風か露を吹きミたすを吹きむすふ、嵐も露もあはれ

てふとよめり、

一吹まよふ つよくふくなり、

一ふミしたき ふみつゝけたる義あり、

こ

一氷の関 水の氷て、流をせきとめたるをいふなり、

一氷ある めハ居るなり、氷計也、水かこふりて流れず、とまりて

居る也、雲あるといふも同じ、

一氷の床 床の氷るをいふ、

一心そらなる 心の落つかす、不定なる義なり、

一心ゆるさぬ 心にゆたんせぬなり、

一心おく 隔心に遠慮する義なり、又、執心ふかく、一心を其物の
上におくをいふなり、

一こはぎ きの部にあり、

一恋わたる 月日をふる義なり、

一こい 鷹の木にのるを木居と云、恋と通してよむ、

一衣を重ぬる 逢夜ハ二人の衣を一ツにかさねてぬるゆへ、逢事に

いふなり、きぬくハ、めんくにきるゆへ、わかれになるな
り、

一ことならハ かくのことくならハ也、

一こしかた 過こし跡のかたなり、

一こけの衣 僧衣をいふ、又、いやしき衣をいふ、

一こむらさき 濃紫也、色のこき也、

一こや 摂州昆湯コヤの名所をこめていふ、又、来やといふ心をこめて

いふなり、こやハ、来れやと下知する詞、

一このめ 木のはへ出るを張るといふ、

一こもりくの初瀬 コモリク 隠口の歯とつゝくなり、

一ことわり 道理なり、尤なり、

え

一ゑしならぬ ゑしならぬなり、ハハ助字なり、

一えや さやうハえせらねぬといふ儀なり、

*「都城本」れ

て

一てふ 夢てふ物ハ、夢といふ物ハなり、

一てへバ、といへばと也、昔より名高きやとのことの葉ハ、木のも
とにこそ落つもるてへ、

あ

一あらたま あらたまるの略なり、

一あつま 日本武尊・弟橘姫の死せるをしたひ、碓井坂にて東南の
方をかへりみて、あがつまはやと宣ひしより、山東の国をあつ
まといふ、あがハわかつまなり、略してあつまといふなり、

一あたまニ なミまで也、あたまも同じ、

一あさな〜、毎朝なり、毎日なり、何時にてもなり、

一あひにあひて 物ニツ出合たる時也、あひにあひて物物思ふ比の

* (校定者註) 衍カ

我、袖にやとる月さへぬるゝ、かほなる袖もぬるゝ、露もぬ
るゝなり、

* 一あけわたる したい〜にあけゆくていなり、

一あけくれ 明暗とかく、夜のあくる時分、世上か又一通りくらく
なるを云ふなり、

* あけわたる、あけくれ、の詞「都城本」欠

一あきの霜 劍ツルキの事也

一あらぬよ 今日までなき、むかしの世といふ義なり、

一秋の心 愁の字有り、うれへになる事あり、

一あらまし 行末の事を何とせんかとせんと思ひおく義なり、

一天の関戸 天の戸、天の事までなり、

一有りとやこゝに こゝに有とてやらんなり、

一天きる そらによこきるなり、

一あとなき雲 雲は今迄ありと見せは、忽消てあとかたなきなり、

一あへぬ 萩のはな風のミけさハ音たてゝ、露もおきあへぬ秋は

来にけり、不堪の心あり、又、唐にしきあきのかたミや竜田
山 ちりあへぬ枝に嵐ふくなり、是ハひとつゝきちるやうの心

なり、又、秋とたに吹あへぬ風に色かはる 生田の森の露の下

草、是はあきとたにまた吹きためぬやうの心なり、其物にまた
ならぬ心、あへてハあひての心、逢合何も叶ふへし、あへすと

いふは事の応にて、其事にしかとあはぬといふ心、又、前後と

くと首尾を合せず、いそきて事をなす心なるへし、又、はてす
の心なりへとてと、横通あへるはてに通して、果てすの心に聞
ゆるといふ説も有り、

一あま雲は 天雲なり、ふるなとあへかへは雨雲也、

一浅ちふ 浅き茅、かやの生したるところなり、蓬生ヨモギ・葎生ムククラウの類な

り、

一おしなミ おしなへの心なり、

一あとなき庭 人のふミわけあともなき庭なり、

一あさたつ あさ時分、鹿の立てゐるを云ふ、

さ

一さそな 末の事をおしはかりていふ事あり、心ニツあり、推量の

心あり、前かたかやう有るへきと思ひしか、誠にさやうしやる

* おもひ合せたる心あり、

* 「都城本」と

一さらて さあらて也、さあらすして、

一さこそ さやうこそなり、

一さてや さやうありてやなり、

一さて そうありて也、扱、今ハたゝぬと思ひしおり〜とよめり、

一さても さやう有ても也、それでもさありても、

一さすか 有係流石一へんと云ひきらす、とこやらにかゝりの有やうの心なり、かやう／＼なれとも、又かうしたる事も有といふほとなり、

一さりとも さありとも、さきをおさへて、我おもふ心を人にいふ所におくことはなり、

一さなから それなから、さやうなから、

一さへ 物をすへていふ詞也、草の深きのミか、露さへも深くなるのなるのこゝるなり、

* (校定者註) 「なるの」 衍カ

一さたかに 定高とかく、たしかになり、

一さく波 湖水の事によむ、

一さらてたに さあらぬさへ、さあらすしてさへ、

一さのミ さやうにはかり、

一さらに 一しほなり、

一さわる とむるより少し軽し、名残を留てさハリ絶せぬ、

一さつお いやしき賤なり、八雲云、山のかり人なり、藻塩云、薩

雄、

一さやけき すきとおりとると云類なり、

一さととのしるへ うらミといふ義なり、

一さとわくる 時雨のする所も有り、せさる所もあり、*

* 「都城本」ある

一されハ 夕されハ、夕へになれハ也、春されハ・秋されハ・冬さ

れハ、何もになれはと心得て見るへし、

一さぬる さハ小字也、すこしねる儀なり、又、助字、発語の詞、

* 「都城本」ぬ

さ夜・小男鹿と同じ、いなミ野のあさちか露をふミしたきぬる夜なく鹿を鳴くなり、さぬる夜ハおほくあれとも物もはずやくぬる夜はさぬなき物を

* 「都城本」ね

き

一きぬ／＼、わかれをいふ也、衣をかさぬるハ、逢をいふなり、

一きへかて 消かたきなり、ゆきなり、

一きりのまかき 霧の遠く立て、まかきのことく成るをいふ、又、まかきのあたりに、霧のふかく立たるを云、

一紀の路 紀州へゆく道なり、紀路も同じ、

一消ねたゝ 消へよと下知したることハ也、

一木はき 草はきハ一年切にてくちる、木萩ハ、葉ハ落ても本木

はくちす、翌年、又、枝生し花の咲也、それゆへ古枝ともよめ

り、本荒の木萩ハ、萩をかりて薪となす、根よりかる時ハ、根

よりひこはへしけく生るゆへ、本しけき也、からすしておく時

は、根より生ずる事すくなく、木より枝の生ずるゆへ、枝しけ

くして、根のしけらぬを本荒といふ、藻塩草の説なり、

一霧の藩 きりのふかく、塩のことく物をへたつる故云也、又、笹

のあたりの霧をよめるも有り、

ゆ

一ゆきけ 雪のふるへきけしき也、

一ゆきま 雪のきゆる間をゆふ也、

一夕ある雲 入るにあらず、居るなり、夕に、峯杯に雲の居たる也、

一ゆきかふ 行かよふなり、往還・往復・交加なり、

み

一 みよしの 天武帝皇居の地ゆへ御吉野、又、上中下三所有ゆへ三

吉野、又、ま之通音ゆへ真吉野、真ハほめて云詞、真熊野を、

ミクまのとよむに同し、

一 みつかき 社の井垣事也、瑞籬とかく、瑞ハほめていふ詞也、

一 みらく らくハ助字也、難波かた潮干にたてる芦の葉も みらく

すくなく霜かれにけり、

一 みなと田 海辺の田なり、

一 みきハ 水の際なり、ミなきわとよむと同し、又、見際も、物

を見て一きわかわりてよく成るを、みきハかわるといふ心もあ

り、みきハマさるといふも同し、

し

一 しきしま 大和といふに同し、喜撰云、若詠、大和敷島といふと

あり、敷島や高円山などよめり、

一 しのふ かくれ忍ぶ・こらへる・恋したふ、三意有り、むかしを

したふこころあり、

一 しきたへ 枕の枕詞也、枕を敷てこころよく、妙なると云義なり、

一 白まゆミ 白木弓也、檀ハまゆミの木とよむは、梅檀にて作るか

よきゆへなり、——ハ樗木也、樗ハ匂ひあるゆへ——沈水香か

よく匂ふゆへ、樗をせんたんといひ伝ふれとも、各別の物なり、

一 塩路 塩の上なり、連歌にてハ、船をむすはすしてはいわす、

一 しるとめや しるらんや、名はしるまじきをしれかし也、

一 しのく 侵す也、波をしのき、霞をしのくハ、波・霞の中をわく

るなり、

一 しきたへ 敷妙の床、敷妙の枕しきて心よき故、妙字を付たる

也、ね床の事にいひかけていふ、

一 しむる 野をしむる、山をしむる、禁中をしめの中といふ類也、

一 しも 助字也、人をしもハ、人を迄也、しも助字也、

一 しけき ハ用、しけミハ体也、

一 しおり 山路の道しるへに、草の枝を折かけ引しおりておくなり、

一 したかれ 下枝の方などの乱れふしたるをいふ、

ひ

一 一すちに ひとへなり、

一 ひだ 引板なり、板に緒を付て曳ならず、なるこなり、鹿をおと

ろかすなり、

一 久かた 天の枕詞也、

一 一人間 人の見ぬ間なり、

一 一人だのめ 人に頼をかけさするなり、幽齋座右に、人をたくすや

うのこころなり、

も

一 もへ出る 草のやけ野より、下からはへ出るを出るといふ、

一 もそする もそせうする、

一 もしお草 潮の中にある藻也、

*「都城本」もしほ

一 物から ものなからなり、

一 もらさす のこさすなり、

一 もてはやす 珍重とかく、

一 ものうき 憂の心とは少し違ひて、懶なり、俗語の、ふしやう

／＼のこころ、すまぬこころなり、

一 もとあらのこはき きの部にあり、

せ

一せきわふる せきかぬるなり、

一せめて 何とそして也、又、親切に也、又、心にせめくてなり、

又、俗の、せめにても聞ゆるなり、

一せみの声 涼しき方によむ、又、あつき方によめるもあり、

す

一すゝろ そゝろに同じ、不意坐也、

一すかく 巢かくるの下略也、忍ふにすかくさしかにの糸とよむ、

*「都城本」さゝかに

一すり衣 遠山寺のすり衣ハ、狩衣に山鳥をすりつけたる也、遠山

すりのかり衣ハ、遠山をすり付たるなり、

一菅の根 長き物ゆへ長き枕詞にいふ、すかの根のなかき日影も春

雨の ふるをたよりにくるゝ空かな、

和歌縁詞

衣 かさぬる きる きても うら たちかへる そむる、

糸 ひく 見たるゝ たつ くる 色、

緒 見たるゝ

波 よる たつ かへる かゝる、

雪 あと かける ふり、

霧 ひより むすふ かゝる、

船 さして 渡す 海 こかるゝ、

笠 さして、

筵 しく、

雲 かくる かけて、

煙 立つ たてす、

葛 絶る 絶へさる うらミ、

繩 絶る くる、

錦 たち おる、

芦 ひとよ、

水 もる むすふ、

火 こかるゝ、

花 ちらぬ ちらず、

恋 恋路といふ故 入る 迷ふ ふミたかへる、

あし引 山の枕ことは、

久かた 天の枕ことは、

通昭家訓

一上之仰渡、謹而不可忘却之事、

但、每朔御条書・御袖判之類書留置、毎々可熟読之事、

一被仰付候御奉公、無私忠義一辺可相勤候、自分を顧ミ比興之心底有之間敷事、

一御仕置之沙汰、一向仕間敷事、

一御一門方を初、諸御役人之沙汰曾而仕間敷、惣而人之悪事を称し、過失を申事、一切無用之事、

一先祖之掟、無緩疎可相守之事、

一父母孝養可為第一候、常に父母之心を安樂にし、父母之志に不違、父母之身体を安逸なる様に專要に可勤事、

一父母より申付候儀、早速可仕之候、即難成は、帳面記置之、時々見合、無延引相仕舞、其首尾可申事、

*「都城本」見合せ、

一父母より子に対し致立腹儀有之候は、為子者は我身之不事足儀を顧ミ、父母を非とせざるハ孝子之心に候、我身を不顧、父母を非とするハ不孝之子也、不孝ハ天下第一之逆悪ニ候、謹而不孝之子たるへからざる事、

一子弟婦女無調法有之、父兄・姑・母呵を受候時は、深く其身を顧而、一言之申立仕間敷候、父兄・姑・母は、事之理非・利害を詳にし、丁寧申聞かせ、曾而怒を發し、氣に乗すへからざる事、

但、妻之夫に対し、夫之妻に対する同前たるへき事、

一婦女は、万事舅・母に尋候而可仕候、何程道理に叶ひ候事も、不問して自俣之働は、道にあたらす候事、

一婦の舅・姑に対し大形有之狀、夫を敬せざるか、或ハ夫之父母・

兄弟非分を挙げ語る者は、丁寧教戒め、改ざる者ハ、即離別すへき也、且、他人之父母兄弟を以て、父母兄弟の交をなす故、初より情意相通せず候間、遽に棄絶へからざる事、

一婦女ハ、心を貞にして静に、言ハ寡して妄なる事をいはず、形ハ清潔にしに穢れず、女功は専心にして拙からず、是を女の四功と

*「都城本」て

云、母・姑是を以日々に教へ、婦女ハ敬而日夜の業をすへき事、

*「都城本」と

一家法嚴重にして上下礼法を守り、家中の人は夫々分量に応し職事を配り授け、家主其功を見届、出精之者は賞し、無精之者は可咎之事、

一家之主たる者、恩愛に溺れ、礼義を失ふ時は、家中侮慢之心を生し、敬畏薄して家法必乱る、可入念事、

一子弟幼少より教育・仕付方可為嚴重候、不然は、成長之後、遽に教誨、其詮有間敷事、

一子弟年長に應し、昼夜之業を可授候、暫も徒に居候得は、非僻之心生し、可為邪惡之基事、

一夫婦・兄弟・親類・縁者、兼而致和睦、不断致出入、親しく可相交候、吉凶相尋患難可相救事、

一兄弟は至而親しき者也、兄は父を以弟を愛すれとも、弟無道にして兄を不敬時は、兄は弟の不弟に効ふて、愛を忘るへからず、弟は道を以て兄を敬すれ共、兄不慈にして弟を愛せざる時は、弟は兄の無道に効て、敬を忘るへからず、不慈兄には、弟愈恭敬の誠を尽すへし、不弟の弟には、兄愈友愛の道を尽すへし、年月を積む時は、不慈之兄、不弟の弟たりといふとも、後必感服して、兄

弟不和有間敷事、

一女は了簡薄き者也、其言を聞而事を行ふへからず、下人・下女ハ、日用の用事を弁し召仕ふ分之事候、其言を用ゆへからず、用ゆれば、必事に可有害事、

下人・下女ハ嚴威を以臨ミ、無用之雑談をなすへからず、慈愛を

* (校定者註) 下女へハカ

以使ひ、小過を尤むへからざる事、一毎朝卯刻を限り家中不殘起出、夫々之職事取付、不可油断事、

一毎夜亥刻臥而、下人・下女等一日之労苦を可休息候、無益之長起致間敷事、

但、讀書・芸術・職事等二付而は、随分長起すへき事、

一物好奇は限なき物にて、家を破るの基也、衣服は寒暑を凌ぎ、家居は風雨を防二而事済候、其外、道具・器物一切之物好奇可為停止事、

一歌舞之遊興、鳥獸之慰、一切無用之事、

一無用之人を集め、酒盛・盤上之遊ひ、堅く無用之事、

一飲食・色欲、其外一切之外物を以樂とする者は、己か生命を傷ひ、徳行を破る、慎て可禁止候、本心清潔にして、外欲に牽れされハ、心気和平にて、樂可無極事、

一出家・山伏等祈祷之類、一切不可有之事、

一人に接るには、己か度量をゆるく寛くすへし、度量狭ければ、物咎め多く、交不全事、

一我心を虚にして人に交れば、人忤ふ事なし、自慢て人に向へは、人心忤ふ、可有心得事、

一人に交るに、心ハ誠直に、顔色ハ溫柔に、気は和平に、言ハ從

容たる時は、人必服す、若、心気和平ならず、声・色圭角ある時は、人必疎んず、交接全からざる事、

一世に交るに、我心に不叶尤多し、是に接る事難に似て甚易し、人必短き所有り、長する所有り、其短を見て長きを見されれハ、片時も接る事難し、其長を見て其短を顧されは、身を終るまで交るとも、甚可易事、

一悪を以来る者には善を以応し、曲を以来る者には直を以答ふへし、横逆の者に会せず、己を修め、愈謙り、愈正くし、感服せざる者ハ妄人なり、是に對し、声・色を以是非を弁し、長短を效ら

* 「都城本」效ふる

ふるハ同等の人なり、可弁別事、

一言を謹は、身を修むるの肝要なり、快に乗して多言すれば、心志流蕩し、後悔無詮事、

一家を治るハ儉約なるへし、吝嗇なるへからず、儉約・吝嗇相似て大に同じからず、質樸にして奢ることなく、飯にも費なる事をせず、是儉約なり、用ゆへきに用ひす、材を吝むは吝嗇也、二ツのもの可弁別事、

一財用貧乏なれば孝養尽さず、仁愛施さず、父母安んせず、子孫勞苦す、入を量りて出す事なし、用を節にすへき事、

一米穀の入来る数を考へ、四分の三を一年の入用とし、四分の一を贏余ヨウイとし、臨時の用に備ふへし、無此謀者ハ、水旱・疾病・吉凶之変に逢時は、必家産を破り、貧乏の憂苦不可免事、

一学文・武芸、別冊之旨可相守事、

右之条々子孫々堅固可相守之、若、令違背者は不可為我子孫候、入家廟祭祀可為無用者也、

安永八年己亥正月

得能通昭判

台湾降参之記

- 一 姚部院台湾為征伐、康熙二十二年癸亥（日本天和三年也）五月十六日、福建ヨリ
下南御越、右攻之大将施提督（ステイト）、軍兵行并打漏有之候半、下南陸地
之用意大将萬提督被仰渡、六月十八日、必福建御帰被成候事、
- 一 姚ハ氏名啓（ギヤイレン）□ 一 福建より下南の間七日ニ参
- 一 下南ハ台湾渡の津口 一 姚部院ハ福建の城主
- 一 施焯ハ下南の住居、下南ハ城無之候、
- 一 姚部院ハ施焯と相役、
- 一 姚部院ハ文武二道の達者と唐にて申候人の由、部院の眷属二百人
程役儀ニ付、兵部二万人、内老万人は自分養、但、皇帝より一年
に銀千貫目、依年八百貫目、此外銀不足之時ハ、其分見合拝領之
由也、
- 一 施焯ハ眷属、兵部共に千人程、
- 一 下南と台湾渡海之間四日、
- 一 姚部院ハ去年五十八歳、施焯ハ歳不知、
- 一 部院ハ役儀ハ上、施焯は位上兵の役に有之由、施焯、伯の官よ
り侯の官に封せられ候、
- 一 台湾に施焯差渡、部院は福建に罷在、万端差引之由、
- 一 攻台湾之大将
- 主将 施焯（スラン）（割注）「福建全省水師提督之役、漳州人、全省と
ハ惣ノ水師と申事ニて候、出師は船大将の事也、」
- 左軍 朱天貴（チイテンケイ、チヤキヤン、ヒンヤン、太督名也） 浙江 平陽 惣兵官 福建興化人、
- 左軍 游灝（ユウショウ、ヒンヤン） 平陽 副将 漳州人、
- 右軍 林賢 福建 海壇 惣兵官 泉州の人、
- 右軍 副将 吳輝（ウヘイ、ハイタン） 海壇 副将 福建人

前軍 吳英^{ウエイ} 福建 興化^{ケンパ} 惣兵官 福建人、

前軍副將 鄭興^{テイケン} 興化 副將 広東人、

後軍 楊嘉瑞^{ヤウカスイ} 漳州外^{チヤンチヨハイ} 廈門^{アモン} 總兵官 江西人、

後軍副將 王祖^{ウツ} 廈門^{アモン} 副將 福建人、

中軍 陳龍 漳泉外金門 惣兵官 漳州人、

中軍副將 許応麟 金門 副將 漳州人、

後援 黃梟 泉広界山銅山 總兵官 泉州人、

後援副將 銅山 副將 福建人、

烽火營 蔣懋勳 閩安鎮 惣兵官 浙江人、

烽火副將 王祚昌 閩安鎮 遊擊 浙江人 先年封王官時隨勅使張字礼王城副遊擊人

*「都城本」垓なし

先鋒 詹六奇 江東 副將 漳州人、

同 許英 海壇 副將 福建人、

同 趙邦試 龍江 副將 泉州人、

同 韓進忠 興化 副將 漳州人、

右、台湾江差渡候内、施琅惣大将之由、

一右諸將船四百余艘、外運糧船・戦具船式百余艘、都合其勢四方

余、六月十一日、下南出船、十四日、台湾外澎湖^{ヘンホ}の冲乗掛、彼陳

* (校定者註) 「澎」カ

躰見合、十六日、海壇林賢^{ハイタクレンシヤン}・平陽朱天貴、両將致先駆、夜中稠敷

相戦候、澎湖之軍兵難遁戦死候、中国之大將朱天貴・趙邦試、石

火矢之手ニ而被成打死候、林賢鉄炮之手ニテ打死、勝負不相知候

処、烽火營蔣懋勳・王祚昌、以知略大船十余艘火薬・煙硝等載、

水主計ニ而鉄炮・石火矢打掛、敵陳之中走入候得共、敵は風下ニ

而戦場不便、戦船二百九十余艘火薬ニ而焼沈候、依中国之戦船一

度抑寄候得は、敵陳ハ手立を失、或打死、或ハ水に溺死、敵陳大

將江欽^{キヤンキン}・陳起明并小将四十七人、兵一万三千余人、難遁打死、右

一戦に中国之陳勝得、台湾戦船過分打取候、刘国軒^{リョウカウケン}林陞陣侃兵輝

等并兵船四十九艘ハ、台湾之様ニ逃伸為申由候、

烽火營ハ石火矢之役也、

一中国戦死之大將朱天貴・趙邦試、其外之小将余多致塩躰、如福建

茶毘有之候事、

葬礼之事を茶毘と申候、

一中国之陣振起勢澎湖之冲稠敷陣を張、以鉄炮台湾鹿平関口抑寄

候へ共、台湾之陣周章而、戰場之挑具取乱、却而打損、身分其

上井水湖成張陣無力天意相究、延平王鄭克爽^{ヂンフンウ}難遁、為降参之使

鄭平芙^{ヂンフンウ}・林惟崇降表并降状、中国之軍前ニ持参候間、施提督より

使者相添、福建姚部院へ送届之事

鄭平芙ハ礼官之人、延平王一門、

林惟崇ハ主客司官、此人一門ニ非ず、臣下之由、

井水湖ニ成、台湾城中之人難吞、依之天命尽、水迄も湖ニ成由

候而、延平王降参之由、

延平王ハ錦舎の子、

一延平王鄭克爽^{ヂンフンウ}印老武平侯^{リョウブヘイ}文武兼^{リョウカウカン} 刘国軒^{リョウカウケン}印は忠誠伯^{チュウシンハク}引後^{リョウカウカン} 馮錫范^{フエイシキハン}印は

使者刘国昌。馮錫韓ニ而中国之軍前ニ持参候、此使も施提督より

使者相添、福建姚部院へ送届之事、

大明皇帝より賜候印判、大清皇帝へ被差上由、

延平王歳十七、刘国軒歳六十、

一右降参之使者四人并附隨之者百余人、貢院衛門へ被召置有、兵部
番仕之事、

附随とハ使者之者事也、

貢院衛門とハ客屋之類也、

一姚部院八月十六日、下南江御越、延平王并一族御待合、十月延平王并一族下南江来着候間、降参之様子御聞届被成候、左候而、御帰館可被成候処、不慮ニ御背に擁瘡出来、為養生御滞留候得共、御快然不被成故、延平王并一族御同心ニ而、十一月九日、如福建被成御帰候事、

一延平王此中奉養之大明末孫王九人、供立五六人ツ、ニ而、姚部院ニ先達而十一月七日、福建来着候事、

延平王を姚部院同道ニ而、十一月九日、福建ニ帰入、

大明の末孫王、此中延平王奉養、此九人、老人ニ付供衆五六人も相付、十一月七日ニ福建ニ来着、

一姚部院御帰館以後、御病氣日々増重り、十一月廿九日、及大切ニ候間、夜入時分得と御越被成、直ニ遺表御認、三更時分使者被仰渡、四更之末被成死去候条、御相役都堂へ五更時分御子息より御披露も有之候事、

遺表ハ遺言を書候事、

姚表院之子息姚儀ト申也、年二十七、

一延平王大將刘国軒、去ル正月初六日、上京仕候、

一延平王叔父六舍、二月初一日、福建来着被成候、眷属は男女十余人有之候事、

六舍ハ錦舎之弟也、

一台湾ハ福建より東南方有之、下南より海路西北順風之時分、四日之由候、彼地方、差渡三十日路程之由候事、

一台湾当分爲番手総兵一人、副将二人、其外施提督旗下之将余多被

相添由事、

一台湾之儀、中国之御仕置被成義も、又外国之様被召成候儀も未相究候間、施提督・萬提督・金軍門并本韃子・蕪老斧御参会、被致僉儀、中国之御仕置に被成可然旨、三月八日呈本被成候事、

呈本とハ言上之事ニ而候、

施提督・萬提督、此兩人下南より福建江被差越、於福建右兩人、金都堂・本韃・蕪老斧金儀ニ而、台湾を中国之仕置ニ可然

旨言上之由、

一延平王鄭克爽順清ニ封し被下、五月八日、上京被成候事、

一鄭克爽叔父六舍ハ北京旗下官ニ被成召成候

*「都城本」叔父鄭六舍

一鄭克爽大將刘国軒ハ、天真衛總兵官被召成候、

一大明末孫王九人は、本所へ被召返、俸禄被下由候、

一台湾之義、総兵官一人、副将式人、遊撃四人、守衛八人、千総把

*「都城本」守備

總式拾四人、兵老万人、又は文官より知府老人、県官四人、海道一人、右官職にて可被相守由、北京より様子為参由候事

鄭克爽・鄭六舍兩人は、北京之城元へ居住、刘国軒は天真衛ハ北京の東方、道のり一日、刘国軒ハ文武の達者にて、姚部院と

同前に於唐取沙汰申候、守備よりハ千総把総下官也、

知府ハ大和の郡奉行、県官ハ庄屋役、海道ハ津口改役、其上海

上見届并船手之儀迄承役ニ而、津口番ハ、此役より別ニ有之由、

山東兗州府魯王ハ子、名ハ朱桓、

湖広荊州重晴王継子、名ハ朱口鈴、

江西建昌瀘溪王孫、名ハ朱慈燿、

建昌樂安王三子第四代孫、名ハ朱俊、
荊州府巴東王三子六代孫、名ハ朱江、

建昌舒成王三子四代孫、名ハ朱鎬、
建昌益王九代孫、名ハ朱鎬、

奉新王五子之子、名ハ朱燿、
奉南王九子四代孫、名ハ朱達、

右大明の末孫王九人の本所并名、

一鄭成功伝云、鄭成功ハ南安県石井巡司ノ人也、初名森、字大森、
父芝龍、字飛黃、小名一官、其大父紹祖為泉州太守、葉善繼ク
吏、芝龍方十歳、戲投石子、誤中太守守額、太守會治之、

*「都城本」太守額

*「都城本」禽ニ

容止笑而醜之、居無何落魄、去之日本娶倭婦、生成功、是
夜倭島万火齊明シ、芝龍心異之、數歳芝龍与仲弟芝虎亡テ、之
顏思齋党中、為盜居台湾、思齋死、芝龍為衆為魁、陸
梁ス海上、官軍莫能仇スルコト、朝議招撫以葉善繼カ習芝龍
、為書招之、芝龍感激涕命屈意下之而一軍皆嘩シ、竟叛シ
去ル、復踞海島、却截商民、往來閩広之間、天啓六年、
泊漳浦之白鎮、巡撫朱一憑、遣都司洪先春擊之、先春
被數刃、芝龍故有求撫意、微達於官軍、迺佚先春、又自
白鎮趣中左所、督師愈咨阜与戰テ敗ル、又佚之、中左ノ人
開城納之、泉守王猷遣人招諭、崇禎元年九月、芝龍殺衷紀芝龍為崇禎
党中權者

*「都城本」中有權者

于島上、忌劉香、發其父冢、刃挫而糞澹之、卒テ所部

降于督師熊文燦、三年、以下平広盜、往生黎、焚荷蘭、

*「都城本」征生黎

収劉香一功、迂都督、干テ是成功在倭已七歳矣、芝龍屢請
之、不能得、迺遣人齎金幣、往囑芝龍為大師、秉
鉞橫絶海表、軍容烜赫之状ヲ而帰ス之、成功風儀整秀儼儼有
大志、每向東望其母、常為季文・芝豹所窘セ叔父鴻達独
偉ト視ル焉、読書穎敏不洽章句、先輩王觀光一見、謂其
父曰、是兒英物非而カ所及也、十五補弟子賓、金陵有術
士、視之驚曰、此奇男子骨相非凡命世雄才、順治元年、福王
立江左、封芝龍ヲ南安伯、鴻達靖鹵伯、其明年、達与黃
道周、迎唐王、即位福州、改元隆武、晋芝龍平鹵侯、鴻
達定鹵侯、俱加大師、芝龍幼習海群盜皆盟或門下、就撫後
海船不得鄭氏令旗、不能速迂、每船例ト入三千金、歳入
千万斗、以此富敵国、自築城ヲ安平鎮、艦船直三通臥、内凡
賊遁入海者檄付芝龍、取之如寄以故鄭氏貴振于七閩、既
成功陞見隆武、奇之撫其背曰、惜無一女配卿々当尽忠吾
家、無相忘也、賜姓朱、改名成功、封御營中軍都督、
賜尚方劍儀同駙馬、自是中外称国姓云、是年日本送帰其
母、芝龍以擁立非本意、日、与文臣忤、又度章皇帝神武必不
能、偏安一隅、密有帰款意、一月、成功見隆武、愁坐悲來填膺跪
奏曰、陛下鬱々不樂得無以臣父有異志耶、臣受国厚恩、
義無反顧、臣以死扞陛下矣、三年六月、封成功一忠孝伯、八
月、隆武親往駐建寧、隆武駕陷汀州、成功南潰、方官軍之
末至玉泉也、芝豹閉城門大索薦紳軍民餉ヲ、不立立梟々、紡
ク親家母干庭、暮得数万金、俄而貝勒王及固山兵至酒潰、成

功母不_レ去死_レ之、成功大號慟不自勝、芝龍退保_二安平_一、軍容甚盛旌旗搖海、以洪黃之信未通、貝勒王、令_下郭必昌与_二芝龍_一、善者招_上之、芝龍曰、我非_二不忠于清_一、恐以立_レ主為_レ罪耳、貝勒王退_二固山_一、離安平三十里、而軍以書招_レ之、芝龍得書大喜、則召_二成功_一計事成功泣諫曰、父教_二子_三忠_一、不_レ聞_レ以_レ武、且北朝何_ノ信カ之有_シ、芝龍曰、喪乱之天_一、彼_一、此誰能常_レ之、若幼惡識_二人事_一、遂進_二降表_一、至_二福州_一見_二貝勒王_一、甚折_レ箭為_レ誓命、酒飲三日夜貝勒王知成功黠俟、以俱行既而不至、芝龍嘆曰、成功去清朝、其道敵乎、使君憂者必此子也、夜半忽拔_レ砮挾_二芝龍_一以北_ス、成功雖過_レ主列_レ爵、實未嘗一日与_二兵枋_一意氣狀、貌猶儒書也、既刀諫不從、又痛_三母死_二非命_一、悲歌慷慨謀起、師携所著儒巾襪、

鹿児島県史料集刊行一覧

No.	刊行年	史料名	担当委員
1	昭和34	薩藩政要録	桃園恵真・五味克夫
2	35	丁丑日誌(下)	芳 即正
3	36	丁丑日誌(上)	村野守次
4	37	薩摩国新田神社文書	五味克夫
5	38	一向宗禁制関係史料	桃園恵真
6	39	薩摩国山田文書	五味克夫・郡山良光
7	40	諸家大概・別本諸家大概・職掌紀原・御家譜	桃園恵真
8	41	薩摩国阿多郡史料・山田聖栄自記	五味克夫・郡山良光
9	42	御登御道中日帳御下向・列朝制度	原口虎雄
10	43	明治元年戊辰戦役関係史料	村野守次
11	44	伊能忠敬の鹿児島測量関係資料並に解説	増村 宏
12	45	管窺愚考・雲遊雜記傳	五味克夫
13	46	川上忠塞一流家譜	五味克夫・桑波田興
14	47	本藩人物誌	桃園恵真
15	48	薩陽過去帳	宮下満郎
16	49	備忘抄・家久公御養子御願一件	五味克夫
17	50	鹿児島縣地誌(上)	桐野利彦
18	51	鹿児島縣地誌(下)	桐野利彦
19	52	薩藩先公貴翰(乾)	五味克夫・桑波田興
20	53	薩藩先公貴翰(坤)	五味克夫・桑波田興
21	54	小松帯刀傳・薩藩小松帯刀履歴・小松公之記事	芳 即正
22	55	小松帯刀日記	芳 即正
23	56	新修舊鹿児島藩領国・郡・郷・村・浦・町附(上)	原口虎雄
24	57	新修舊鹿児島藩領国・郡・郷・村・浦・町附(下)	原口虎雄
25	58	三州御治世要覽	宮下満郎・桑波田興
26	59	桂久武日記	村野守次
27	60	明赫記	宮下満郎
28	61	要用集(上)	芳 即正
29	62	要用集(下)	芳 即正
30	63	平元 桂久武書翰	村野守次
31	2	本藩地理拾遺集(上)(薩摩国)	桐野利彦

No.	刊行年	史料名	担当委員
32	平 4	本藩地理拾遺集(下)(大隅国・諸縣国)	宮下満郎
33	5	江夏十郎関係文書	山田尚二
34	6	示現流関係史料	宮下満郎
35	7	榊山玄佐自記並雜丁未隨筆・榊山紹劍自記	晋 哲哉
36	8	島津世祿記	山田尚二
37	9	島津世家	島中 彬
38	10	譯司冥加録・漂流民関係史料	宮下満郎
39	11	薩摩藩天保改革関係史料一	尾口義男
40	12	薩摩学事一・鹿児島師範学校史料	宮下満郎
41	13	薩摩学事二・薩摩学事三	島中 彬
42	14	薩摩名勝志(その一)	吉元正幸
43	15	薩摩名勝志(その二)	吉元正幸
44	16	薩摩名勝志(その三)	吉元正幸・塩満郁夫
45	17	鹿児島県布達(上)	宮下満郎
46	18	鹿児島県布達(下)	宮下満郎
47	19	先君掖官遺抄・伊地知権左工門日記	堂満幸子・林 匡
48	20	加治不古老物語・薩摩雜事録・雜事奇談集・舊薩藩奇譚旧記集上・下	安藤 保・徳永和喜
49	21	西藩烈士干城録(一)	徳永和喜
50	22	西藩烈士干城録(二)	徳永和喜
51	23	西藩烈士干城録(三)	徳永和喜
52	24	通昭録(一)	安藤 保・清水 勝
53	25	通昭録(二)	塩満郁夫・尾口義男
54	26	通昭録(三)	丹羽謙治
55	27	通昭録(四)	中山右尚
56	28	通昭録(五)	中野 翠・尾口義男
57	29	通昭録(六)	丹羽謙治
58	30	通昭録(七)	塩満郁夫・堂満幸子・丹羽謙治
59	令元	通昭録(八)	徳永和喜・中野 翠・日隈正守
60	2	通昭録(九)	林 匡・佐藤宏之・三木 靖
61	3	通昭録(十)	尾口義男・丹羽謙治
62	4	通昭録(十一)	中野 翠・安藤 保

鹿兒島県史料集刊行委員会委員

五十首順

安藤 保 九州大学名誉教授

尾口 義男 前始良市歴史民俗資料館長

金井 静香 鹿兒島大学教授

五味 克夫 鹿兒島大学名誉教授

崎山 健文 鹿兒島県歴史・美術センター黎明館
学芸専門員

佐藤 宏之 鹿兒島大学准教授

塩満 郁夫 鹿兒島県歴史・美術センター黎明館
史料編纂委員

堂満 幸子 鹿兒島県歴史・美術センター黎明館
史料編纂委員

徳永 和喜 西郷南洲顕彰館長

中野 翠 元指宿高等学校長

丹羽 謙治 鹿兒島大学教授

林 匡 穎娃高等学校長

原口 泉 志學館大学人間関係学部兼法学部教授

三木 靖 鹿兒島国際大学短期大学部名誉教授

「通昭録」(十一)

(鹿兒島県史料集第六十二集)

令和五年三月

発行

鹿兒島市城山町七一
鹿兒島県立図書館

電話 ○九九―三四―九五一一
FAX ○九九―三四―五八二四

印刷

鹿兒島市南栄三丁目三〇―七
株式会社イースト朝日
電話 ○九九―二六六―五五二二